

Arms Export Control Act (“AECA”) 武器輸出管理法

米国法

第 22 編—外交

第 39 章—武器輸出管理法

目次	Page
副章 I—外交政策及び国家安全保障政策の目標及び制限	1
§ 2751. 国際防衛協力及び軍事輸出規制の必要性；大統領によるウェーバー[存在する省庁内規則や方針から逸脱する権限/裁量を与えられること]；議会への報告；武器売却政策	1
§ 2752. 外交政策との調整	2
§ 2753. 防衛役務又は防衛物品の適格条件	2
§ 2754. 米国による軍事関連の売却又はリースが認可される目的；議会への報告	6
§ 2755. 人種、宗教、国籍、又は性別を根拠とする場合に禁止される差別	6
§ 2756. 米国に所在する個人の外国による脅迫及びいやがらせ	7
副章 II—有償対外軍事援助の認可	7
§ 2761. 在庫品からの売却	7
§ 2762. 現金払いでの売却のための調達	11
§ 2763. 借款による売却	12
§ 2764. 借款保証	13
§ 2765. 売却計画の年度推計及び正当とする理由	14
§ 2766. 安全保障支援調査	16
§ 2767. 友好国である外国との協力プロジェクトを締結する大統領の権限	16
§ 2767a. [廃止]	
§ 2768. [廃止]	
副章 II-A—外国軍への建設関連の売却	18
§ 2769. 外国軍への建設関連の売却	18
副章 II-B—最終製品に組み込むための米国企業への売却	18
§ 2770. 一般的な権限	18
副章 II-C—訓練及び関連援助の交換	19
§ 2770a. 訓練及び関連援助の交換	19
副章 III—軍事輸出規制	20
§ 2771. 軍事売却の認可及び上限	20
§ 2772. [廃止]	20
§ 2773. サハラ砂漠以南のアフリカへの武器売却の制限	20
§ 2774. 対外有償軍事援助に対する借款の基準	20
§ 2775. 開発途上国への対外有償軍事援助	20
§ 2776. 軍事輸出の議会への報告及び証明	21
§ 2776a. [削除]	
§ 2777. 対外軍事売却の借款に関連する財政規定	28
§ 2778. 武器の輸出入規制	28
§ 2778a. 同位元素235の劣化ウランの輸出	35
§ 2779. 軍事売却代理人の報酬	35
§ 2779a. 報奨金の支払いに対する禁止事項	36

§ 2780. 国際テロ活動支援国との取引	37
§ 2781. 米国の反テロ活動に十分に協力していない国との取引	40
副章Ⅲ-A—防衛物品及び防衛役務の最終用途の監視	41
§ 2785. 防衛物品及び防衛役務の最終用途の監視	41
副章Ⅳ—一般条項、行政条項及び雑則	41
§ 2791. 一般条項	41
§ 2792. 行政経費	43
§ 2793. 影響を受けないその他の条項	43
§ 2794. 定義	43
副章Ⅴ—特別防衛調達資金	44
§ 2795. 資金	44
§ 2795a. 資金により調達された品目の使用及び移転	45
§ 2795b. [削除]	
副章Ⅵ—防衛物品のリース及び協同研究開発目的での融資権限	45
§ 2796. リースの権限	45
§ 2796a. 議会への報告	46
§ 2796b. 立法上の審査の手続き	47
§ 2796c. その他の条項の適用	47
§ 2796d. 研究開発を目的とする資材、消耗品及び装備品の貸付け	47
副章Ⅶ—ミサイル及びミサイル装備品又は技術の規制	48
§ 2797. 輸出許可	48
§ 2797a. 米国人によるミサイル装備品又は技術の移転の拒否	49
§ 2797b. 外国人によるミサイル装備品又は技術の移転	49
§ 2797b-1. MTCR支持国の加入の通知	52
§ 2797b-2. MTCR支持国に関する権限	52
§ 2797c. 定義	52
副章Ⅷ—化学生物兵器の拡散	53
§ 2798. 特定の外国人に対する制裁措置	53
副章Ⅸ—NATO加盟国への特定のCFE（欧州通常戦力）条約で制限される装備品の移転	55
§ 2799. 目的	55
§ 2799a. CFE 条約の義務	55
§ 2799b. 権限	55
§ 2799c. 議会への通知及び報告	56
§ 2799d. 定義	56
副章Ⅹ—核不拡散規制	56
§ 2799aa. 核濃縮関連の移転	56
§ 2799aa-1. 核再処理の移転、核爆発装置の違法輸出、核爆発装置の移転、及び核爆発	57
§ 2799aa-2. 定義された“核爆発装置”	59

武器輸出管理法

副章 I – 外交政策及び国家安全保障政策の目標及び制限

§ 2751. 国際防衛協力及び軍事輸出規制の必要性；大統領によるウェーバー[存在する省庁内規則や方針から逸脱する権限/裁量を与えられること]；議会への報告；武器売却政策

米国の究極の目標は、議会在軍備管理軍縮法[22 U. S. C. 2551 以降参照]で宣言している通り、戦禍のない、軍備による危険と負担のない世界であり、武力行使が法律の支配のもとに置かれ、変動する世界において平和的に国際間の調整が行われる世界を持続することである。その目標を推進するために、米国政府は、地域的軍備管理及び軍縮協定を促進し、軍備拡大競争を阻止する政策を堅持している。

しかしながら、議会は、米国及び他の自由独立諸国が、社会的、経済的及び政治的な発展に不可欠な国際平和と安全保障の環境を維持し促進するために、効果的かつ互恵的な防衛関係を引き続き必要としていることを認識している。防衛装備の増大する費用及び複雑さのため、いかなる国にとっても、特に発展途上国にとって、その正当な防衛上の必要性のすべてを、自国の設計製造基盤によって満たすことは、ますます困難かつ不経済となっている。侵略を阻止又は打破するために協力して行動する同盟諸国の軍隊の有効性は、これらの防衛装備品の作戦運用上の互換性に直接的に結びつくため、米国と米国が相互防衛条約によって同盟している友好諸国との間の国際的防衛協力の必要性は特に重要である。

従って、米国政府は、友好諸国と国際協定（すなわち、相互にかかわる特別な国家防衛上の要求及び目標の達成を支援する共同の資料交換、研究、開発、製造、調達及び兵站のプログラム及びプロジェクトに、各国が合意された資源を充てる目的を推進する協定）を結ぶことにより共同防衛を促進する政策を堅持している。この目的を達成するために、本章は、本章で定められる諸制限及び規制措置に従って、且つ米国の安全保障上の目標並びに国連憲章の目的及び原則を推進するために、自国の経済に過度の負担をかけることなく、自国の軍隊を十分強力な状態に維持し、装備し又は自国の軍事費を漸進的に増額負担しうる十分な経済力を有している友好諸国への米国政府による売却を認めている。

上記のすべての売却は、社会的経済的発展計画及び現在若しくは将来の軍備拡大競争に及ぼす影響だけでなく、必要な場合には当該売却、無償軍事援助及び経済援助の間の適正な均衡に特に考慮して、米国の外交政策上の国益、1961年制定の対外援助法(改正された場合はその改正版)[22 U. S. C. 2151 以降参照]で具体的に示されている米国の対外援助プログラムの目的、軍事的必要性の程度及び性格、並びに受領国の経済的及び財政的能力に整合する場合にのみ承認されるとするのが議会の一致した意見である。戦争手段に資する国際取引を削減するための取決めを締結し、地域紛争の発生危険と軍備負担を軽減するため、国際社会においてリーダーシップを行使することが米国の政策でなくてはならない。外国及び国際組織に対して防衛物品及び防衛役務の輸出、売却及び無償供与を統制する米国の諸計画又は諸手続きは、この政策を遂行する方法で実施されなければならない。

武器の国際取引の規制に関して、主要な武器供給者及び武器購入者及び他国との間で合意に達するため、大統領が多国間の協議に入るよう努力すべきとするのが議会の一致した意見である。さらに、通常型の殺戮兵器及び破壊兵器の国際的な売却及び流通を調査及び規制するため、並びに地域的な武器規制の取決めを促進するため、大統領が、すべての国と積極的に取り組むべきとするのが議会の一致した意見である。この政策を推進するために、大統領は、主要武器供給国と武器購入国からなる国際会議を召集し、国際平和と安定のために通常兵器の移転を制限する施策を考慮すべく協調した努力をしなければならない。防衛物品及び防衛役務であって、以下に該当するものの総額は、いずれの会計年度においても、現在の水準を超えてはならないとするのが議会の一致した意見である—

- (1) 本編の § 2761 若しくは § 2762 のもとに売却されるもの；又は
- (2) 商業ベースでの売却契約のもとに外国又は国際組織の軍隊、警察、諜報機関又はその他の国内治安部隊に向けて、又はこれらでの使用のため、又はこれらの利益のために、本編の § 2778 のもとに輸出が許可される或いは認可されるもの。

大統領が、通常兵器の移転における抑止政策の堅持を大統領が維持すること、並びに、この政策を世界中に実施していく中で、世界のすべての地域における米国の安全保障上の国益に対して、バランスのとれたアプローチが講じられ、かつ、十分な考慮が与えられなければならないと、かつ、開発途上国の諸国への通常兵器の流入を規制することに特別な配慮が払われなければならないとするのが議会の一致した

意見である。この目的を達成するために、大統領は、開発途上国への通常兵器の流入を抑止するために他の武器供給国と協議を継続するよう強く促されている。

§ 2752. 外交政策との調整

(a) 国務長官の職務権限の侵害のないこと

本章に含まれるどの条項も、国務長官の職務権限を侵害するように解釈されてはならない。

(b) 売却、リース、融資、協力プロジェクト、及び輸出の監督及び指揮についての責任

国務長官は、大統領の指示のもとに、(軍事援助、経済援助及び平和計画のための食料等の国外での他の米国の活動を考慮して)、本章のもとでの売却、リース、融資、協力プロジェクト及び輸出の継続的な監督及び全般的指揮(限定されるものではないが、以下の裁定を含む)について責任を負うものとする。

- (1) 一国に対する売却又は融資が行われるか否か及びこれらの総額；
- (2) 一国にリースが行われるか否か；
- (3) 協力プロジェクトが行われるか否か及びこれらの範囲；並びに
- (4) 上記の売却、リース、協力プロジェクト又は輸出のもとでの引渡し又はその他の行為は、売却、融資、リース、協力プロジェクト及び輸出が他の米国の活動に統合されるため、並びに米国の外交政策がそれによって最もよく役立たれるために行われるか否か。

(c) 米国の代表者間での調整

大統領は、米国の在外公館長のリーダーシップのもとに、各国の米国政府代表者間での調整を確実なものとするために、適切な手続きを定めなければならない。在外公館長は、売却に関係する当該代表者の勧告が、政治的及び経済的に配慮して調整されることを確認しなければならない。また、在外公館長が望む場合、上記の勧告に在外公館長のコメントが添付されなければならない。

§ 2753. 防衛役務又は防衛物品の適格条件

(a) 大統領の同意の前提条件；議会への報告

いかなる防衛物品又は防衛役務も、以下に該当する場合を除いて、本章のもとに米国政府により、いずれの国又は国際組織にも売却又はリースされてはならないし、協力プロジェクト(本編の § 2767 で定義される)に関して、いかなる契約も締結されてはならない。

- (1) 防衛物品及び防衛役務の当該国又は当該国際組織に供給することにより、米国の安全保障が強化され、或いは世界平和が促進されると大統領が認めた場合；
- (2) 当該国又は当該国際組織が、防衛物品若しくは関連する訓練若しくはその他の防衛役務であって、その国又は国際組織にそのように供給されたもの或いは協力プロジェクト(本編の § 2767 で定義される)で生産されたものの所有権若しくは占有権を、それらが供給された目的以外の目的で、その国若しくは国際組織(又は、協力プロジェクトの場合、北大西洋条約機構若しくは指定された加盟国(米国を除く))の担当官、職員又は代理人ではない者に、移転しないこと、並びに、大統領の同意が最初に得られていない限り、当該物品又は関連する訓練若しくはその他の防衛役務を、それらが供給された目的以外の目的で、使用しないこと又は使用することを許可しないことに合意した場合；
- (3) 当該国又は当該国際組織が、当該物品又は役務の機密を保持し、かつ、当該物品又は役務に対して米国政府により与えられるのと実質的に同程度の機密保護を備えることに合意した場合；並びに
- (4) 当該国又は当該国際組織が、防衛物品又は防衛役務を購入又はリースすることが、その他の場合において適格である場合。

大統領は、兵器、兵器システム、軍需品、航空機、軍用舟艇、軍用艦艇、又はその他の武具を他の国に移転する承認要請を考慮する際に、対象としている防衛物品を米国自身が当該国に移転する考えがない限り、その移転に対して(2)項のもとでの大統領の同意を与えないものとする。それに加えて、大統領は、米国軍需品リストに掲載されている重要防衛物品の移転に対して、(2)項における大統領の同意を与えてはならない(ただし、移転の同意を要求している外国が移転を行う前に当該防衛物品を非軍事化することに合意している場合、又は非軍事化されないのであれば、申請された受領者である外国が、最

初に大統領の同意を得ることなく、他のいかなる国若しくは人に向けても当該防衛物品を移転しない約束を米国政府に書面で提出している場合を除く)。大統領は、本副節の(2)号に従って締結されたそれぞれの合意の実行についての報告を直ちに下院議長、下院外交委員会、及び上院の外交委員会に提出しなければならない。

(b) 大統領の同意の必要性

副節(a)の(2)項のもとでの、又は本篇の§ 2314(a)の(1)項(当該項の副項(B)に関連するところのもの)のもとでの大統領の同意は、本篇の§ 2778(j)(1)(C)(i)で言及される条約が大統領の事前の同意なしに当該移転を許可する場合、或いは以下に該当する場合、本章のもとに米国により売却される防衛物品の外国又は国際組織による移転については、必要としない—

- (1) 当該物品が、外国の防衛物品に組み込まれた部分品にあたる場合；
- (2) 受取人が、北大西洋条約機構の加盟国政府、オーストラリア政府、日本政府、韓国政府、イスラエル政府、又はニュージーランド政府である場合；
- (3) 受取人が、本篇の§ 2371において指定されている国でない場合；
- (4) 米国原産の部分品が、以下のものでない場合—
 - (A) 重要軍用装備品(本篇の§ 2794(9)で定義されている)である場合；
 - (B) 本編の§ 2776(b)のもとに議会への通知が必要な防衛物品である場合；及び
 - (C) 規則によって、ミサイル技術規制レジーム品目として特定されている場合；並びに
- (5) その外国又は国際組織が、当該移転を行った日から 30 日後以内に米国政府に防衛物品の移転について通知を提出した場合。

(c) 借金の終了、借入金保証又は売却；大統領による違反報告；国家安全保障上の除外；復権の条件

- (1) (A) 以下に定めるところにより本章のもとにいかなる外国に対しても、その外国が、当該法律に従って締結された取決めに実質的に違反して(数量の条件において、又は結果の重大性の条件において(含まれる数量の如何を問わない))本章又は旧法のもとに供給された防衛物品又は防衛役務を使用する場合、いかなる借入金(借入金への関与を含む)も発行されたり、いかなる借入金保証も供与されてはならない—
 - (i) 本篇の§ 2754のもとに認可されていない目的で、又は(当該物品若しくは役務が本篇の§ 2754のもとに認可されたもの以上に限定された目的でのみ使用できることを当該取決めが規定している場合にあっては)当該取決めのもとに認可されていない目的で、当該物品若しくは役務を使用すること；
 - (ii) 大統領の同意なしに、受取国の担当官、従業員又は代理人でない者に当該物品若しくは役務を移転すること、又は当該物品若しくは役務を使用することをこれらの者が許すこと；或いは
 - (iii) 当該物品又は役務の機密保持を怠ること。
 - (B) 以下に定めるところにより本章のもとにいかなる外国に関しても、その外国が、当該法律に従って締結された取決めに実質的に違反して(数量の条件において、又は結果の重大性の条件において(含まれる数量の如何を問わない))本章又は旧法のもとに供給された防衛物品又は防衛役務を使用する場合、いかなる現金払い又は以前の売却に基づくいかなる引渡しも行っていない—

本篇の§ 2754のもとに認可されない目的で、又は(当該物品若しくは役務が本篇の§ 2754のもとに認可されたもの以上に限定された目的でのみ使用できることを当該取決めが規定している場合にあっては)当該取決めのもとに認可されていない目的で、当該物品若しくは役務を使用すること。
- (2) 大統領は、本副節の(1)項で定められる違反が発生した可能性があるとの情報を受け取り次第、すみやかに議会に報告しなければならない。
 - (3) (A) 本副節の(1)項の副項(A)及び(B)の双方で定められる違反の事案において、大統領が違反していると裁定し、議会に書面でそのように報告した場合、又は議会が合同決議によりそのように裁定した場合、その外国は本副節の(1)項の副項(A)、又は当該項の副項(A)及び(B)の双方において不適格であるとみなされるものとする。
 - (B) 本副節の(1)項の副項(B)に基づく大統領による不適格の裁定にもかかわらず、大統領が議会に、その停止が米国の安全保障に重大な悪影響を及ぼすことを書面で証明した場合、現金払い及び以

前の売却に基づく引渡しを行うことができる（ただし、議会が、そのような不適格に関して本項の副項(A)に従って合同決議を採択しているか、採択した場合を除く）。

(4) 本副節の(1)項に従って不適格と裁定された国は、以下に該当する時まで依然として不適格であるものとする—

- (A) 大統領が、当該違反がなくなると裁定した場合；かつ
- (B) 関係国が、当該違反が再発しない十分な保証を大統領に与えた場合。

(d) 書面による議会への証明の提出；内容；機密扱いの資料；同意の有効期日；議会への報告；手続きの対象とならない移転

(1) (5)項を条件として、大統領は、価額（当初取得費用）が1,400万ドル以上の主要防衛装備品の移転、又は価額（当初取得費用）が5,000万ドル以上の防衛物品若しくは関連する訓練若しくはその他の防衛役務の移転について、副節(a)の(2)項又はこの副節の3番目の文章又は本編の§2314(a)(1)又は§2314(a)(4)のもとに、大統領の同意を与えることができない（ただし、大統領が、そのような申請された移転に関して、以下の内容を含む書面による証明を下院議長、下院の外交委員会、及び上院外交委員会に提出している場合を除く）—

- (A) 上記の移転を行うことを申請している国又は国際組織の名称、
- (B) 移転されることが申請された物品又は役務の説明（その取得費用を含む）、
- (C) 上記の物品又は役務の申請された受取人の名前、
- (D) 上記の申請された移転の理由、並びに
- (E) 上記の移転の実施予定日。

本項に基づいて議会に提出された証明は機密扱いとはされないものとする（ただし、移転されることが申請された物品又は役務のドル価額及び数量に関する情報が、一般に開示された場合、米国の安全保障に明らかに有害となる場合には、当該情報を機密扱いにできる）。

(2) (A) 副項(B)で規定される場合を除いて、大統領が本副節の(1)項に基づいて提出された証明書の中で、申請された移転に対する同意が米国の国家安全保障上の国益のために直ちに効力を生じることを必要とする緊急事態が存在することを述べない限り、当該同意は当該提出日から暦日で30日後までは効力を生じないものとし、また、その後30日間の期間内に、議会が申請された移転を禁止する合同決議を制定しない場合にのみ当該同意は効力を生じるものとする。

(B) 北大西洋条約機構、当該組織の加盟国、日本、オーストラリア、韓国、イスラエル、又はニュージーランドへの申請された移転の場合、大統領が本副節の(1)項に基づいて提出された証明書の中で、申請された移転に対する同意が米国の国家安全保障上の国益のために直ちに効力を生じることを必要とする緊急事態が存在することを述べない限り、当該同意は当該提出日から暦日で15日後までは効力を生じないものとし、また、その後15日間の期間内に、議会が申請された移転を禁止する合同決議を制定しない場合にのみ当該同意は効力を生じるものとする。

(C) 大統領が副項(A)又は(B)に基づく大統領の証明書の中で、申請された移転に対する同意が米国の国家安全保障上の国益のために直ちに効力を生じることを必要とする緊急事態が存在し、それに従ってその副項の要求事項を撤回することを述べた場合、大統領は、大統領の裁定についての正当とする詳細な理由（移転に対する即時の同意及び関連する国家安全保障上の国益の協議を必要とする緊急状況の説明を含む）を記述しなければならない。

(D) (i) 本項に基づく合同決議は、1976年制定の国際安全保障支援及び武器輸出管理法の§601(b)の条項に従って、上院で審議されるものとする。

(ii) 本項のもとに合同決議の審議及び成立を促進する目的で、当該合同決議の審議の手続きをとる動議は、しかるべき委員会により報告された後、下院においてより高い優先議案として取り扱われるものとする。

(3) (A) (5)項を条件として、価額（当初取得費用）が1,400万ドル以上の主要防衛装備品の移転、又は価額（当初取得費用）が5,000万ドル以上の防衛物品若しくは防衛役務の移転であって、本編の§2778のもとに輸出が許可された若しくは輸出が認可されたもの又は本編の§2778(j)(1)(C)(i)で言及される条約にもとづいて本章の輸出許可要求事項から除外されたもののうち、その条約が米国政府の事前の承認なしに移転が認可されていないものに対する大統領の同意について、そのような同意を与える前に、大統領が(1)項の副項(A)から(E)で指定される情報を含む証明を下院議

長、下院の外交委員会、及び上院の外交関係委員会の委員長に提出しない限り、大統領は同意を与えることができない。そのような証明は以下の期日までに提出されなければならない—

(i) 北大西洋条約機構の加盟国又はオーストラリア、日本、韓国、イスラエル、若しくはニュージーランドへの移転の場合には、少なくとも暦日で当該同意が与えられる 15 日前まで；
及び

(ii) その他の国への移転の場合には、大統領が、大統領の証明の中で、申請された移転に対する同意が米国の国家安全保障上の国益のために直ちに効力を生じることを必要とする緊急事態が存在することを述べない限り、少なくとも暦日で当該同意が与えられる 30 日前まで。

大統領が、大統領の証明書の中で、そのような緊急事態が存在することを述べた場合（それに従って、場合に応じて (i) 又は (ii) 項及び副項 (B) の要求事項を撤回することを述べた場合）、大統領は、大統領の決定についての詳細な理由（申請された移転に対する同意が即時に効力を生じることを必要とし、かつ関連する国家安全保障上の国益の協議を必要とする緊急状況の説明を含む）をその証明書の中で示さなければならない。

(B) 副項 (A) の対象となる移転に対する同意は、場合に応じて副項 (A) (i) 又は (ii) で指定される 15 日又は 30 日の期間の終了後に、その期間内に議会が申請された移転を禁止する合同決議を制定しない場合にのみ、効力を生ずるものとする。

(C) (i) 本項に基づく合同決議は、1976 年制定の国際安全保障支援及び武器輸出管理法の § 601 (b) の条項に従って上院で審議されるものとする。

(ii) 本項に基づく合同決議の審議及び制定を促進する目的において、そのような合同決議の審議の手続きをとる動議は、しかるべき委員会により報告された後、下院においてより高い優先議案として取り扱われるものとする。

(4) この副節は、以下に対しては適用されないものとする—

(A) 防衛役務のメンテナンス、修理若しくはオーバーホールの防衛役務の移転、又はそのような役務を提供する際に使用される修理部品若しくはその他の防衛物品の移転（その移転によって、メンテナンス、修理又はオーバーホールされる防衛物品及び役務の軍事的な能力において、もともとの仕様と比較して増強することにならない場合に限る）；

(B) 単にメンテナンス、修理若しくはオーバーホールを受けることを目的とする防衛物品の一時的な移転；或いは

(C) 北大西洋条約機構の加盟国間若しくは北大西洋条約機構とその加盟国との間の次の (i) 又は (ii) に関する協定に対して—

(i) 協力的な役務相互提供協定、又は

(ii) 主導国の調達協定（そのような主導国の調達に関して本編の § 2776 (b) に従って議会に送られる証明書が、主導国に代わって調達が申請された被譲渡人が特定されている場合に限る）。

(5) 北大西洋条約機構 (NATO) 加盟国又はオーストラリア、日本、韓国、イスラエル、若しくはニュージーランドへの移転であって、上記の国々以外の国を含む新規の売却地域を認可していないもの場合、(1) 項及び (3) (A) 項で示される大統領の同意に対する制限事項は、その移転が次のいずれかに該当する場合にのみ適用されるものとする—

(A) 価額（当初取得費用）が 2,500 万ドル以上の主要防衛装備品の移転；又は

(B) 価額（当初取得費用）が 1 億ドル以上の防衛物品若しくは防衛役務の移転。

(e) 大統領の同意なしでの移転；議会への報告

大統領が、防衛物品、又は関連する訓練若しくはその他の防衛役務の移転が、本節又は本編の § 2314 に基づいて必要とされる大統領の同意なしに行われたとの情報を受け取った場合、大統領は、直ちにその情報を下院議長、下院の外交委員会、及び上院の外交関係委員会報告しなければならない。

(f) 核不拡散協定及び条約に違反した国への売却及びリース

核爆発装置（本編の § 6305 (4) で定義される）及びセーフガード対象外の特別核物質（本編の § 6305 (8) で定義される）の不拡散に関する国際条約又は協定に基づいて米国に対する拘束力のあるコミットメントについて重大な違反したと大統領が裁定した国に向けていかなる売却又はリースも行ってはならぬ

い。

(g) 物品の無認可の使用

1999年11月29日以降に米国政府により締結された米国軍需品リスト掲載物品の売却又はリースの契約には、当該物品が本編の§ 2754のもとに認可されていない目的で、又は当該契約において当該物品が本編の§ 2754のもとに認可されているものよりもより限定された目的でのみ使用できることを規定している場合にあっては、当該契約において認められていない目的で、当該物品が用いられたことについての信憑性の高い報告を、米国政府が検証する権利を保有していることを記述しなければならない。

§ 2754. 米国による軍事関連の売却又はリースが認可される目的；議会への報告

防衛物品及び防衛役務は、もっぱら国内治安のため、合法的な自衛のため、大量破壊兵器の拡散及び当該兵器の発射手段を抑止若しくは阻止するため、受取国が国連憲章に沿って地域的若しくは集团的協定若しくは措置に参加できるようにするため、又は受取国が国際平和及び安全保障を維持若しくは回復する目的で国連が要請する集团的措置に参加できるようにするため、或いは外国の軍隊が開発途上の友好国において公共事業の建設を可能とし、当該友好国の経済的及び社会的な発展に有用なその他の活動に従事することを可能とするため、当該友好国に向けて米国政府により本章のもとに売却又はリースされるものとする以下を条件として、上記の外国の軍隊は、市民活動業務のためにのみ維持又は設置されてはならず、また、その市民活動業務は、軍事ミッションを遂行する軍事力を著しく減じないものであって、全体的な経済的及び社会的発展に対する活動と調和し、これらの活動の一部を形成するものであるとするのが議会の意向である：

この認可に含まれるいかなる資金も、ギリシャ、トルコ、イラン、イスラエル、中国、フィリピン及び韓国以外の開発途上国に対して、高性能兵器システム（例えば、軍用のミサイルシステム及びジェット航空機）の売却に関して、借款保証を与えたり、借款を供与したり、又は借款の増額分担引受に関与することに用いられてはならないことを条件とする（ただし、大統領が、当該融資が米国の国家安全保障にとって重要であると裁定し、そのような各裁定の30日以内に議会に報告した場合を除く）。

§ 2755. 人種、宗教、国籍、又は性別を根拠とする場合に禁止される差別

(a) 議会の政策宣言

本章のもとで防衛物品又は防衛役務を提供することに米国人（第26編の§ 7701(a)(30)で定義される）が関与することを、人種、宗教、国籍又は性別を根拠に妨げる法律、規則、公式の政策、又は政府の慣行を有する外国に向けて若しくはその外国のために、いかなる売却も行ってはならず、また、いかなる借款（借款への関与を含む）又は借款保証も供与してはならないとするのが米国の政策である。

(b) 要員の雇用；要求される契約条項

- (1) 本章に基づく機能を遂行するいかなる機関（米国内におけるか外国におけるかを問わない）も、その機能の遂行に参加させるために要員を雇用又は任命する際に、人種、宗教、国籍又は性別を根拠とする外国政府の排他的政策又は慣行を考慮に入れてはならない。
- (2) 本章に基づく機能を遂行するために当該機関により締結されたそれぞれの契約には、その契約に基づいて機能を遂行するいかなる個人、合名会社、企業又はその他の事業者（米国内におけるか外国におけるかを問わない）も、その機能の遂行に参加させるために要員を雇用又は任命する際に、人種、宗教、国籍又は性別を根拠とする外国政府の排他的政策又は慣行を考慮に入れてはならない。

(c) 大統領による報告；内容

大統領は、米国人（第26編の§ 7701(a)(30)で定義される）が本章のもとに売却又は輸出が許可された取引又は本編の§ 2778(j)(1)(C)(i)で言及される協定に基づく輸入若しくは輸出の遂行に参加することを、人種、宗教、国籍又は性別を根拠に外国政府により妨げられている事例に関して、直ちに下院議長、下院の外交委員会、及び上院の外交関係委員会の委員長に報告を伝達しなければならない。当該報告には次の事項を含まなければならない—

- (1) 当該差別の事実及び状況の説明、
- (2) 米国又は関係機関又はこれらの職員の側での、それに対する対応、並びに

(3) もしあれば、当該対応の結果。

(d) 大統領からの情報に対する議会の請求；必要な情報；60日の期間；情報提供の不履行；売却の停止又は制限

(1) 上院の外交関係委員会又は下院の外務委員会の要請に基づいて、大統領は、当該要請を受けてから60日後以内に、当該要請で指定された国に関して、国務長官の助力によって作成された、以下の内容を示す声明を双方の委員会に伝達しなければならない—

(A) 当該国政府の排他的政策又は慣行が、人種、宗教、国籍又は性別を根拠としており、かつ、前述の当事者が本章のもとに売却又は輸出が許可された取引の遂行に当該者が参加することを妨げている場合、当該政策又は慣行について入手可能なすべての情報；

(B) それらに対する米国の対応及び当該対応の結果；

(C) 当該政策又は慣行にかかわらず、次の(i)及び(2)についての大統領の意見—

(i) 当該売却又は許可された取引の継続を必要とする異常な状況が存在しているか否か、もし存在するのであれば、その状況の説明及びそのような売却又は許可された取引が、(議会が本節のもとに課することができる条件に従って)、継続されるべき範囲の説明、及び

(ii) 当該売却又は輸出が許可された取引を継続することが米国の国益にかなっているすべての事実について；並びに

(D) 当該委員会が要求する場合があるその他の情報。

(2) 売却又は許可された取引に関する声明が本副節の(1)項に基づいて請求されているが、その請求が受け取られてから60日以内に当該定めに従い伝達されない場合、当該売却又は許可された取引は、当該声明が伝達されるまで停止されるものとする。

(3) (A) 売却又は許可された取引に関する声明が本副節の(1)項のもとに伝達されている場合、それ以降いつでも、議会はその売却又は許可された取引を停止又は制限する合同決議を採択することができる。

(B) 当該決議は、1976年制定の国際安全保障支援及び武器輸出管理法の§601(b)の条項に従って、上院で審議されるものとする。

(C) その法律の§601で用いられ用語“証明書”とは、本項でいうところにおいて、本副節の(1)項のもとに伝達される声明をいう。

§ 2756. 米国に所在する個人の外国による脅迫及びいやがらせ

米国に所在する個人に対して向けられた一貫した行動形態で脅迫又はいやがらせに携わっていると大統領により裁定された国に関して、本章のもとに、いかなる引合状も発行できないし、いかなる借款若しくは借款保証も供与することができないし、いかなる輸出許可も発行することができない。

大統領は、すべての当該裁定について、直ちに下院議長、下院の外交委員会、及び上院の外交関係委員会の委員長に報告しなければならない。

副章 II 一有償対外軍事援助の認可

§ 2761. 在庫品からの売却

(a) 適用できる国又は国際組織；支払条件；特定の防衛物品の価額

(1) 大統領は、適格な国又は国際組織が、以下に掲げる価額を米国ドルで支払うことに同意する場合、当該国又は国際組織に対して、国防総省及び沿岸警備隊の在庫から防衛物品及び防衛役務を売却することができる—

(A) 前述の同意が締結された時点で、補填されることを意図していない防衛物品の場合には、それらの実際の価額以上で；

(B) 前述の同意が締結された時点で、補填されることを意図している防衛物品の場合には、当該物品の減価償却分を減額した当該物品の補填の見積り額(契約若しくは生産に係る費用を含む)；又は

(C) 防衛役務の売却の場合には、米国政府が当該役務を提供するのに要する全費用(ただし、1961年制定の対外援助法の第II部の第5章[22 U.S.C. 2347 以降参照]のもとに同時に援助を受ける購入者又は高所得の外国(上記の章で定められる)に売却される訓練の場合においては、当該援

助を、提供する際に米国政府により負担されるこれらの追加費用のみを除く)。

- (2) (1) 項の副項(A)でいうところにおいて、3,000 トン以下で船齢が 20 年以上の海軍の艦艇の実際の価額は、国防総省により決定されるところにより、当該船艇のスクラップ価額又は公正価格(改造費用を含む)のいずれか高額の価値以上であるとみなされるものとする。

(b) 支払時期

本節の副節(d)で規定される場合を除いて、支払いは前払いで行われるか、大統領が国益に沿うものと裁定した場合には、防衛物品の引渡しと同時に若しくは防衛役務の提供と同時にに行わなければならない。

(c) 売却された防衛役務(戦闘行為を行うことが禁じられている)を実行する要員

- (1) 本章のもとに売却される防衛役務を実行する要員は、これらの防衛役務の実行に関連して、米国外において米国の要員を戦闘行為に従事させる可能性がある戦闘的性格を有するいかなる任務(訓練及び助言に関連する任務を含む)も実行してはならない。
- (2) 米国人の生命又は財産を危機にさらす可能性がある重大な戦闘行為又はテロ行為又は一連のこのような行為であって、米国の要員が本章又は 1961 年制定の対外援助法[22 U. S. C. 2151 以降参照]に基づいて防衛役務を実行する国に関係する行為が存在する場合又は状況の変化があった場合、その 48 時間以内に、大統領は、以下に示す書面による報告書を(もし必要であれば機密扱いで)、下院議長及び上院議長代行に提出しなければならない—
- (A) そのような国の特定；
- (B) そのような戦闘行為又はテロ行為の説明；並びに
- (C) そのような戦闘行為又はテロ行為によって危機にさらされる可能性がある米国軍の軍人の数及び米国の民間人の数。

(d) 支払請求；支払期日後の利息；利率及び支払期日の延長

大統領が本節の副節(b)に基づいて国益に沿っていると裁定した場合、1976 年 6 月 30 日以降において本節のもとに発行される引合状のもとに行なわれた売却品の支払請求は、当該防衛物品の引渡し又は防衛役務の提供が行われた日付で発行することができ、また、購入する国又は国際組織がそれらを受領次第、支払われるものとする。上記の支払請求日から 60 日後以内に支払われなかったところの、期限が到来して支払義務が発生している正味総額に対して利息がかけられるものとする。かけられる利息の利率は、支払請求月の前月末時点での米国の短期債務平均市場利回りを考慮して財務長官により決定される利率以上の利率とするものとし、また、支払請求日から計算されるものとする。大統領が、購入者の当該防衛物品又は防衛役務を取得するための緊急必要額が、前述の 60 日の期間内に米国に代金を全額支払うのに十分な資金について購入者が手当てできる借入限度額を超えると裁定し、かつ、その裁定を、本章のもとに当該購入に融資する追加資金の認可及び歳出予算についての特別緊急要請を添えて議会に提出した場合、大統領は、上記の 60 日の期間を 120 日まで延長することができる。

(e) 負担金；減額又は免除

- (1) 1976 年 9 月 30 日以降、防衛物品の売却の引合状又は防衛役務の売却の引合状であって、本節に基づいて又は本編の § 2762 に基づいて発行されたものには、以下に該当する適切な負担金を含まなければならない—
- (A) 行政サービスに対する負担金(本編の § 2792(b)及び本編の § 2792(c)で指定される物品及び役務のすべての購入者に対して、本章に基づいて行なわれる売却に要する全管理費の見積額(固定運の比例負担を除く)を回収するために平均パーセンテージベースで計算される)；
- (B) 主要防衛装備品の研究、開発及び生産の経常外費用の比例配分された負担金(1961 年制定の対外援助法の § 503(a)(3)[22 U. S. C. 2311(a)(3)]のもとに移転される資金又は本章の § 2763 における返済を要しない基準で利用可能とされる資金のいずれかにより全額が支払われる装備品を除く)；並びに
- (C) 当該物品の購入者の費用において貯蔵されている防衛物品の在庫からの売却に関連する通常の在庫ロスの回収に対する負担金。
- (2) (A) 大統領は、もし売却された場合、北大西洋条約機構の標準化、米国と日本、オーストラリア、

韓国、イスラエル若しくはニュージーランドとの間で相互防衛条約を推進するためのこれらの国との標準化、又は協力協定に基づく外国の米国内調達によって、米国政府の国益を著しく増大させる特定の売却について、本項が適用できなければ(1)(B)項のもとに適切であるとみなされる1つ以上の負担金を、減額又は免除することができる。

(B) 大統領は、大統領が以下のことについて裁定した場合、特定の売却について、本項が適用できなければ(1)(B)項のもとに適切とみなされる1つ以上の負担金を免除することができる—

(i) 1つ以上の負担金を課すことが、結果として売却損になる見込みがある場合；又は

(ii) 軍隊で使用するために調達もされている主要防衛装備品の売却の場合には、1つ以上の負担金を免除することが、(供給元より購入される当該装備品の合計数量が増加することによって結果として当該装備品の単価で減額をもたらす)、結果として軍隊の使用のために調達される装備品の費用に関して米国の負担を減ずる(1つ以上の負担金を免除する理由で以前の歳入が実質上相殺される)ことになる場合。

(C) 大統領は、主要防衛装備品の特定の売却に関して、以前に(1)(B)項のもとに適切であると考えられた1つ以上の負担金を増額することについて、その増額が、当該項でいうところの1つ以上の負担金を計算するために用いられた生産数量ベースの見積り(それが行なわれたときに妥当な見積り)の修正から生じている場合、免除することができる。

(3)(A) 大統領は、以下のいずれかの支援において北大西洋条約機構(NATO)の支援組織及びその執行機関への売却に関連して、(1)(A)項で別途要求される行政サービスの負担金を免除することができる—

(i) 支援協力協定；又は

(ii) NATO/SHAPE[欧州連合軍最高司令部]プロジェクト。

(B) 国防長官は、本項の副項(A)のもとに免除された負担金額で、本編の§2792(b)を遂行するために設立された資金を返済することができる。そのような返済は、国防総省が利用できる資金から行うことができる。

(C) 本項で用いられるところにおいて—

(i) 用語“兵器システム協力協定”とは、北大西洋条約機構(NATO)の支援組織及びその執行機関の2以上の加盟国間での協定であって、以下に該当するものをいう—

(I) その組織憲章の条件に従って締結されたもの；及び

(II) 参加国間で共通の共同後方支援活動を目的とするもの；並びに

(ii) 用語“NATO/SHAPE[欧州連合軍最高司令部]プロジェクト”とは、NATOの公共投資基金とともに北大西洋条約機構体から割り当てられた借款又は受け入れ国による借款によって支援される共有基金プロジェクトをいう。

(f) 契約の一般の閲覧

本節又は本編の§2762を根拠に米国と外国との間で締結される契約は、米国の国家安全保障に沿って最大限可能な範囲で、その契約を一般の閲覧に利用されても差しつかえないように作成されなければならない。

(g) 北大西洋条約機構標準化協定、同様の協定；経費の返済；議会への伝達

大統領は、1975年10月7日の本法律(公法94-106)の§814を遂行するにあたり、北大西洋条約機構標準化協定を締結することができ、また、非NATO主要同盟国と同様の協定について、その協定の財政的な基本方針が互惠主義に基づいている場合、二国間又は多国間ベースの訓練の協力的供与のために、締結することができる。そのような協定には、すべての直接経費の返済を含めなければならないが、間接経費、行政上の追加負担金及び被訓練者の宿泊費(ただし、同等の宿泊施設を利用している米国軍軍人が、そのような宿泊施設を米国によって負担されている範囲については除く)に関する返済については除外することができる。上記のそれぞれの協定は、下院議長、下院の外交委員会、並びに上院の歳出予算委員会、軍事委員会及び外交委員会に直ちに伝達されなければならない。

(h) 相互品質保証；検査；契約管理業務、及び契約監査の防衛役務；目録資料及び目録役務

(1) 大統領は、次のいずれかに関連して、本節のもとに品質保証、検査、契約管理業務及び契約監査の

防衛役務を提供（負担金なしで）することを認可する一

(A) 防衛物品、防衛役務若しくは設計建設役務に関する契約若しくは下請け契約の斡旋若しくは管理に関連する役務であって、1979年10月29日以降において、北大西洋条約機構の加盟国である外国政府又はオーストラリア、ニュージーランド、日本、韓国、若しくはイスラエル政府により締結されたもの又は当該外国政府に代わって本章に基づいて締結されたもの（その政府が米国政府に対して互恵的な協定に従って無償で防衛役務若しくは設計建設役務を提供している場合に限る）；又は

(B) 防衛物品、防衛役務若しくは設計建設役務に関する契約若しくは下請け契約の斡旋若しくは管理に関連する役務であって、北大西洋条約機構の安全保障投資プログラムに基づいて、そのプログラムに参加している外国政府が同様の契約若しくは下請け契約に関連して無償で、当該役務を提供している協定に従って行われるもの。

(2) 本節の目的を実行する際に、大統領は、北大西洋条約機構、当該組織の加盟国政府、又は韓国、オーストラリア、ニュージーランド、日本、若しくはイスラエル政府が米国政府に互恵的な協定に従って目録資料及び目録役務を無償で提供している場合、北大西洋条約機構、当該組織の加盟国政府、又は韓国、オーストラリア、ニュージーランド、日本、若しくはイスラエル政府に対して、当該資料及び役務を無償で提供することを認可する。

(i) 軍の戦闘即応態勢に影響を及ぼす売却；議会への申告；引渡しに対する制限

(1) 防衛物品及び防衛役務の売却であって、米国軍の戦闘即応態勢に重大な悪影響を及ぼす可能性があるものは、極力最低限にとどめるものとする。大統領は、本節のもとに或いは副章ⅡBを根拠に行われる防衛物品又は防衛役務の売却が米国軍の戦闘即応態勢に重大な悪影響を及ぼす可能性がある場合、その売却の申請に関して詳しい説明を与える声明書を、同じ日に下院の議長、下院の外交及び軍事委員会、並びに上院の軍事及び外交委員会に伝達しなければならない。上記の各声明書は、そこに含まれる情報のいずれかの項目の一般への開示が米国の安全保障に明らかに支障になる範囲を除いて、機密扱いとしないものとする。やむをえず機密扱いとする情報については補足の報告書に収容されるものとする。上記の各声明書には、上記の売却申請の1件ごとに関連する説明を付し、また、以下の事柄を示さなければならない一

(A) 売却が行なわれることが申請される先の国又は国際組織；

(B) 申請される売却数量；

(C) 売却されることが申請される防衛物品又は役務の説明；

(D) 申請される売却が米国軍に与える影響の十分な説明；並びに

(E) その申請される売却を正当とする理由（その売却が米国の安全保障にとって重要であることの証明を含む）。副項(E)で定められる証明は、当該証明が伝達された日に効力を生じるものとし、且つその後1年以内の期間、効力を有するものとする。

(2) 本副節の(1)項のもとに報告を必要とする売却のもとでは、(1)項の(E)項によって伝達されることが求められる証明が有効でない限り、いかなる引渡しも行なってはならない。

(j) [廃止]

(k) 国家技術産業基盤への過剰な防衛物品の売却による影響

国防総省の在庫量を超える防衛物品の本章のもとで売却を締結する前に、大統領は、当該物品の売却が国家の技術産業基盤に悪影響を持たないことを裁定しなければならない、そして特に、国家技術産業基盤において事業者が当該物品が移転される国々への新規若しくは中古の装備品を売却する機会を減じることがないことを裁定しなければならない。

(l) 防衛物品の修理

(1) 通則

大統領は、外国又は国際組織から修理可能な防衛物品について、当該防衛物品が以下に該当する場合、取得するすることができる一

(A) 本章のもとに当該国又は国際組織に以前に移転されたもの；

- (B) 最終製品でないもの；並びに
- (C) 国防総省の在庫品の中にある同じ種類の防衛物品と交換されるもの。

(2) 制限事項

大統領は、以下に該当する範囲においてのみ、(1)項で規定される権限を行使することができる—

- (A) (i) 国防総省が、返送される防衛物品を必要としている場合；かつ
 - (ii) 国防総省が、当該目的に関して、認可され、割当てられた利用可能な十分な資金を有している場合；又は
- (B) (i) 国防総省が、防衛物品の返送（本章に従って実施される引合受諾書に基づいて、その後他の外国政府若しくは国際組織に移転されるための返送）について受諾している場合；かつ
 - (ii) 国防総省が、本章に従って実施される引合受諾書に基づいて、そのような他の外国政府若しくは国際組織によって若しくはこれらに代わって提供される利用可能な十分な資金を有している場合。

(3) 要求事項

- (A) (1)項に基づいて修理可能な防衛物品と引き換えに新規又は修理された防衛物品を受け取る外国政府又は国際組織は、返送される修理可能な防衛物品の米国政府による受理と同時に、修理及び置き換えの取引に関連する総費用を負担するものとする。
- (B) 副項(A)に基づいて負担される総費用は、同様の修理及び置き換え取引について米国軍に負担される費用に本節の副節(e)(1)(A)に従う行政上の追加負担金を加えたのと同額としなければならない。

(4) その他の特定の法律の条項との関係

副節(a)で規定される修理可能な防衛物品の返送を受け取る大統領の権限は、第10編の第137章又は契約の締結に関連するその他の法律の条項の対象とはならないものとする。

(m) 防衛物品の返送

(1) 通則

大統領は、防衛物品が以下に該当する場合、外国又は国際組織からの防衛物品の返送を受け取ることができる—

- (A) 本章のもとに、当該国又は国際組織に以前に移転されたもの；
- (B) 重要軍用装備品（本編の§2794(9)で定義される）でないもの；並びに
- (C) 修理又は修復が不要で、十分に機能する状態にあるもの。

(2) 制限事項

大統領は、以下に該当する範囲においてのみ、(1)項で規定される権限を行使することができる—

- (A) (i) 国防総省が、返送される防衛物品を必要としている場合；かつ
 - (ii) 国防総省が、当該目的に関して、認可され、割当てられた利用可能な十分な資金を有している場合；又は
- (B) (i) 国防総省が、防衛物品の返送（本編に従って実施される引合受諾書に基づいて、その後他の外国政府若しくは国際組織に移転されるための返送）について受諾している場合；かつ
 - (ii) 国防総省が、本章に従って実施される引合受諾書に基づいて、そのような他の外国政府若しくは国際組織によって若しくはこれらに代わって提供される利用可能な十分な資金を有している場合。

(3) 借款に対する借款

(1)項のもとでの防衛物品の米国政府による取得及び受け取りの際に、供給者のしかるべき有償軍事援助勘定は、取引を反映して借款されなければならない。

(4) その他の特定の法律の条項との関係

(1)項で規定される防衛物品の返送を受け取る大統領の権限は、第10編の第137章又は契約の締結に関連するその他の法律の条項の対象とはならないものとする。

§ 2762. 現金払いでの売却のための調達

- (a) 大統領の権限；外国又は国際組織による信用保証；利率

本節で別途規定される場合を除いて、大統領は、別途規定している歳出予算又は契約の認可に対して負

担金を求めることなしに、外国又は国際組織に米国ドルで防衛物品又は防衛役務を売却するための調達契約を締結することができる（ただし、その外国又は国際組織が米国政府に対して以下に掲げる事項について信用保証を提供している場合に限る）

- (1) 当該契約の全額を支払うこと（契約において、当該契約に関して生じたいかなる損失も米国政府にかけないことを保証すること）、並びに
- (2) その契約によって必要とされる支払い及び当該契約のキャンセルにより生ずる可能性がある損害及び費用について、これらの支払い、損害又は費用の支払期日前において、必要とされる時期に必要とされる額で資金が利用できるようにすること。当該国又は国際組織が、総合的に勘案して、そのすべての未払いで未決済の信用保証のもとに支払いが遅れている正味金額（全体としてみなされる）に対して利息がかけられるものとする。かけられる利息の利率は、純滞納が生じた前月末現在の米国の未払いの短期債務に対する平均市場利回りを考慮して財務長官により決定される利率以上の利率とするものとし、また、純滞納が生じた日から計算されるものとする。

(b) 緊急性の決定に基づく引合状の発行；支払のための歳出予算枠

大統領は、国益にかなっていると裁定した場合、防衛物品の引渡し又は防衛役務の提供と同時に支払請求を行い、支払請求日から 120 日後以内に支払いを行うことと定める引合状を、本節のもとに発行することができる。しかしながら、大統領のこの権限は、さらに大統領が、購入者の当該防衛物品又は防衛役務を取得するための緊急必要額が、信用保証を根拠に支払いを行なうのに十分な資金について購入者が手当てできる借入限度額を超えると裁定し、かつ、その双方の裁定を、本章のもとに当該購入者に融資する追加資金の認可及び歳出予算についての特別緊急要請を添えて議会に提出した場合にのみ、行使することができる。国防総省が利用できる歳出予算は、防衛物品及び防衛役務の調達契約によって必要とする支払いに必ずや使用することができ、また、物品又は役務が売却された先の国又は国際組織から、それ以降に受け取られた金額により返済されるものとする。

(c) 1951 年制定の再交渉法の適用

1951 年制定の再交渉法の条項 [50 U. S. C. App. 1211 以降参照] は、本節、本編の § 2769 又は法律の旧条項のもとに、これまでに締結された若しくは今後締結される調達契約には適用されない。

(d) 競合的な原価計算

- (1) 返済を要しない基準で利用可能とされる資金から全額が支払われる防衛物品及び防衛役務の本節のもとでの売却を実施する中で行なわれる調達契約は、収益、間接費、独自の研究開発、入札及び提案並びにその他の原価計算要素に関して、自らの使用のために国防総省により購入される同様の品目の調達に適用されるのと同じ原価計算ベースで価格設定をしなければならない。
- (2) 購入者の追加又は独自の要求事項を満たすことに関連する直接経費は、(1) 項で定められる契約において容認されるものとする。上記の直接経費に適用される販売手数料は、自らの使用のために国防総省により購入される同様の品目の調達に適用されるのと同じ率で容認されるものとする。

§ 2763. 借款による売却

(a) 防衛物品及び役務の融資調達、及び設計・建設役務

大統領は、大統領が本節の要求事項に整合していると裁定できる条件において、友好国及び国際組織による防衛物品、防衛役務並びに設計建設役務の調達の資金を融資する権限を有している。他の法律の条項にかかわらず、また、歳出予算委員会の通常の通知要求事項を条件として、本節の権限は、米国の民間の供給者から防衛物品（主要防衛装備品（民間用途の可能性を持つヘリコプター及びその他の種類の航空機を除く）は含まない）のリース（購入をオプションとするリースを含む）による調達のためにイスラエル及びエジプトに融資を提供するのに利用することができる（ただし、大統領が、本章のもとでの政府対政府間の売却よりも民間のリースによって提供されているそれらの防衛物品に関して、やむを得ない外交政策又は国家安全保障上の根拠があると裁定した場合に限る）。

(b) 返済期間

大統領は、当該国又は国際組織との貸付契約が米国政府を代表して署名されてから 12 年後以内の期間

において米国ドルで返済を求めものとする（ただし、当該国又は国際組織に関する制定法により、より長い期間が明確に認可されている場合を除く）。

(c) 利率；定義

- (1) 大統領は、大統領が決定することができる利率で本節のもとに金利を課すものとする（ただし、その利率は年率で5%未満にすることができない）。
- (2) 本節に基づき提供される融資でいうところにおいて一
 - (A) 用語“金利の譲許的レート”[譲渡性の高い利率]とは、金利の市場利率より低い金利の利率をいう；並びに
 - (B) 用語“金利の市場利率”とは、米国政府が同等の満期の未払いの売買可能債務に対して支払うところの、現在の平均利率以上の利率（本節に基づく調達融資の前月末現在の利率）をいう。

(d) 借款への関与

本節のもとに供与される借款に対する法律における言及には、借款への関与に対する言及を含むとみなされるものとする。

(e) 以前の借款又は貸付のための支払い

- (1) 本節を遂行するために利用できるようにされた資金は、(2)項を条件として、本節のもとにすでに供与された借款又は本編の§ 2764のもとにすでに借款保証された貸付のために、米国に対して支払う義務がある元金及び利息の支払いを行なうのに外国によって利用することができる。
- (2) 本節を遂行するために利用できるようにされた資金は、(1)項の根拠に基づく元金又は利息の前払いのためには利用してはならない。

(f) 特定の民間企業の監査

各会計年度の間、国防長官は、国防安全保障援助局長官の要請を受けて、外国政府と契約（この契約のもとに、防衛物品、防衛役務又は設計建設役務が、当該企業により、当該政府のために本節に基づく融資から調達されるもの）を締結した民間企業の費用弁済不要契約に対して監査を実施しなければならない。

(g) キャッシュフロー融資に関する届出要求事項

- (1) 本節のもとにキャッシュフロー融資が承認された各国及び国際組織について、本章又は1961年制定の対外援助法[22 U. S. C. 2151 以降参照]のもとに利用可能とされる資金の全体若しくは一部で融資される価額が1億ドルを超える防衛物品、防衛役務又は設計建設役務の調達に関する引合受諾書若しくはその他の購入契約書、又はこれらの修正版は、1961年制定の対外援助法の§ 634A(a) [22 U. S. C. 2394-1(a)]で指定される議会の委員会に、その節に基づく再プログラム届出に適用される手続きに従って、提出されなければならない。
- (2) 本副節でいうところの用語“キャッシュフロー融資”は、本編の§ 2765の副節(d)の中で与えられる当該用語の意味を持つ。

(h) 直接通商契約に対する基金の使用制限

本節を遂行するために会計年度において利用できるようにされる金額のうち、当該会計年度につき1億ドル以下が、本章のもとに米国政府により売却されない防衛物品、防衛役務並びに設計建設役務の調達を融資する目的で、イスラエル及びエジプトを除く国々に利用できるようにすることができる。

§ 2764. 借款保証

(a) 不払いの政治的リスク及び信用リスクに対する借款保証

大統領は、米国でビジネスを行なっている個人、企業、合名会社又はその他の法人団体（連邦金融銀行以外の米国政府機関を除く）が、友好国及び国際組織に防衛物品、防衛役務並びに設計建設役務の借款による売却をする際の融資から生じる不払いの政治的リスク及び信用リスクを保証することができる。そのような保証に対し保証料が課せられるものとする。

(b) 友好国及び国際組織の約束手形の売却；支払の借款保証

大統領は、本編の § 2763 のもとに融資される借款による売却のため、米国に対する返済義務の証拠として、友好国及び国際組織により発行された約束手形を、個人、企業、合名会社又はその他の法人団体（連邦金融銀行以外の米国政府機関を除く）に売却することができ、また、当該約束手形の支払を保証することができる。

(c) 借款保証引き当て基金；保証金の支払い；規定額以下の借款保証引き当て

1980年12月16日以前に本節のもとに義務のあった資金であって、本節のもとに発行される借款保証に基づく支払請求に対する唯一の引当金を構成する資金は、その日以降においても、本節でいうところの費用に引き続き利用できるものとする。その唯一の引当金は、1985年8月8日以降において、“借款保証引き当て基金”と呼ばれる場合がある。本編の § 2763 及び本編の § 2311 の条項を遂行するために必要な費用のために提供される資金は、借款保証引き当て基金の中の資金がその目的に不十分な範囲において、借款保証引き当て基金に対する支払請求に利用されることができる。本章の条項又は他の法律の条項（本章に基づく資金の利用可能性に対する禁止若しくは制限に関連する条項）でいうところにおいて、本節に基づいて借款保証が発行された場合はいつでも、このように借款保証された貸付の元金総額は、本章のもとに利用可能とされる資金であると、みなされるものとする。これにより発行される借款保証は、米国の十分な信頼と借款によって支援されるものとする。

§ 2765. 売却計画の年度推計及び正当とする理由

(a) 議会への報告；内容

本節の副節(d)で規定される場合を除いて、毎年2月1日までに大統領は、次の会計年度の間に計画されている安全保障援助計画の年次提出資料の一部として、しかるべき議会の委員会に以下の内容を示す報告を伝達しなければならない—

- (1) 700万ドル以上の主要兵器若しくは兵器関連の防衛装備品、又は2,500万ドル以上のその他の兵器若しくは兵器関連の防衛装備品であって、現会計年度の間承認されることが適格とみなされるものの、本章のもとでのすべての売却及び輸出許可された商業ベースでの輸出、並びに本編の § 2778(j)(1)(C)(i)で言及される協定に基づく輸出を対象とする武器売却の申請と共に、当該売却及び許可された商業ベースでの輸出が当該年度の間実際に結果として引合状又は輸出許可証の発行の最も見込みがあるとみなされるものを示したもの；
- (2) 売却及び輸出許可された商業ベースでの輸出、並びに本編の § 2778(j)(1)(C)(i)で言及される協定に基づく輸出であって、米国から各外国に行なわれることが予期されるものの総額の推計；
- (3) 各国への予期される売却又は輸出許可された商業ベースでの輸出に関わる米国の国家安全保障の判断、各国への予期される売却と当該国に関連する武器規制との関係についての分析、並びにそのような予期される売却の当該国を含む地域の安定に及ぼす影響についての分析；
- (4) 本副節の(1)及び(2)で示されるところの、武器購入国に向けての及びその国からの国際的な武器取引量に関する推計と共に、前会計年度の間すべての主要受取国へのすべての主要武器の供給者による兵器及び兵器関連防衛装備品の売却及び引渡しが一番正確とされる見積り；
- (5) (A) 次会計年度において、米国によりそれぞれの外国及び国際組織に提供される防衛物品及び防衛役務、軍事教育及び訓練、無償軍事援助、並びに借款及び借款保証の総計としてのドル価額及び数量の推計；並びに
(B) 次会計年度において本章のもとに借款又は借款保証の提供が計画されているそれぞれの国、及び現会計年度の10月1日時点で1億ドルを超えるキャッシュフロー融資（本節の副節(d)で定義される）が承認されたそれぞれの国について—
 - (i) そのような承認されたキャッシュフロー融資の総額、
 - (ii) 行政上の最高限度及び適用される規制の説明、並びに
 - (iii) 当該国に対して、そのような承認されたキャッシュフロー融資を支払うために別途利用可能な財源の説明；
- (6) 本章のもとに全就業時間ベースで職務を実行する米国政府の担当官及び職員により前会計年度の間実行された役務（その返済が本編の § 2792(b)又は本編のお § 2761(a)のもとで規定されている役

務)の分析と説明(当該役務を実行する際に関わる要員の数を含む);

- (7) 本節のもとに報告が行なわれた直近の会計年度の会計年度末時点における本編の § 2764(c)のもとでの引当金の中の資金の総額と共に、借り手国の現在の債務負担能力(1961年制定の対外援助法の § 634(a)(5) [22 U. S. C. 2394(a)(5)]に従って議会に報告されるもの)を考慮して、本編の § 2764に基づいて発行される借款保証のもとに支払い請求の引当金としての当該資金の総額の適切性の査定;
- (8) 本編の § 2753(a)(1)に基づいて大統領によって行なわれる事実認定が当該伝達日において有効であるすべての国のリスト;
- (9) 韓国軍を近代化する韓国のプログラムのもとに行なわれる進捗状況、韓国の中の相互安全保障活動における米国の役割、並びに韓国と北朝鮮の間の軍事バランス;
- (10) 前会計年度の間におけるキューバ軍へのソビエトの軍事援助の量と内容並びにキューバ軍の軍事力;
- (11) 1961年制定の対外援助法[22 U. S. C. 2151以降参照]、旧法、又は国際的な安全保障の支援を認可する法律のもとに、それ以前に行なわれた各貸付け及び借款保証又は保険の各契約について、そのままにして残っている未払いの債務又は将来生じる可能性のある債務に関する状況;本章のもとに、それ以前に行なわれた防衛物品又は防衛役務の調達のための借款の各延長、並びに当該調達に関連した保証の各契約について、そのままにして残っている未払いの債務又は将来生じる可能性のある債務に関する状況;
- (12) (A) 各国及び国際組織に対して米国により提供されたすべての物品、役務、借款、借款保証又はその他の形態の援助の詳細な会計報告(前会計年度の間に地雷の探知及び除去(地雷の探知及び撤去の教育、及び技術援助の提供に関連する活動を含む)のための国連への支払いを含む);並びに
(B) 副項(A)で定める地雷撤去活動のために資金を利用できるようにする若しくは歳出予算を認可する法律の各条項について、前会計年度の間に着手された目標及び活動の分析及び説明(当該活動を実行する際に関わった要員の数を含む);
- (13) 次の12か月の間に過剰な防衛物品として移転することができるようになる見込みがあると考えられる重要軍用装備品(本編の § 2794(9)で定義される)である兵器システムのリスト、及びそれらの数;並びに
- (14) 大統領が必要であると考えられる可能性のあるその他のそのような情報。

(b) 議会の追加情報の要求

副節(a)に基づいて提出された情報に関連する追加情報について、副節(e)で定められるいずれかの議会の委員会により行われた要請の受領から30日以内に、大統領は当該委員会に当該情報を提出しなければならない。

(c) 機密扱いでない形態の情報又は機密扱いでない要約のついた機密扱いの付属資料の提出

大統領は、副節(a)又は(b)で求められるすべての情報について、機密扱いでない形式で全面的に提出するためのあらゆる努力を払わなければならない。大統領が当該情報を機密扱いの形式で提出する場合はいつでも、そのような機密扱いの情報を付属資料として提出しなければならない。また同時に、そのような機密扱いの情報の詳細な要約を、機密扱いでない形式で提出しなければならない。

(d) 定義された“キャッシュフロー融資”

本節の副節(a)(5)(B)でいうところの用語“キャッシュフロー融資”とは、本章又は1961年制定の対外援助法の § 503(a)(3) [22 U. S. C. 2311(a)(3)]のもとで融資が承認された引合受諾書又はその他の購入契約書の合計の見積価格と、これらに関して承認された融資総額とのドル差額をいう。

(d) 議会への情報の伝達

本節の副節(a)(4)で求められる情報は、毎年4月1日までに議会に伝達されなければならない。

(e) 定義された“しかるべき議会の委員会”

本節で用いられる場合、用語“しかるべき議会の委員会”とは、上院の外交委員会及び歳出予算委員会並びに下院の外交委員会及び歳出予算委員会をいう。

§ 2766. 安全保障支援調査

(a) 認定声明及び政策

議会は、米国によって外国のために作成された安全保障援助の調査が、それらの国の以降の軍事調達に重要な影響を持っていることを承知している。米国の方針として、米国により実施される安全保障支援調査の結果は、外国に軍用装備品を提供する米国のコミットメントを明確に表明しないものとする。さらに、そのような調査の中での勧告は、本章で規定される武器輸出規制政策と整合していなければならない。

(b) 報告要求事項

本編の § 2776 (a) で求められる四半期毎の報告書の一部として、大統領は、以前の暦四半期の間に認可されたすべての安全保障支援調査のリストであって、調査が実施された若しくは調査が実施されることになる国、調査の目的、及び調査に参加した若しくは参加する米国政府の要員の人数を明記したものを含めなければならない。

(c) 議会への調査の提出

下院の外務委員会の委員長又は上院の外交関係委員会の委員長の要請があり次第、大統領は、米国政府の要員によって実施された安全保障支援調査のコピーを当該委員会に提出しなければならない。

(d) 定義された“安全保障支援調査”

本節で用いられる場合、用語“安全保障支援調査”とは、米国政府の要員によって外国において、安全保障支援に関する当該国のニーズを評価する目的で実施される調査又は研究をいい、防衛の必要性の調査、現地調査、全般的な調査若しくは研究、及び技術評価調査を含む。

§ 2767. 友好国である外国との協力プロジェクトを締結する大統領の権限

(a) 大統領の権限

大統領は、北大西洋条約機構又は当該機構の一か国以上の加盟国との協力プロジェクト協定を締結することができる。

(b) 定義

本節で用いられる場合—

(1) 北大西洋条約機構又は当該機構の一か国以上の加盟国との協定における用語“協力プロジェクト”とは、北大西洋条約機構に加盟の国々の軍隊の標準化、合理化及びインターオペラビリティ[相互運用の可能性]の目的を推進するために着手され、かつ、以下のことを規定する、共同で管理する協定(当事国間の書面による協定で記述されたもの)をいう—

(A) 一か国以上の他の参加国のために、特定の防衛物品の研究、開発、テスト、評価若しくは共同生産(後から続く支援を含む)の費用を米国と分担すること；

(B) 副項(A)に従って共同で開発された防衛物品の米国と他の加盟国での同時生産；又は

(C) 他の加盟国からの防衛物品若しくは防衛役務の米国による調達又は北大西洋条約機構若しくは当該機構の下部機構からの軍需品の米国による調達；

(2) 用語“協力プロジェクト”は、副節(j)のもとに締結された協定の場合、参加国の通常防衛戦力を向上する参加国の進行中の多国家間活動を増強するために着手され、かつ、以下のことを規定する、共同で管理する協定(当事国間の書面による協定で記述されたもの)をいう—

(A) 一か国以上の他の参加国のために、特定の防衛物品の研究、開発、テスト、評価若しくは協同生産(後から続く支援を含む)の費用を米国と分担すること；

(B) 副項(A)に従って共同で開発された防衛物品の米国と他の参加国における同時生産；又は

(C) 契約の他の参加国からの防衛物品又は防衛役務の米国による調達；並びに

(3) 用語“他の参加国”とは、協力プロジェクトの米国以外の参加国をいう。

(c) 費用の公平な負担に対する合意；協定の限定された内容

協力プロジェクトの各協定は、米国及び他の各参加国が、協力プロジェクトに対して、当該協力プロジェクトの全費用の公平な負担に寄与し、当該協力プロジェクトの結果の公平な分け前を受けられることを規定しなければならない。当該協力プロジェクトの全費用には、間接費、管理コスト及び特許申請費用を含む。米国及び他の参加国は、当該協力プロジェクトのために必要な資金又は防衛物品若しくは防衛役

務における、当該協力プロジェクトの全費用の公平な負担に寄与するものとする。米国政府から受け取られる軍事援助及び融資は、当該協力プロジェクトの費用の負担を提供するために他の協同国によって利用されてはならない。当該協定では、当該協定に従っていない契約に関連して、いかなる要求事項も、参加国にワークシェアリング又はその他の産業上若しくは商業上の賠償を課してはならないことを規定しなければならない。

(d) 契約上又はその他の義務；前提条件

大統領は、歳出予算又は契約の認可に対して負担金を課すことなく、他の参加国に代わって協力プロジェクトに関する契約を締結するか、その他の義務を負うことが可能である（ただし、協力プロジェクトの他の各参加国が以下のことに合意している場合に限る）—

- (1) 当該契約又はその他の義務の当該国の公平な分担金を支払うこと、並びに
- (2) 契約又はその他の義務によって必要となる可能性がある時点で且つ上記の総額で、当該資金が利用できるようにすること、並びに当該支払い、損害又は費用の支払期日がくる時点で先立って、契約又はその他の義務の実施又はキャンセルにより生ずる可能性がある損害及び費用を支払うこと。

(e) 負担金の撤回；行政上の追加負担金

- (1) 1985年制定の国際安全保障及び開発協力の法の施行日以降に締結されたこれらの協力プロジェクトに関して、大統領は、本編の § 2761 及び § 2762 のもとでの売却に関連して、本編の § 2761 (e) のもとに別途適切とみなされる一つ以上の負担金であって、当該売却が当該協力プロジェクトの一部として行なわれるものについて、減額又は撤回することができる（ただし、他の参加国が対応する負担金を減額するか撤回することに合意した場合に限る）。
- (2) 本編の § 2761 (e) (1) (A) 及び § 2792 (b) の条項にもかかわらず、行政上の追加負担金は、本章のもとに行なわれる他の売却に対して、本節のもとでの当該追加料金の減額又は撤回を補償するために、増額されてはならない。このような他の売却に基づいて受け取られる資金は、米国政府により負担される費用（減額又は撤回が本節のもとに大統領により承認されているもの）を返済するために利用されてはならない。

(f) 協定案に関して付番された証明の議会への伝達；内容

協力プロジェクト協定が米国のために署名される 30 日前までに、大統領は、そのような計画された協定に関する付番された以下のことを示す証明を、下院議長、下院の外交委員会、上院の外交関係委員会の委員長及び上院の軍事委員会の委員長に伝達しなければならない—

- (1) 証明が行なわれるものに関する協力プロジェクトの詳細な説明；
- (2) 当該協力プロジェクトを推進するために生産されることが予期される防衛物品の数量の推計；
- (3) 協力プロジェクトへの米国の参加に関して、協力プロジェクトの全費用の推計とあわせて、全費用のうち米国政府により負担される部分の推計（本編の § 2761 (e) (1) (A) 及び § 2792 (b) の撤回の結果としての費用の見積りを含む）、並びに全費用のうち他の参加国により負担される部分の推計；
- (4) 当該協力プロジェクトのために米国及びその他の各参加国によって分担される資金のドル価額の推計；
- (5) 当該協力プロジェクトのために米国及びその他の各参加国によって分担されることが予期される防衛物品及び防衛役務の説明；
- (6) 当該協力プロジェクトから得られることが期待される外交政策及び国家安全保障上の利益の説明；並びに
- (7) 知られている範囲において、計画された協定を順守するため、個々の元請け業者に対して元請け契約が与えられる見込みがあるか否か、又は、個々の下請け業者に対して下請契約が与えられる見込みがあるか否か。

(g) 適用される報告及び証明要求事項

北大西洋条約機構国との協力プロジェクトの場合、本編の § 2776 (b) は、本編の § 2761 又は § 2762 のもとに行なわれる売却並びに本節のもとでの協力プロジェクトに基づいて行なわれる生産及び輸出には適用されないものとし、さらに、本編の § 2776 (c) は、協力プロジェクトの一部として、そのような売

却が行なわれる場合、当該生産及び輸出が続いて起こる場合、又は当該輸出許可若しくは認可が発行される場合、本編の § 2778 のもとでの輸出許可又はその他の認可の発行には適用されないものとする。

(h) 売却に適用される法規条項

本節のもとでの権限は、本編の § 2761 及び § 2762 における権限並びに他の法律の条項における権限に加えられる形で存在する。

(i) 1985 年 10 月 1 日以前に締結された協定

(1) 国務長官及び国防長官の承認をうけて、1985 年制定の国際安全保障及び開発協力法によって行なわれる本節の改正の施行日以前において、米国により締結された協力協定であって、そのように改正された本節の要求事項を満たす協力協定は、当該日以降において、そのように改正された本節のもとに行なわれたものとして扱われるものとする。

(2) 1985 年制定の国際安全保障及び開発協力法によって行なわれる本節に対して行なわれた改正にもかかわらず、その改正の施行日以前に本節の権限のもとに締結されたプロジェクトは、その改正の施行日以前の直近において有効であった本節の条件に従って、終結に至るまで完遂することができる。

(j) NATO 加盟国ではない友好国との協力プロジェクト協定

(1) 大統領は、北大西洋条約機構非加盟国である外国の友好国について、北大西洋条約機構の一か国以上の加盟国との当該協定を締結する権限を大統領が有するのと同じ一般的な条件のもとに、協力プロジェクト協定を締結することができる（ただし、大統領が当該国との協力プロジェクト協定が米国の外交政策又は国家安全保障上の国益にかなっていると裁定した場合に限る）。

(2) [削除]

§ 2767a. [廃止]

§ 2768. [廃止]

副章 II-A—外国軍への建設関連の売却

§ 2769. 外国軍への建設関連の売却

大統領は、適格な外国又は国際組織への設計建設役務について、その外国又は国際組織が米国政府に対してそのような役務の提供の全額以上を米国ドルで支払うことに合意している場合、売却することができる。支払いは、米国政府の担当官又は非従業員による当該役務の実施に先立って米国政府に対して行わなければならない。大統領は、その外国又は国際組織が以下について信用保証を米国政府に与える場合、別途規定される歳出予算又は契約認可に対する負担金を要求することなく、本節のもとでの売却に関する設計建設役務の調達契約を締結することができる—

- (1) 当該契約（米国政府に契約上のいかなる損失に対しても保証する契約）の全額を支払うこと；並びに
- (2) 当該支払い、損害又は費用の支払期日がくる時点に先立って、契約によって要求される支払いに応じること、並びに当該契約のキャンセルにより生じる可能性がある損害及び費用に応じることが必要となる可能性がある時点で、総額で資金が利用できるようにすること。

副章 II-B—最終製品に組み込むための米国企業への売却

§ 2770. 一般的な権限

(a) 大統領による米国企業への防衛物品及び防衛役務の売却；役務の遂行に対する制限事項；売却機関に対する信用償還

本節の副節(b)で指定される条件を満たす場合、大統領は、取り決められた契約を根拠として、現金払いの条件で以下のことを行うことができる：

- (1) 防衛物品を、その置換え費用の見積額（若しくは、役務の場合には実際の費用）以上で売却すること、又は

(2) 米国企業に対して、当該企業により次のいずれかで販売される最終製品に組込むため（及び同時支援又は後から続く支援のため）、それらの契約又は製造の費用以上で、米国政府に防衛物品を調達又は製造販売すること：

(i) 本編の § 2778 のもとでの輸出許可若しくは承認に基づく友好国又は国際組織への直接的な商業ベースでの販売、又は

(ii) 本節の副節 (b) の対象となる火器部品の場合、本編の § 2778 のもとでの承認に基づいて、友好国若しくは国際組織への直接的な引渡しに限定する商慣行を利用しての販売。

大統領は、本副章の要求事項を条件として、そのような防衛物品の販売を支援する防衛役務についても売却することができる；

しかし、当該役務は米国内においてのみ実行することができることを条件とする。

当該売却から受け取られる返済額は、米国政府の売却機関の現在利用できる歳出予算、資金又は銀行預金口座に信用貸しされなければならない。

(b) 売却の条件

防衛物品及び防衛役務は、以下に該当する場合にのみ、本節の副節 (a) に基づいて売却、調達及び売却、又は生産及び売却することができる：

(1) 当該物品が利用される最終製品が、友好国又は国際組織の軍隊のために調達されるものである場合、

(2) 最終製品が米国軍の使用のために調達されていた場合にあっては、当該物品が政府供給の装備品又は資材として主たる契約者に供給されることになる場合、並びに

(3) 物品及び役務が、主たる契約者の引渡し日程に間に合わせる必要がある時点で、米国政府の供給元からのみ入手可能である場合、或いは米国の民間の供給元から主たる契約者に直接的に入手できない場合。

(c) 定義された“防衛物品”及び“防衛役務”

本節でいうところの用語“防衛物品”及び“防衛役務”とは、本編の § 2794 (3) 及び (4) で定義される防衛物品及び防衛役務をいう。

副章 II-C—訓練及び関連援助の交換

§ 2770a. 訓練及び関連援助の交換

(a) 認可；適格なもの；適用範囲

副節 (b) を条件として、大統領は、友好国又は国際組織の軍及び民間の防衛要員に対して訓練及び関連援助を提供することができる。そのような訓練及び関連援助は、軍の部局の長官によって提供されるものとし、輸送、食糧サービス、医療サービス並びに施設及び装備品の兵站及び使用を含むことができる。

(b) 相互協定；償還

訓練及び関連援助は、本節のもとに訓練及び関連援助を提供する軍の部局の長官の管轄権のもとに、軍及び民間の要員と同等の訓練及び関連援助の、受取側の外国又は国際組織による互恵的な提供について規定する協定又はその他の取り決めに基づいてのみ本節のもとに提供することができる。そのような互恵的な訓練及び関連援助は、米国による訓練及び関連援助の提供の妥当な期間（1年を超えることができない）に、提供されなければならない。本節のもとに訓練及び関連援助が提供される先の外国又は国際組織が、妥当な期間に同等のそのような訓練及び関連援助を米国に提供していない場合において、当該国又は国際組織は、米国により提供される訓練及び関連援助の全費用について米国に返済することが要求されるものとする。

(c) 規則

本節に基づく訓練及び関連援助は、大統領によって定められる規則のもとに提供されるものとする。

(d) 議会への報告

毎年2月1日までに、大統領は、前会計年度の間本節に基づいて実施された活動（各国又は各国際組

織に対して米国により提供された訓練及び関連援助の全費用の推計額、並びに米国に対してその国又は国際組織により提供された訓練及び関連援助の推計額を含む) についての報告を議会に提出しなければならない。

副章Ⅲ－軍事輸出規制

§ 2771. 軍事売却の認可及び上限

(a) 対外軍事売却の借款及び借款保証計画に対する認可

大統領は、本章の遂行のため、1986 会計年度において、53 億 7,100 万ドル、1987 会計年度において、53 億 7,100 万ドルを支出することが認められている。本章を遂行するための資金の支出を認める法律における借款又は貸付の借款保証に関して設定することができる最高額を超える金額で本編の § 2763 のもとに借款を与えることができないし、その最高額を超える元本総額で本編の § 2764 (a) のもとに貸付を借款保証することができない。本節に基づいて利用可能とされる資金の特定目的に使われていない残高は、本章を遂行するための歳出予算の法律制定によって引き続き利用可能とされることが本章により是認される。

(b) 信用売却の総額限度；譲渡的利率の適用可否

(1) 本編の § 2763 に基づいて与えられる借款の総額は、1986 会計年度にあつては 53 億 7,100 万ドル以下、1987 会計年度にあつては 53 億 7,100 万ドル以下でなければならない。

(2) 本節のもとに提供される融資の総額のうち、1986 会計年度にあつては 5 億 5,390 万ドル以下、1987 会計年度にあつては 5 億 5,390 万ドル以下については、譲渡的レート[譲渡性の高い利率]を利用可能とすることができる。ある国が本節に基づいて提供される融資に関して米国政府に返済する契約上の義務が免除されている場合、その融資は、本項によって設定された制限でいうところの譲渡的レートで提供される融資であるとはみなされないものとする。

(c) 利率

本編の § 2763 のもとに利用可能な貸付は、運用利回りと償還期間が同一の米国の未払いの取引可能債務に対する現在の平均市場利回り以上の利率で提供されるものとする。

§ 2772. [廃止]

§ 2773. サハラ砂漠以南のアフリカへの武器売却の制限

サハラ砂漠以南のアフリカの問題は主として経済開発の問題であつて、米国の政策としてその地域における大きな損失をもたらす軍事衝突への発展を制限することに援助しなければならないとするのが議会の意見である。従つて、大統領は、サハラ砂漠以南のアフリカ諸国への防衛物品及び防衛役務の売却において、並びに防衛物品及び防衛役務の売却のための融資の提供において制限を行使しなければならない。

§ 2774. 対外有償軍事援助に対する借款の基準

大統領は、米国の外交上、国家安全保障上及び財政上の政策に従つて、本編の § 2763 及び § 2764 のもとでの借款及び借款保証取引の標準及び基準を制定しなければならない。

§ 2775. 開発途上国への対外有償軍事援助

(a) 経済的發展途上国が、1961 年制定の対外援助法(改正された場合はその改正版) [22 U. S. C. 2151 以降参照]に基づいて供与された開発援助、又は平和のための食糧法(改正された場合はその改正版) [7 U. S. C. 1691 以降参照]に基づく売却を軍事費に転用していること、或いは当該国自身の物資を当該国の發展を著しく妨げる程度まで不要な軍事費に転用していることを大統領が認めた場合、当該国は、そのような転用がもはや起きていないことを大統領が確信するまで、本編の § 2761、§ 2762、§ 2763 及び § 2764 に基づく更なる売却及び借款保証について、直ちに不適格とされなければならない。

(b) [廃止]

§ 2776. 軍事輸出の議会への報告及び証明

(a) 大統領による報告；内容

大統領は、次の(1)から(13)の内容を含む機密扱いでない報告書を各四半期終了後60日以内に下院議長、下院の外交委員会、及び上院外交委員会委員長に伝達しなければならない（ただし、本節の副節(b)(1)又は(c)(1)のもとに機密扱いの形式で伝達された資料は、その報告書の機密扱いの付属書に記載することができ、本副節の(1)項で言及される引合状は、その引合状が本節の副節(b)(1)に基づく機密扱いでない証明書の対象であったものでない限り、その付属書にリストすることができ、また、本副節の(11)項で規定される情報についても機密扱いの付属書で提供することができる）－

- (1) 本章のもとにそれぞれの外国及び国際組織に向けての100万ドル以上の主要防衛装備品の売却に関する引合状について、当該引合状が受諾されなかった場合又はキャンセルされた場合には、そのカテゴリ別のすべてのリスト；
- (2) 当該報告書が提出された会計年度中に受諾された当該引合状のすべてのリストと共に、当該会計年度中にそれぞれの外国及び国際組織に向けて売却されたすべての防衛物品及び防衛役務の総価額；
- (3) 当該報告書が提出された会計年度中に行われた本編の§ 2763のもとでの売却借款契約及び本編の§ 2764のもとでの借款保証契約の外国及び外国組織別の累計ドル総額；
- (4) 当該報告書が提出された会計年度中に各外国及び国際組織に向けて商業ベースで売却された主要防衛装備品（100万ドル以上で売却されたもの）のすべての輸出許可及び輸出認可の付番されたカテゴリ別リストと共に、各外国及び国際組織に対してそのように輸出が許可されたすべての防衛物品及び防衛役務の総価額（リストされた主要防衛装備品に関して以下の内容を示したもの）－
 - (A) 輸出許可のもとに輸出される品目、
 - (B) 提供される上記の各品目の数量及び契約価額、並びに
 - (C) 上記の各品目の最終需要者の名前及び住所；
- (5) 当該報告書が提出される四半期の直後の会計年度の四半期において本編の§ 2761及び§ 2762のもとで行われることが予期される売却の外国及び国際組織別のドル総額の予測；
- (6) 当該報告書が提出される会計年度の残りの期間について、それぞれの国及び組織に対して行われることが予期されるすべての売却に関する予測；
- (7) 本編の§ 2779のもとに国務長官に報告される、それぞれの支払、寄付金、贈与、報酬又は手数料の説明であって、以下のものを含む：
 - (A) 上記の支払、寄付金、贈与、報酬又は手数料を支払った者の名前；
 - (B) 上記の支払、寄付金、贈与、報酬又は手数料が支払われた先の売却代理人又はその他の者の名前；
 - (C) 上記の支払、寄付金、贈与、報酬又は手数料が支払われた日にち及び総額；
 - (D) 売却（その売却に関連して、上記の支払、寄付金、贈与、報酬又は手数料の支払われたもの）の説明；並びに
 - (E) 報告書の中に含まれる情報を提出する者によって機密であるとみなされるビジネス情報の特定；
- (8) 当該報告が行われる四半期中に本編の§ 2769のもとで行われた各売却をリストしたものであって、以下の内容を明記したもの：
 - (A) 購入者、
 - (B) 当該売却を実施するのに責任を有する米国政府の省庁又は機関、
 - (C) 当該売却のドル総額の推計、並びに
 - (D) 当該売却に基づいて建設される不動産設備の一般的な説明；
- (9) 当該報告書が提出された四半期中に、本編の§ 2753(a)(2)、本編の§ 2778のもとに発行された規則、又は本編の§ 2314(a)(1)(B)でいうところにおいて、与えられた防衛物品又は防衛役務の第三者への移転に対する同意をリストしたもの（移転される防衛物品又は防衛役務の価額（初期取得価額）が100万ドル以上である場合に限り）；
- (10) 当該報告書が提出された四半期中に、国防総省により米国政府のその他の省庁、機関又はその他の団体に売却、リース又はその他の形態で移転されたすべての軍需品目（本編の§ 2780(1)(1)で定義される）をリストしたもの（受取り政府団体の名前及び当該団体がこれらの軍需品目を用いて何を行なうのかの論考を含む）（以下に該当する場合に限り）－
 - (A) 軍需品目の価額が25万ドル以上であった場合；又は

- (B) 当該四半期中に当該政府の省庁、機関又はその他の団体に移転されたすべての軍需品目の価額が、25万ドル以上であった場合（以下の目的で移転された軍需品目については除外する）：
- (i) 米国内においてのみ廃棄若しくは使用するため、又は
 - (ii) 1947年制定の国家安全保障法の第V編〔50 U.S.C. 3091 以降参照〕；諜報活動の議会の監視に関連するもの）のもとで、報告要求事項の対象となる諜報活動に関連して使用するため：
- (11) 米国原産の防衛物品の外国との協同生産に関して締結されたすべての政府間協定、並びに米国原産の防衛物品の米国外での協同生産又はライセンスされた生産に関連するその他のすべての締結された協定（取決め又は協定の生産覚書を含む）に関する報告であって、本副節のもとに以前に報告されていなかったもの。これには以下の内容を含まなければならない—
- (A) 関与している外国、国際組織若しくは外国企業を特定するもの；
 - (B) 製造されることが認可された物品の説明及び見積り価額、並びに製造されることが認可された物品の見積り数量；
 - (C) 外国で製造された物品の第三者への移転に対する制限事項の説明；並びに
 - (D) 当該協定が、国外で生産された物品の数量への米国によるアクセス及び検証、並びに外国におけるこれらの処分を規定していない場合において、生産数量及び第三者への移転に対する協定中の制限事項の順守を確実なものとするために協同生産又はライセンスプログラムに組み込まれた代替手段及び規制手段の説明；並びに
- (12) 情報が本編の § 2778(i) に基づいて提出された重要軍用装備品のすべての輸出についての報告。
- (1) 項及び(2)項のもとに行われた売却の各引合状について、報告書には以下の内容を明記しなければならない：
 - (i) 防衛物品又は役務が、場合に応じて、オファー若しくは売却された先の外国又は国際組織；
 - (ii) 場合に応じて、オファー又は売却された防衛物品について、売却がオファーされた若しくは売却されたドル総額及び数量；
 - (iii) 場合に応じて、オファー又は売却された防衛物品若しくは役務の説明；並びに
 - (iv) 場合に応じて、売却のオファー若しくは売却を行なっている米国軍又は米国のその他の機関。
- (b) 防衛物品、役務、設計建設役務、又は主要防衛装備品の売却の引合状；付番された大統領の証明書及び付属書の提出；内容；緊急性の理由書；技術の機微度若しくは主要防衛物品、装備品、若しくは役務の能力の強化若しくは改良
- (1) (6)項を条件として、本章のもとでの5,000万ドル以上の防衛物品若しくは役務、2億ドル以上の設計建設役務、又は1,400万ドル以上の主要防衛装備品の売却の引合状の場合には、当該引合状が発行される前に、大統領は、副節(a)の(i)から(iv)で指定される情報、又は（設計建設役務の売却の場合には）副節(a)の(9)項の(A)から(D)で指定される情報を含む売却引合状に関する付番された証明書、並びに当該引合状を要請したり、促進したり、その他の形態で確実なものとするために支払った或いは支払うことを申し出たり同意した寄付金、贈与、報酬又は手数料に関する説明（副節(a)の(8)項で指定される情報を含む）を下院議長、下院の外交委員会、及び上院の外交関係委員会の委員長に提出しなければならない。そのような付番された証明書には、売却されることが計画された防衛物品、防衛役務又は設計建設役務に含まれる技術の機微度を特定する項目（必要であれば機密扱いで）、並びに当該技術の機微性を考慮して、当該物品又は役務の売却を必要とする正当な理由についても含まなければならない。ミサイル技術規制レジームの附属書にリストされている物品又は役務が、カテゴリーIの宇宙空間用飛しょう体システム（本編の § 2797c で定義されている）の設計、開発又は生産を支援することを目的としている場合、その報告書には計画された輸出及び当該輸出を承認する合理的根拠（当該輸出が米国のミサイル不拡散政策と整合していることを含む）の説明を含めなければならない。上記の付番された各証明書には（もし、当該証明書が伝達された日にわかっておれば）、何らかの相殺契約が、そのような売却引合状に関連して締結されることが計画されているか否かを示す項目を含めなければならない。それに加えて、大統領は、当該委員会又は下院の外交委員会の要請に基づいて、直ちにこれらの双方の委員会に、当該要請で指定される範囲において、以下の内容を示す声明を伝達しなければならない—
 - (A) オファーされた防衛物品、防衛役務又は設計建設役務の詳細な説明（オファーされた防衛物品の能力の簡潔な説明を含む）；

- (B) 売却案を遂行するために当該国において必要とされることが予期される米国政府の担当官及び非従業員並びに米国の民間の契約要員の人数の推計；
- (C) 売却されること計画された防衛物品、防衛役務、又は設計建設役務を提供することが予期されるそれぞれの契約者の名前、並びに当該売却に関する相殺契約の説明；
- (D) (もしあれば) 国務長官によって国防長官と中央情報局長官との協議を通して作成された、以下についての評価—
- (i) 売却案が如何なる態様で軍備拡大競争に寄与するか；
 - (ii) 売却案が如何なる態様で国際テロを支援するか；
 - (iii) 売却案が如何なる態様で戦争の勃発若しくは拡大の可能性を増大するか；
 - (iv) 売却案が如何なる態様で軍縮交渉を害するか；又は
 - (v) 売却案が如何なる態様で米国の軍縮方針に悪影響を及ぼすか；
- (E) 売却が行なわれることが計画されている先の外国又は国際組織が当該売却の対象である防衛物品、防衛役務又は設計建設役務を必要としている理由、並びにその外国又は組織が、そのような防衛物品、防衛役務又は設計建設役務を、どのように用いようとしているのかの説明；
- (F) 米国の軍事備蓄及び軍備に対する、売却案の影響についての大統領による分析；
- (G) 売却案が米国の国益にかなっている理由；
- (H) 売却案が行なわれる先の外国又は国際組織の軍事力に対する当該売却の影響についての大統領による分析；
- (I) 売却案について、当該売却の対象となる防衛物品、防衛役務又は設計建設役務が供与される地域各国の相対的な軍事力にいかん影響するか、並びにその地域の他の国々が、匹敵する種類と量の防衛物品、防衛役務又は設計建設役務を有しているか否かについての大統領による分析；
- (J) 売却が行なわれる先の外国又は国際組織の訓練要員及びメンテナンス施設であって、売却されることが計画された防衛物品、防衛役務又は設計建設役務を有効に利用するために必要とされ且つ入手可能なもののレベルの評価；
- (K) 匹敵する種類と量の防衛物品、防衛役務又は設計建設役務が他国から入手可能な程度についての分析；
- (L) 売却案について、当該売却の対象となる防衛物品、防衛役務又は設計建設役務が引き渡される先の地域各国と米国との関係に与える影響についての分析；
- (M) 当該引合状に関連して若しくは当該引合状に対する対価として、外国又は国際組織の防衛物品、防衛役務、設計建設役務又は防衛装備品又はその他の物品、役務若しくは装備品の米国による購入又は取得のために米国により締結されることが計画されている協定の詳細な説明（この説明には、その協定とは異なる方法で米国に当該物品、役務又は装備品を供給した可能性がある米国の商社に対する協定案の影響の分析、当該契約に関連して米国により負担される費用（別途負担される費用と比較したもの）の見積額、当該協定案が締結されることの結果として生じる経済的な影響及び失業率の推計、並びにそのような費用及びそのような国内経済への影響が、当該協定案を締結することを正当化するか否かの分析を含む）；
- (N) オファターのあった防衛物品、防衛役務又は設計建設役務の引渡し予定日；
- (O) 売却案に対する支援として必要となる可能性がある兵器及び軍需品のレベルの詳細な説明；並びに
- (P) 同じ品目の計画された調達に対する売却案の関係についての分析。

本副節に基づいて伝達される証明書は、非機密扱いとしなければならない（ただし、(ii)項で指定される情報及び副節(a)の(iii)で指定される説明の詳細については、これらの一般への開示が米国の安全保障に明確に不利益になる場合に機密扱いとすることができる、この場合、その情報は、その情報の一般への開示の結果として予期できる国家安全保障に対する障害についての説明を加えなければならない）。北大西洋条約機構、当該機構の加盟国、日本、オーストラリア、韓国、イスラエル、又はニュージーランドへの売却案に関して、議会が、当該証明書を受け取ってから暦日で15日以内に、或いは他の国若しくは組織への売却案に関しては当該証明書を受け取ってから暦日で30日以内に、その売却案を禁止する合同決議を制定した場合、引合状を発行してはならない（ただし、大統領が大統領の証明書の中で米国の国家安全保障上の国益において当該売却を必要とする緊急性が存在することを述べる場合を除

く)。

大統領が大統領の証明書の中で、米国の国家安全保障上の国益において計画された売却を必要とし、それゆえに本副節における議会の審査要求事項の適用を控える緊急性が存在すると述べる場合、大統領は証明書の中で、大統領の裁定について正当とする詳細な理由（引合状の即座の発行を必要とする緊急事態の説明及び関係する国家安全保障上の国益についての論考を含む）を示さなければならない。

- (2) そのような合同決議は、1976年制定の国際安全保障援助及び武器輸出管理法の§ 601(b)の条項に従って上院で審議されなければならない（ただし、当該合同決議が照会された委員会が、その議案提出の後、暦日で5日間の終了時点で当該合同決議について報告しなかった場合、北大西洋条約機構、当該機構の加盟国、日本、オーストラリア、韓国、イスラエル、又はニュージーランドに関する合同決議の審議を進めるために、その合同決議は、上院において、整然と当該委員会を解散させる提議がされるものとする）。
- (3) 本副節のもとに合同決議の審議及び制定を促進する目的において、そのような合同決議の審議の手続きをとる動議は、しかるべき委員会により報告された後、下院においてより高い優先議案として取り扱われるものとする。
- (4) 本副節のもとに議会に提出される証明書に含むことが必要なその他の情報に加えて、それぞれの当該証明書は、本編の§ 2768に基づいて提出される四半期ごとの報告書（価格及び有用性の評価、又は当該証明書の対象である売却案についての根拠であった引合状の発行要請をリストしたもの）について、言及しなければならない。
- (5) (A) (1)項で定める引合状に基づいて売却される主要防衛物品若しくは主要防衛装備品の引渡し又は防衛役務若しくは設計建設役務の提供の前に、技術の機微度又は物品、装備品若しくは役務の能力が、当該物品、装備品若しくは役務を売却するオファーに関する付番された証明書に記載された機微度又は能力のレベルから強化又はアップグレードされる場合、当該物品若しくは装備品の引渡し又は当該役務の提供の45日前以内に、大統領は、以下の報告書を作成し、下院の外務委員会の委員長及び上院の外交関係委員会の委員長に伝達しなければならない—
- (i) 技術又は能力が、強化又はアップグレードされた方法を記述すること、及びそのような強化又はアップグレードの重要性を記述すること；並びに
- (ii) そのような強化又はアップグレードについて、正当とする詳細な理由を示すこと。
- (B) 副項(A)の条項は、引き渡される物品若しくは装備品又は提供される役務に関する付番された証明書が議会に伝達されてから10年の間にわたり、引き渡される物品若しくは装備品又は提供される役務に適用される。
- (C) (6)項を条件として、本副節のもとに提出される付番された証明書の中で記述される主要防衛装備品、防衛物品又は防衛役務又は設計建設役務の能力又は技術の機微度の強化又はアップグレードが、主要防衛装備品の場合には1,400万ドル以上、防衛物品若しくは防衛役務の場合には5,000万ドル以上、又は設計建設役務の場合には2億ドル以上の費用がかかる場合、大統領は新たな不番された証明書（上記の強化若しくはアップグレードに関連するものであって、本副節でいうところにおいて、防衛装備品、物品又は役務を売却するための別個の引合状であったかのようにみなされるべき証明書）を本副節で示されるすべての要求事項、制約及び制限を条件として、下院議長、下院の外交委員会、及び上院の外交委員会の委員長に提出しなければならない。本副項でいうところにおいて、売却に対する本副節における言及は、場合に応じて、主要な防衛装備品、物品又は役務の技術の機微度又は能力における強化又はアップグレードに対する言及であるとみなされるものとする。
- (D) 副項(A)でいうところの用語“主要防衛物品”には、電子装置（もしアップグレードされた場合、兵器システムの任務能力を強化するもの）を含むものと解釈されるものとする。
- (6) (1)項における制限事項及び(5)(c)項における要求事項は、北大西洋条約機構(NATO)加盟国又はオーストラリア、日本、韓国、イスラエル若しくはニュージーランドへの売却の引合状であって、当該国以外の国を含む新たな売却地域には認めていないものの場合、その引合状が次のいずれかを含む場合にのみ、適用されるものとする—
- (A) 本章に基づく主要防衛装備品の売却、又は主要防衛装備品の強化若しくはアップグレードであって、場合に応じて、費用が2,500万ドル以上のもの；及び
- (B) 防衛物品若しくは役務の売却、又は防衛物品若しくは役務の強化若しくはアップグレードであっ

て、場合に応じて、費用が 10 億ドル以上以上のもの；又は

- (C) 設計建設役務の売却、又は設計建設役務の強化若しくはアップグレードであって、場合に応じて、費用が 30 億ドル以上のもの。

- (c) 輸出許可申請；付番された大統領の証明書及び声明の議会への提出；内容；緊急事態；両院合同決議；適用除外；アップグレードの届出

(1) (5) 項を条件として、総額が 1,400 万ドル以上の契約のもとに売却される主要防衛装備品又は総額が 5,000 万ドル以上（防衛物品であって、米国軍需品リストのカテゴリー I で規制される火器の場合には、100 万ドル以上）の契約のもとに売却される防衛物品若しくは防衛役務の輸出許可について当事者による申請の場合（本編の § 2761 又は § 2762 のもとでの売却に関するものを除く）、当該輸出許可を発行する前に、大統領は、(A) 当該輸出が行なわれる先の外国又は国際組織、(B) 輸出される品目のドル総額、並びに (C) 輸出される品目の説明を明記した申請書に関する付番された機密扱いでない証明書を、下院議長、下院の外交委員会、及び上院の外交委員会の委員長に伝達しなければならない。付番された上記の各証明書には、相殺契約が当該輸出に関連して締結されることを計画されたものであるか否かを示す項目及び当該相殺契約の説明についても含めなければならない。それに加えて、大統領は、当該委員会又は下院の外務委員会の要請を受けて、当該要請で指定される範囲において、国防長官との協議の中で作成された声明（すなわち、輸出される品目の能力の説明、輸出される品目に関連して関係する外国において必要とされることが予期される米国の要員の総数の推計、並びに当該申請に関連する武器規制の影響の分析を示す声明）、並びに（上記の声明の伝達日時点で知られている場合）当該輸出に関連して締結されることが計画された相殺契約の輸出許可申請書を提出した者からの説明を、双方の当該委員会に直ちに伝達しなければならない。当該物品又は役務がミサイル技術規制レジームの附属書にリストされている場合、及びカテゴリー I の宇宙空間用飛しょう体システムの設計、開発又は製造を支援することを目的とする場合（本編の § 2797c で定義される）、当該報告書には、計画された輸出の説明及び当該輸出を承認する合理的根拠（当該輸出の米国のミサイル不拡散政策との整合性を含む）を含めなければならない。本副節に基づいて伝達される証明書は、機密扱いとはされないものとする（ただし、(B) 項で指定される情報及び (C) 項で指定される説明の詳細について、これらの一般への開示が米国の安全保障に明確に不利益になる場合は機密扱いとすることができる）、この場合、その情報は、その情報の一般への開示の結果として生じる可能性がある国家安全保障に対する障害についての説明を加えなければならない。

- (2) 大統領が大統領の証明書の中で、米国の国家安全保障上の国益において計画された輸出を必要とする緊急性が存在することを宣言しない限り、(1) 項で定められる輸出許可は一

(A) 北大西洋条約機構、当該機構の加盟国又はオーストラリア、日本、韓国、イスラエル、又はニュージーランドへの輸出許可の場合には、議会が当該証明書を受け取ってから暦日で 15 日後までに発行してはならず、その後、その 15 日の期間内に議会が計画された輸出を禁止する合同決議を制定した場合、発行してはならない；

(B) ロシア連邦、ウクライナ又はカザフスタンからの打ち上げ、及びこれらの国民による打ち上げのための商用通信衛星の輸出許可の場合には、議会が当該証明書を受け取ってから暦日で 15 日後までに発行してはならず、その後、その 15 日の期間内に議会が計画された輸出を禁止する合同決議を制定した場合、発行してはならない；並びに

(C) その他の輸出許可の場合には、議会が当該証明書を受け取ってから暦日で 30 日後までに発行してはならず、その後、その 30 日の期間内に議会が計画された輸出を禁止する合同決議を制定した場合、発行してはならない。大統領が大統領の証明書の中で、米国の国家安全保障上の国益において計画された輸出を必要とする緊急性が存在し、それゆえに、本項の副項 (A) 及び (B) の要求事項の適用を控えると述べる場合、大統領は大統領の証明書の中で、大統領の裁定についての正当とする詳細な理由（輸出許可証の即座の発行を必要とする緊急事態の説明及び関係する国家安全保障上の国益についての論考を含む）を示さなければならない。

- (3) (A) 本副節のもとでの合同決議は、1976 年制定の国際安全保障援助及び武器輸出管理法の § 601 (b) の条項に従って上院で審議されなければならない。

(B) 本副節のもとに合同決議の審議及び制定を促進する目的において、そのような合同決議の審議の手続きをとる動議は、しかるべき委員会により報告された後、下院においてより高い優先議案と

して取り扱われるものとする。

- (4) 付番された保証が(1)項に基づいて議会に伝達される装備品、物品又は役務について、付番された証明書が副節(b)(1)に基づいて議会に伝達された装備品、物品又は役務に対してその副節が適用されるのと同じ方法で、かつ同じ範囲で、副節(b)(5)の条項が適用されるものとする。当該申請書でいうところにおいて、“引合状”又は“オファー”に対する副節(b)(5)における言及は、“契約”に対する言及であるとみなされるものとする。
- (5) 北大西洋条約機構(NATO)加盟国又はオーストラリア、日本、韓国、イスラエル若しくはニュージーランドへの輸出許可を求める当事者による申請(本編の§2761又は§2762に基づく売却に関するものを除く)であって、当該国以外の国を含む新たな売却地域には認めていないもの場合、(1)項で示される輸出許可に対する制限事項は、以下に該当する輸出許可である場合にのみ、適用されるものとする—
- (A) 総額が2,500万ドル以上での契約にのもて売却される主要防衛装備品；又は
- (B) 総額が1億ドル以上での契約にのもて売却される防衛物品若しくは防衛役務。
- (6) 大統領は、本副節の(1)項の条項が本編の§2778(j)(1)のもとに与えられる除外がない時に適用される本編の§2778(j)(1)(C)(i)で言及される協定に基づいて輸出を行う15日前までに下院議長及び上院の外交委員会の委員長に通知しなければならない、その目的のために、その通知には本副節の(1)項で指定されるものに相当する情報を含めなければならない。
- (d) 北大西洋条約機構加盟国との民間技術援助契約又は製造ライセンス契約；大統領の証明の提出；内容
- (1) 米国の民間技術援助契約又は製造ライセンス契約であって、米国の軍需品リストに掲げる重要戦闘装備品目の国外での製造に係るもの本編の§2778のもとでの承認の場合、その承認が与えられる前に、大統領は、そのような計画された民間の契約に関して、副節(c)(1)のもとに求められる証明書と同様の方法で、それに匹敵する情報を含む証明書を提出しなければならない(ただし、その副節の最後のセンテンスは、本副節に基づいて提出される証明書には適用されないものとする)。
- (2) 本副節のもとでの証明書は—
- (A) 北大西洋条約機構の加盟国、オーストラリア、日本、韓国、イスラエル、又はニュージーランドに対する契約若しくはこれらの国における契約の場合には、承認が与えられる15日前までに、並びに
- (B) その他の国に対する契約若しくはこれらの国における契約の場合には、承認が与えられる30日前までに提出しなければならない；(ただし、大統領が、大統領の証明書の中で、米国の国家安全保障上の国益において、その契約の即時の承認を必要とする緊急性が存在することを宣言した場合を除く)。
- (3) 大統領が、大統領の証明書の中で、米国の国家安全保障上の国益において、その契約の即時の承認を必要とする緊急性が存在し、それゆえに、(4)項の要求事項を撤回することを宣言する場合、大統領は、証明書の中で大統領の裁定についての正当とする詳細な理由(契約の即座の承認を必要とする緊急事態の説明及び関係する国家安全保障上の国益の論考を含む)を示さなければならない。
- (4) (1)項の対象となる契約の承認は、議会が、場合に応じて、(2)(A)又は(B)項で指定される15日間又は30日間の期間内に、そのような承認を禁止する合同決議を制定した場合、本編の§2778のもとでは与えることができない。
- (5) (A) (4)項に基づく合同決議は、1976年制定の国際安全保障援助及び武器輸出管理法の§601(b)の条項に従って上院で審議されるものとする。
- (B) (4)項に基づく合同決議の審議及び制定を促進する目的において、そのような合同決議の審議の手続きをとる動議は、しかるべき委員会により報告された後、下院においてより高い優先議案として取り扱われるものとする。
- (6) 大統領は、本副節の(1)項の条項が本編の§2778(j)(1)のもとに与えられる除外がない時に適用される本編の§2778(j)(1)(C)(i)で言及される協定に基づいて輸出を行う15日前までに下院議長及び上院の外交委員会の委員長に通知しなければならない、その目的のために、その通知には本副節の(1)項で指定されるものに相当する情報を含めなければならない。

(e) 定義

本節でいうところにおいて—

- (1) 用語“相殺契約”とは、防衛物品又は防衛役務の米国の供給者と外国との契約、協定又は取決めであって、そのもとに供給者が、供給者からの防衛物品又は防衛役務の外国による購入を考慮して、購入若しくは取得することに合意するもの、又はその外国で(全体として若しくは部分的に)製造、生産、産出又は引き出された貨物又は役務の他の米国人による購入又は取得を促進することに合意するものをいう；並びに
- (2) 用語“米国人”とは、以下を意味する—
 - (A) 米国の国民である個人又は永住者の外国人である個人；並びに
 - (B) 企業、事業連合体、合名会社、企業合同体若しくはその他の法人団体であって、次のいずれかに該当するもの—
 - (i) 米国又は米国の州、準州、領土若しくは領地の法律のもとに組織されたもの；或いは
 - (ii) 副項(A)で規定される個人により所有若しくは事実上管理されているもの。

(f) 武器売却の証明書の公示

大統領は、下院議長、下院の外交委員会、及び上院の外交委員会委員長に伝達次第、以下の機密扱いない全文を、官報に時宜を得た方法で公示するようにしなければならない—

- (1) それぞれの付番された証明書であって、副節(b)に基づいて提出されたもの；
- (2) 計画された商業ベースでの売却の各届出であって、副節(c)のもとに提出されたもの；並びに
- (3) 計画された民間の技術援助又は製造ライセンス契約の各届出であって、副節(d)のもとに提出されたもの。

(g) 守秘義務

副節(b)(1)の5番目のセンテンスの副項(C)及び副節(c)(1)の2番目のセンテンスに基づいて提出された相殺契約に関連する情報は、第50編の付則の§2411(c))に従って、機密情報として取り扱われるものとする。

(h) イスラエルの質的な軍事的優位性に関連する証明書の要求事項

(1) 通論

イスラエル以外の中東の国への本節のもとでの防衛物品又は防衛役務の計画された売却又は輸出に関連する証明書には、その防衛物品又は防衛役務の売却又は輸出がイスラエルへの軍事的な脅威に対するイスラエルの軍事的優位性に不利な影響を与えないとの裁定を含めなければならない。

(2) 主要防衛装備品についての裁定に関する要求事項

主要防衛装備品の売却又は輸出に関連する(1)項の裁定には、以下の内容を含めなければならない—

- (A) 当該売却又は輸出によって提供される強化された能力に対処するイスラエルの能力の詳細な説明；
- (B) 以下の詳細な評価—
 - (i) 当該売却又は輸出が、地域の戦略的及び戦術的均衡(相対的能力を含む)をどのように変えるか；及び
 - (ii) 当該売却又は輸出によって提供される強化された地域の能力に対応するイスラエルの能力；
- (C) 当該売却又は輸出によって提供される地域又は各国毎の能力に対処するためにイスラエルが必要とする可能性がある具体的な新たな一以上の能力、又は訓練の特定；及び
- (D) 当該売却又は輸出に関連して又はその結果として行われる、又は行われることが求められるイスラエルへの米国の追加的な安全保障の説明。

(3) 定義された質的軍事優位性

本副節において、用語“質的軍事優位性”とは、いずれかの個別国若しくは可能性のある連合国から又は非国家主体からの確かな通常の軍事的脅威を、十分な量で所有された優勢な軍事手段(兵器、指揮、統制、通信、情報、監視及び偵察の能力を含む)であって、技術的特性において、そのような他の個別国若しくは可能性のある連合国又は非国家主体の能力に対して能力面で優勢であるものの使用によって、最少の損害及び犠牲者を負う一方で、阻止又は撃破する能力をいう。

(i) 武器の出荷の事前の通知

副節(b)の要求事項の対象となる防衛物品の出荷の30日前までに、上院の外交委員会の委員長及び有力メンバー又は下院の外交委員会の共同請求により、大統領は、機密扱いでない形態で、必要に応じて機密扱いの付属書を添付して、上院の外交委員会及び下院の外交委員会に、そのような審査中の出荷について通知しなければならない。

§ 2776a. [削除]

§ 2777. 対外軍事売却の借款に関連する財政規定

(a) § 2761、§ 2762、§ 2763、及び§ 2769に基づく現金支払いの許容できる使用

本編の§ 2761、§ 2762及び§ 2769のもとに受け取られた現金支払い並びに本編の§ 2763のもとに受け取られた前渡金は、供給元(軍の部局を含む)への支払い並びに購入者への償還にのみ適用されるものとし、また、融資借款及び借款保証のためには適用してはならない。

(b) 財務省の雑収入勘定への資金の振替え

本編の§ 2763に基づいて供与された借款の返済として外国政府及び国際組織から受け取られた総額、本編の§ 2764(b)のもとに債務の証明となる手形の処理から受け取られた総額(本編の§ 2764(b)に基づいて発行される借款保証のもとに支払請求の支払いのための引当金として債務の支払いにあてられる処理の時点で求められる可能性がある売却収益の部分を除く)、並びにその他の収入(手数料及び利息を含む)は、財務省の雑収入勘定に振替えられるものとする。

(c) § 2764(c)に基づく引当金に対する資金の信用貸し

副節(b)の条項にもかかわらず、本編の§ 2764(c)における引当金にあたるいずれかの資金が本編の§ 2764のもとに借款保証された貸付から生じた支払請求に対して支払われる範囲において、その支払以降に外国政府又は国際組織から当該支払い請求に関して受け取られる総額は、当該引当金に対して償還を行うものとし、当該引当金の中の資金と統合されるものとし、さらに、当該引当金における資金が利用可能な目的で利用されるものとする。

§ 2778. 武器の輸出入規制

(a) 防衛物品及び役務の大統領による輸出入規制；政策ガイダンス等；米国軍需品リストの指定；輸出許可の発行；交渉の情報

(1) 世界平和並びに米国の安全保障及び外交政策を推進するために、大統領は、防衛物品及び防衛役務の輸出入を規制すること、並びに当該物品及び役務の輸出入に関与する米国の者に、外交政策のガイダンスを提供する権限が与えられている。大統領は、本節でいうところの防衛物品及び防衛役務としてみなされるべき品目を指定すること、並びに当該物品及び役務の輸出入に関する規則を公布する権限が与えられている。そのように指定された品目は、米国軍需品リストを構成するものとする。

(2) 本節のもとに輸出許可を発行するか否かの決定は、物品の輸出が軍備拡大競争の一因となるか否か、大量破壊兵器開発を手助けするか否か、国際テロを支援するか否か、戦争の勃発若しくは拡大の可能性を増大するか否か又は二国間若しくは多国間の武器規制若しくは不拡散協定若しくはその他の協定の進展を害するか否かについて考慮されるものとする。

(3) 本節で与えられる権限を行使する際に、大統領は、防衛物品又は防衛役務が、その輸出の適格条件として、本章のもとに売却されることを要求することができ、また、防衛物品及び役務の輸出の交渉に従事する当事者が、その交渉の推移及び今後の見通しについて大統領に目下の情報を十分に提供し続けることを要求することができる。

(b) 指定された防衛物品及び防衛役務のメーカー、輸出者、又は再輸出者に対する登録及び輸出許可要求事項

(1) (A) (i) 本節のもとに発行される規則で規定するように、副節(a)(1)のもとに大統領により指定される防衛物品又は防衛役務を製造、輸出又は輸入する事業に携わるすべての者(公的な資格で行動する米国政府の担当官又は職員を除く)は、本節の執行の責任を負う米国政府機関に登録されなければならない、その規則で規定される登録料を支払わなければならない。当該規則は、本章のも

とに又は米国のその他の対外援助若しくは売却プログラムのもとに、米国により外国政府に供与される米国製の軍用の火器又は銃砲弾の、米国内での売却（米国及び米国の同盟国の軍隊のためのもの、或いは州若しくは地方の法執行機関のためのものを除く）のために米国へ返送することを禁止するものとする（外国において、有用性が強化されているか否か、或いは良好な状態で改良されているか否かを問わない）。この禁止事項は、事実上外国製の物品となるほどに実質的に変質された同様の火器には及ばないものとする。

(ii) (I) 本節のもとに発行される規則で規定するように、副節(a)(1)のもとに大統領により指定される防衛物品若しくは防衛役務の製造、輸出、輸入若しくは移転に関する仲介行為の事業、又は外国製の防衛物品若しくは防衛役務（副項(IV)で定義される）の製造、輸出、輸入若しくは移転に関する仲介行為の事業に携わるすべての者（公的な資格で行動する米国政府の担当官又は職員を除く）は、本節の管理を担当している米国政府機関に登録されなければならない。その規則で規定される登録料を支払わなければならない。

(II) そのような仲介行為には、防衛物品又は防衛役務の製造、輸出又は輸入を手助けする融資、輸送、貨物輸送又はその他の行為を含むものとする。

(III) いかなる者も、本章に従って発行されたライセンスなしに、副項(I)で定められる仲介行為事業に従事してはならない（ただし、米国政府機関によって若しくは米国政府機関のために行われる次の(aa)又は(bb)を目的とする行為については、ライセンスを必要としないものとする）—

(aa) 米国政府機関による使用のためのもの；又は

(bb) 対外援助若しくは売却プログラムを実行するためのものであって、法律により認可されたもの及びその他の手段により大統領の管理の対象となるもの。

(IV) 本項でいうところの用語“外国の防衛物品又は防衛役務”には、米国軍需品リストで定められる性質をもつ非米国製の防衛物品又は防衛役務を含む（当該物品若しくは役務が米国原産であるか否か、又は当該物品若しくは役務に米国原産の部分品が含まれているか否かを問わない）。

(B) 副項(A)の第2センテンスで要求される当該規則のもとでの禁止事項は、以下に該当する場合、本章のもとに米国により外国政府に供与される米国製品の軍用火器（若しくは当該火器用の銃砲弾、部分品、部品、附属品及びアタッチメント）又はその他の対外援助又は米国の売却プログラムには拡大適用されないものとする—

(i) 当該火器が、第18編の§925(e)の条項（本編の§921(a)(13)のもとでの骨董品又は遺物のような火器をリストする要求事項を含む）を根拠に財務長官が輸入の認可を求められている火器、或いは、いつであっても求められていた火器の中の一つである場合；並びに

(ii) 当該外国政府が、当該火器が当該外国政府により所有されていることを米国政府に立証した場合。

(C) 本項のもとに行なわれた各登録書のコピーは、法執行上の事柄に関する審査のために財務長官に伝達されなければならない。財務長官は、必要な事柄について大統領に報告しなければならない。

(2) 副節(a)(1)のもとに発行される規則で別途明確に規定される場合を除いて、副節(a)(1)のもとに大統領により指定されたいかなる防衛物品又は防衛役務も、本章及び本章のもとに施行された規則に従って発行される当該輸出又は輸入の許可なしに輸出又は輸入してはならない（ただし、(A)米国政府の省庁若しくは機関による公的な使用のため、又は(B)法律によって認可される対外援助若しくは売却プログラムを実行するため、米国政府機関による又は米国政府機関のための輸出又は輸入並びにその他の手段により大統領の管理の対象である輸出又は輸入については、輸出許可は必要としないものとする）。

(3) (A) 1988年及び1989年の各会計年度について、(1)項に基づいて徴収された25万ドルの登録料が、会計年度に限定されることなく利用できるように国務省の口座に振り込まれるものとする。その口座に入金された登録料は、以下のために要した費用の支払いにのみ利用できるものとする—

(i) 軍需品規制輸出許可申請書の評価において支援する契約要員、輸出許可申請の処理時間の短縮、及び輸出許可条件の順守の監視の改善；並びに

(ii) 軍需品規制機能の自動化及び軍需品規制輸出許可申請書の処理（コンピュータ装置及び関連ソフトウェアの開発、調達及び利用を含む）。

(B) 本項における権限は、歳出予算法において、あらかじめ規定された限度まで或いは総額においてのみ行使することができる。

(c) 犯罪行為；刑罰

本節、本編の § 2779、副節(j) (1) (C) (i) で言及される協定、又は本節若しくは本編の § 2779 のもとに発行された法令（副節(j) (1) (C) (i) で言及される協定を実施若しくは施行するために発行された法令又はそれらの協定に基づく取り決めを実施する法令を含む）に故意に違反した者、或いは登録又は輸出許可申請又は必要とする報告において、重要な事実の虚偽の申告をしたり又はこれらの中で記述することが必要な重要な事実の記載若しくはこれらの中の記述を誤解を招かないようにするのに必要な記載を怠った者は、有罪判決が決定次第、それぞれの違反に対して 100 万ドル以下の罰金、又は 20 年以下の禁固又はその双方が科せられるものとする。

(d) [廃止]

(e) 大統領の執行権限

大統領は、防衛物品及び防衛役務（副節(j) (1) (C) (i) で言及される協定に基づいて輸出又は輸入される防衛物品及び防衛役務を含む）の輸出に関する本節のもとでの任務を遂行する際に、1979 年制定の輸出管理法の § 11 の副節(c)、(d)、(e)及び(g) [50 U.S.C. 付則 2410(c)、(d)、(e)、及び(g)]、並びに当該法の § 12 の副節(a)及び(c) [50 U.S.C. 付則 2411(a)及び(c)]により、当該法[50 U.S.C. 付則 2401 以降参照]に基づく当該権限に適用されるのと同じ条件に従って、省庁、機関及び担当官に与えられる違反及び執行に関する権限と同じ権限を行使する権限を有する（ただし、当該法律の § 11(c) (2) (B) を適用してはならない）、そして、その代わりとして本節のもとに発行される規則で規定するところにより、國務長官は、本章及びこれらのもとに規定される規則の違反に対して民事制裁金を課すことができ、そして更にその民事制裁金を回収するため民事訴訟を起こすことができる（そして更に、本節のもとに輸出許可が発行された防衛物品についての国名及び内容及び数量が、当該情報の公開が国益に反すると大統領が裁定しない限り、一般への開示を差し控えないものとするを除外）。本副節の中のどの条文も、議会に情報を与えるのを差し控えることを正当化するものとして解釈してはならない。1979 年制定の輸出管理法の § 11(c) にもかかわらず、本節のもとでの防衛物品及び防衛役務の輸出に課せられる規制に関わるそれぞれの違反に対する民事制裁金は、50 万ドルを超えることはできない。

(f) 軍需品リストに掲げる品目の定期的な見直し；除外

(1) 大統領は、もしあれば、いかなる品目も本節のもとでの輸出規制がもはや正当化されないかを裁定するため、定期的に米国軍需品リストに掲載されている品目について見直さなければならない。その見直しの結果は、下院議長、下院の外交委員会、及び上院の外交委員会及び銀行住宅都市委員会に報告されなければならない。大統領は、本編の § 2394-1 (a) における再プログラムの通知に適用される手続きに従って、下院の国際関係委員会及び上院の外交委員会に提議された削除の通知を大統領が行なった日から 30 日まで、軍需品リストから品目を削除してはならない。そのような通知には、法律の他の条項のもとにその品目に課せられる規制の内容を記載しなければならない。

(2) 大統領は、大統領が以下の内容を含む通知を、下院の外交委員会及び上院の外交委員会に伝達した日から 30 日後までは、副節(j) 又は本章のその他の条項のもとに防衛品目の輸出に関する本章の輸出許可要求事項から外国に対して除外を認可してはならない—

(A) 除外の適用範囲の説明（その除外の対象となる防衛物品、防衛役務及び関連技術資料の詳細な概要を含む）；並びに

(B) 副節(j)のもとに締結された二国間協定が、本章の条項の刑事違反を探知、防止及び訴追をする法執行活動（米国の高性能な防衛品目を違法に取得するために国際テロに携わる国々の一味及び徒党の側の活動を含む）を容易にするのに十分な、米国の防衛物品、防衛役務、及び関連技術資料の輸出に関連する資料の整理及びメンテナンスを必要としているとする司法長官による裁定。

(3) (2) 項は、防衛品目の輸出に対する本章の輸出許可要求事項からのカナダの適用除外に関しては適用されないものとする。

(4) 大統領が本節及び本編の § 2779 のもとに副節(j) (1) (C) (i) で言及される協定（及びその協定を実行する取り決め）を実施及び執行する規則を公布した場合、上記の協定を実施するために、副節(j) (1)

における除外に関して、(2)項が適用されてはならない。

- (5) (A) (B)項で規定される場合を除いて、大統領は、米国連邦規則集第 15 編副編 B の § 774 Supplement no. 1 の商務省規制品リストの 600 シリーズにリストされる主要防衛装備品の輸出又は再輸出の時点で、主要防衛装備品が、その後において、その主要防衛装備品が防衛物品に変換するような改造がされないことを義務付けるために必要となる可能性がある措置を講じなければならない。
- (B) 大統領は、次に該当する場合、(A)項で規定される主要防衛装備品の防衛物品への変換を認可することができる：
- (i) その変換が適切なものであり、米国の国益に沿っていると判断した場合；及び
 - (ii) そのような変換について、本編の § 2776(b) (5) (A) の通知要求事項に沿って下院の外交委員会の委員長及び上院の外交委員会の委員長に通知された場合。
- (C) 本項において用語“防衛物品”とは、副節(a) (1)に基づいて大統領により指定された品目をいう。
- (6) 大統領は、米国連邦規則集第 15 編副編 B の § 774 Supplement no. 1 の商務省規制品リストの 600 シリーズにリストされる主要防衛装備品が、引き続き次の法律の条項の通知及び報告の要求事項の対象とすべきことを保証しなければならない：
- (A) 本編の § 2321j (f)
 - (B) 本編の § 2415
 - (C) 本編の § 2753(d) (3) (A)
 - (D) 本編の § 2765
 - (E) 本編の § 2776(b)、(c)、及び(d)

(g) 有罪判決を受けた者又は特定の条項に違反の告発を受けた者の特定

- (1) 大統領は、本節に基づく輸出許可のプロセスに関連して、以下の事柄を特定する適切な仕組みを開発しなければならない—
- (A) 次の規定の違反に対して訴追の対象となった者若しくは有罪判決を受けた者—
- (i) 本節、
 - (ii) 1979 年制定の輸出管理法の § 11 (50 U. S. C. 付則 2410)、
 - (iii) 第 18 編の § 793、§ 794 若しくは § 798 (防衛情報若しくは機密情報に關与するスパイ行為に關連するもの) 又は同じ第 18 編の § 2339A (テロリストへの重要な支援に關連するもの)、
 - (iv) 対敵国通商法の § 16 (50 U. S. C. 付則 16)、
 - (v) 国際緊急経済権力法の § 206(外国の資産管理に關連するもの; 50 U. S. C. 付則 1705) [50 U. S. C. 1705]、
 - (vi) 1934 年制定の証券取引法の § 30A(15 U. S. C. 78dd-1) 又は外国不正行為防止法 (15 U. S. C. 78dd-2) の § 104、
 - (vii) 第 18 編の第 105 章 (破壊活動に關連するもの)、
 - (viii) 1950 年制定の国内治安維持法の § 4(b) (機密情報の通信に關連するもの; 50 U. S. C. 783(b))、
 - (ix) 1954 年制定の原子力エネルギー法の § 57、§ 92、§ 101、§ 104、§ 222、§ 224、§ 225 又は § 226 (42 U. S. C. 2077, 2122, 2131, 2134, 2272, 2274, 2275, 及び 2276)、
 - (x) 1947 年制定の国家安全保障法の § 601 (情報機関の身元保護に關連するもの; [50 U. S. C. 3121])、
 - (xi) 1986 年制定の包括的反アパルトヘイト法の § 603 (b) 若しくは(c) (22 U. S. C. 5113 (b) 及び(c))、又は
 - (xii) 2004 年制定の大量破壊兵器等のテロリストへの拡散防止法の § 3、§ 4、§ 5、及び § 6 であって、航空機を破壊するように設計されたミサイルシステムに關連するもの (18 U. S. C. 2332g)、核兵器支配の禁止 (42 U. S. C. 2122)、放射線物質散布装置 (18 U. S. C. 2332h)、及び天然痘ウイルス (18 U. S. C. 175c) に關連するもの；
- (B) 副項(A)で引用されるいずれかの制定法違反の共謀に対して第 18 編の § 371 における違反のため、訴追の対象となった者若しくは有罪判決を受けた者；並びに
- (C) 以下のことを行う資格を有していない者—
- (i) 米国政府機関と契約すること、

- (ii) 米国政府機関から輸出のための許可若しくはその他の形態の認可を受けること、又は
- (iii) 米国政府機関から防衛物品若しくは防衛役務を輸入するための許可若しくはその他の形態の認可を受けること。
- (2) 大統領は、米国軍需品リストに掲載されている品目のそれぞれの輸出許可申請者が、申請書の中で申請された輸出に関わるすべての荷受人及び運送取扱人を特定することを義務付けなければならない。
- (3) 大統領が以下のことを裁定した場合、大統領は、申請書を不承認とすることができる—
- (A) 本節のもとに輸出許可を申請する者が、(1)項で引用されるいずれかの制定法違反で起訴されている、
- (B) 本節のもとに輸出許可を申請する者が、(1)項で引用されるいずれかの制定法に違反したと信じられる正当な理由がある、又は
- (C) 本節のもとに輸出許可を申請する者が、いずれかの米国政府機関と契約したり、いずれかの米国政府機関から防衛物品若しくは防衛役務を輸入するための許可若しくはその他の形態の認可を受ける資格がない。申請書を不承認とする財務長官による要請を考慮しなければならない。大統領は、これらの基準に基づく輸出許可申請書を不承認とする財務長官による要請を考慮しなければならない。
- (4) 米国軍需品に掲載されている品目の輸出許可は、以下の者には発行することができない（ただし、有罪判決若しくは輸出不適格を取り巻く状況について綿密な審査を行い、かつ、法執行上の懸念を軽減するための適切な措置が講じられたことを大統領が認めた後において、財務長官との協議の後、大統領によりケースバイケースで裁定されることができるところを除く）—
- (A) その者若しくはいずれかの輸出当事者が、(1)項で引用される制定法に違反の有罪判決を受けた場合、又は
- (B) その者若しくはいずれかの輸出当事者が、輸出許可審査の時点で、いずれかの米国政府機関からの輸出許可（又はその他の形態の輸出認可）を受ける資格がない場合。
- (5) 米国軍需品リストに掲載されている品目の輸出許可は、外国の者（外国政府を除く）に発行することができない。
- (6) 大統領は、米国軍需品リストに掲げられている品目が、外国人又は外国人に代わって行動する者の管理又は所有するところに売却又はその他の形で移転される前に、輸出許可（又はその他の形態の認可）を要求することができる。
- (7) 大統領は、法執行機関及び国家安全保障機関と調整する中で、系統立った最終用途検証のため、ハイリスクの輸出を特定するための標準を開発しなければならない。これらの標準は官報において交付されるものとし、また、最初の標準は1988年10月1日までに交付されるものとする。
- (8) 国務長官の要請に基づいて、国防長官及び財務長官は、本節のもとでの輸出許可の職務について主たる責任を有する部局に、外交政策、国家安全保障及び法執行上の懸念について輸出許可申請の更なる審査の必要性を決定するために、本節における輸出許可申請書の初期審査を援助するための適切な専門知識を持つ職員を、費用弁済不要の基準で就かせなければならない。
- (9) 本副節でいうところにおいて—
- (A) 用語“外国企業”とは、米国において法人組織化されていない企業をいう；
- (B) 用語“外国政府”には、外国政府機関又は出先機関を含む（外国政府の公式使節団を含む）；
- (C) 用語“外国人”とは、米国の市民でない者、米国民でない者又は移民国籍法[8 U.S.C. 1101 以降参照]のもとに合法的に米国の永住権の取得を認められた者でない者をいい、また、外国の企業、国際組織及び外国政府を含む；
- (D) 用語“輸出当事者”とは、以下を意味する—
- (i) 輸出許可申請者の社長、経営最高責任者及びその他の上級役員；
- (ii) 運送会社又は輸出許可申請の指定された輸出代理人；並びに
- (iii) 輸出される品目の荷受人又は最終需要者；並びに
- (E) 用語“人”は、自然人に加えて企業、事業連合体、合名会社、協会団体、企業合同体、又はその他の事業者、組織又はグループ（政府団体を含む）をいう。

(h) 品目の防衛物品又は防衛役務としての指定の司法審査

本節のもとに発行される規則における大統領による（又は、副節(a)のもとに大統領の職務を正式に委任された担当官による）本節でいうところの防衛物品又は防衛役務としての品目の指定は、司法審査の対象とはならないものとする。

(i) 国務省への報告

本節のもとで発行される規則で規定されることにより、米国軍需品リストに掲げる品目の輸出に対して輸出許可が与えられた米国人は、当該品目が輸出されてから 15 日後以内に国務省にすべての出荷情報（品目の説明及び品目の数量、価額、出国港、及び最終需要者及び仕向国を含む）を収載した報告書を提出しなければならない。

(j) 防衛品目の外国への輸出許可の国別除外に関する要求事項

(1) 二国間協定についての要求事項

(A) 通論

大統領は、防衛品目の輸出に関して本章の輸出許可要求事項より、ある外国を除外することについて、本章に基づいて規定する権限若しくはその他の権限を利用することができる（ただし、米国政府がその外国との拘束力のある二国間協定を締結した場合に限る）。このような協定は、次の(i)及び(ii)に合致するものでなければならない。

(i) (2)項で示される要求事項を満たしていること；並びに

(ii) 米国及びその外国の国内法に基づく法的に拘束力のある方法で、米国及びその外国によって履行されていること。

(B) カナダに対する除外条項

副項(A)に従って二国間協定を締結する要求事項は、防衛品目の輸出に対する本章の輸出許可要求事項からのカナダの適用除外に関しては適用されないものとする。

(C) 防衛取引協力協定に対する除外

(i) 通論

副項(A)に従って二国間協定を締結する要求事項は、その協定が米国憲法の第2条第2節第II項に基づいて施行された場合、次のいずれかの防衛取引協力協定を実施するための防衛品目の輸出に対する本章の輸出許可要求事項からの除外に関して適用してはならない。

(I) 2007年6月21日にワシントンとロンドンで行われた米国政府と英国政府及び北アイルランドの間の防衛取引協力に関する協定（及びその協定に対する実施の取極め）。

(II) 2007年9月5日にシドニーで行われた米国政府とオーストラリア政府の間の防衛取引協力に関する協定（及びその協定に対する実施の取極め）。

(ii) 適用範囲の制限

米国は、(i)項で言及される協定の適用範囲から以下に該当するものを除外するものとする。

(I) 完結したロケットシステム（弾道ミサイルシステム、宇宙空間の飛翔体、及び探査ロケットを含む）、又は完結した無人航空機システム（巡航ミサイルシステム、無人標的機、及び偵察用無人機を含む）であって、500kg以上のペイロードを300km以上運搬することができるもの、並びにこれらのシステムのための関連製造装置、ソフトウェア、又は技術であって、ミサイル技術規制レジームの付属書の 카테고리 I、アイテム 1 で定義されているもの；

(II) 多段ロケットの各段、再突入機及び装備品、固体又は液体推進ロケットモーター又はエンジン、誘導装置、推力方向制御用システム、並びに関連する製造設備、ソフトウェア、及び技術であって、ミサイル技術規制レジームの付属書の カテゴリ I、アイテム 2 で定義されているもの；

(III) ミサイル技術規制レジームの付属書の カテゴリ II でリストされる防衛物品及び防衛役務であって、ロケットシステムで使用するためのもの（その用語は上記の付属書で使用されている）（関連する製造設備、ソフトウェア、又は技術を含む）；

(IV) 毒素物質、生物剤、及び関連装置であって、米国軍需品リスト（米国連邦規則集第22編第1章の§121.1のカテゴリXIVのサブカテゴリ(a)、(b)、(f)(1)、(i)、(j)、(l) [(f)(1)に関連するもの]、及び(m) [この項で列記されたすべてのサブカテゴリに関連するもの]

でリストされるもの；

- (V) 米国軍需品リストのカテゴリーXVI (a) 及び (b) で規制される核兵器の設計及び試験に特化した防衛物品及び防衛役務、並びにカテゴリーXVI (d) の関連する防衛物品及びカテゴリーXVI (e) の技術；
- (VI) (i) (I) 項で列記される協定に関して、米国が米国軍需品リストで規制する防衛物品及び防衛役務であって、英国によっては規制されていないもの（英国軍需品リスト若しくは英国デュアルユースリストの付則 4 又はそれらに代わるリストで規定されていないもの）；並びに
- (VII) (i) (II) 項で列記される協定に関して、オーストラリアの法律、規則、又はその他のコミットメントが上記の協定で指定される規制手段をオーストラリアが執行できない防衛物品。

(2) 二国間協定の要求事項

(1) 項で言及される二国間協定は一

(A) その外国が、必要に応じて、その国の政策及び慣行を改訂すること、並びに次の(i)から(iv)について要求する輸出管理体制（米国の法律、規則及び政策に少なくとも匹敵するもの）を確立するため、その国の法律及び規則に対して必要な改正を公布若しくは制定することを、最低限、要求しなければならない一

(i) その外国に輸出されるすべての米国原産の防衛品目の取扱いに対する条件（第三国への再輸出についての事前の米国政府の書面による承認を含む）；

(ii) 最終用途及び再移転規制のコミットメント（すべての最終需要者か最終用途及び再移転規制の拘束力のあるコミットメント（当該米国原産防衛品目に関する法順守及び実施を確実なものとするために必要な証拠書類の提出を含む）を入手することを含む）；

(iii) “ウォッチリスト”に匹敵する手続きの制定（そのようなウォッチリスト[監視リスト]が存在しない場合）並びに輸出及び輸入の証拠書類及び対外ビジネス及びこれらのビジネスに雇用若しくはその他の形態で関係する個人についてのバックグラウンド情報を共有できるようにする米国政府の法執行機関との全面的な協力；並びに

(iv) 除外条項のもとに輸出される品目の適用範囲を確実なものとするための規制される防衛品目のリストの制定；並びに

(B) その外国が、必要に応じて、その国の政策及び慣行を改訂すること、並びに次の(i)から(iv)について要求する輸出管理体制（米国の法律、規則及び政策に少なくとも匹敵するもの）を確立するため、その国の法律及び規則に対して必要な改正を公布若しくは制定することを、最低限、要求しなければならない一

(i) 有形又は無形の技術（ファックス、電話及び電子メディアによるものを含む）の輸出に対する規制；

(ii) 外国の国民に輸出される防衛品目に関連する機密扱いでない情報に対する適切な規制；

(iii) 国際武器取引及び仲介行為に対する規制；

(iv) 第三国への輸出が、その外国と米国の輸出管理体制に基づいて認可されない防衛品目を取得するための当該第三国による戦闘行動に対する米国政府機関（諜報機関を含む）との協力；並びに

(v) 輸出規制法の違反及び当該違反に対する罰則。

(3) 事前証明書

防衛品目の輸出に対する本章の輸出許可要求事項より、ある外国を除外することを認可する 30 日前までに、大統領は、下院の外交委員会及び上院の外交委員会に以下の証明書を伝達しなければならない一

(A) 米国が、(2) 項で示されるすべての要求事項を満たしている当該外国との二国間協定を締結したこと；

(B) その外国が、米国との二国間協定のもとに自国の義務を順守するため自国の法律及び規則に対してすべての必要な改正を交付又は制定したこと；並びに

(C) しかるべき議会の委員会が、本編の § 2776 の権限、手続き及び慣行に基づいて、本節が適用される外国への防衛輸出に関する通知を、その国に別途適用される防衛輸出許可の適用除外の形態

にかかわりなく、引き続き受けること。

(4) 定義

本節において：

(A) 防衛品目

用語“防衛品目”とは、防衛物品、防衛役務及び関連する技術資料をいう。

(B) しかるべき議会の委員会

用語“しかるべき議会の委員会”とは、以下をいう—

- (i) 下院の外交委員会及び歳出委員会；並びに
- (ii) 上院の外交委員会及び歳出委員会。

(k) 特定の商務省で規制される品目の輸出許可

(1) 通論

本節に従って与えられる国務省の輸出許可又はその他の認可は、輸出管理規則の対象となる品目が米国軍需品リストで規制される防衛物品の中で若しくはそれらの防衛物品とともに使用されるものである場合、当該品目の輸出についても認可することができる。

(2) その他の要求事項

(1) 項のもとに輸出管理規則の対象となる品目の輸出を認める輸出許可又はその他の認可に関して、次の要求事項が適用されるものとする。

(A) 当該品目が国務省の輸出許可又はその他の認可のもとに輸出が認められている場合、商務省の別個の認可は必要としないものとする。

(B) 輸出管理規則の対象となるそれらの品目であって、国務省の輸出許可又はその他の認可に基づいて輸出されるものは、それ以降の取引に関して引き続き商務省の管轄下に置かれる。

(C) 用語“EAR 対象”又は国務省の輸出許可又は認可にある同様の用語を含むからといって、その品目に関する管轄権に影響を及ぼさないものとする。

(3) 定義

本副節において、用語“輸出管理規則”は、以下のいずれかを意味する—

- (A) 国際緊急経済権限法 (50 U. S. C. 1701 以降参照) を根拠に維持され管理される輸出管理規則；又は
- (B) 何らかの承継する規則。

§ 2778a. 同位元素 235 の劣化ウランの輸出

同位元素 235 の劣化ウランの輸出が、その放射能とは無関係な高密度又は自然発火特性を単に活用するために防衛物品又は貨物に組み込まれていることがわかり次第、そのような輸出が武器輸出管理法[22 U. S. C. 2751 以降参照]又は 1979 年制定の輸出管理法[50 U. S. C. App. 2401 以降参照]のもとに制定された規制の対象となる場合、そのような輸出は 1954 年に制定の原子力法[42 U. S. C. 2011 以降参照]及び 1978 年制定の核拡散防止法[22 U. S. C. 3201 以降参照]の条項から除外されるものとする。

§ 2779. 軍事売却代理人の報酬

(a) 国務長官への適切で時宜を得た報告；記録の維持管理

国務長官は、国務長官が規定する規則に従って、次の(1)又は(2)に該当する売却に関連して、いずれかの者により、当該売却の締結を懇請したり、促進したり、又はその他の形態で求める目的で、外国若しくは国際組織の軍隊に向けて或いはこれらの軍隊のために支払われた又は支払われることが提示若しくは同意された政治献金、贈与、手数料及び報酬についての適切で時宜を得た報告を義務付けなければならない—

- (1) 本編の § 2762 のもとでの防衛物品若しくは防衛役務、又は本編の § 2769 のもとでの設計建設役務の売却；
- (2) 本編の § 2778 のもとに輸出が許可された若しくは認可された防衛物品若しくは防衛役務の商業ベースでの売却；或いは
- (3) 本編の § 2778(j) (1) (C) (i) で言及される協定に基づく防衛物品又は防衛役務の輸出。

当該規則では、報告されるべき支払い、提示及び同意の総額及び種類、並びに報告の形態及び時期を

指定するものとし、また、売却代理人及び当該支払いを受けるその他の者の名前についての報告を義務付けるものとする。国務長官は、規則によって国務長官が必要と裁定するところの記録の保管を義務付けるものとする。

(b) 大統領令

大統領は、本章の目的を推進するためになると裁定する政治献金、贈与、手数料及び報酬に関して、規則により、禁止したり、制限したり条件を定めたりすることができる。

(c) 契約への配分；不適切な影響力

いかなるそのような政治献金、贈与、手数料又は報酬も、本編の § 2762 又は § 2769 のもとに締結される調達契約のもとに支払われる総額に、全額若しくは一部であれ、含めてはならない（ただし、それらの金額が妥当で、当該契約に割当て可能である場合を除く）、さらに、不適切な影響力によって当該売却を懇請したり、促進したり、別な形態で確保した者、或いはそれを行なうことができるとして自称した者に対して行なってはならない。本節でいうところの“不適切な影響力”とは、購入している外国政府又は国際組織の職員又は担当官による当該購入に関する判断又は行動を、同等の米国の調達に伴うメリットの考慮以外を根拠に、誘導する又は誘導することを試みる直接的又は間接的な権力の行使をいう。

(d) 議会及び連邦機関に対し記録を利用できるようにすること

- (1) 国務長官に報告されるすべての情報及び本節のもとに規定される規則に基づいて当事者により維持されるすべての記録は、要請があり次第、議会の常任委員会及びこれらの小委員会並びに米国政府機関（本節のもとに報告書の提出若しくは記録の維持を求められている当事者の帳簿及び記録にアクセスすることが法律で認められている米国政府機関）が利用できるようにしなければならない。
- (2) 本節のもとに維持される記録への米国政府機関によるアクセスは、関係当時者の帳簿及び記録への当該機関によるアクセスに適用されるのと同じ条件に基づくものとする。

§ 2779a. 報奨金の支払いに対する禁止事項

(a) 通論

防衛物品若しくは役務であって、本章のもとに売却されたもの若しくは輸出が許可されたもの又は本編の § 2778 (j) (1) (C) (i) で言及される協定に基づいて輸出されたものの米国のいかなる供給者も、又はその供給者の雇用者、代理人若しくは下請け業者のいずれも、当該防衛物品又は防衛役務の外国への売却又は輸出に関して、全額若しくは一部であれ、その国と相殺契約に応ずる目的で報奨金の支払いを行なってはならない。

(b) 民事制裁金

本節の条項に違反した者は、本節で規定するところの民事制裁金を課す対象となるものとする。

(c) 大統領の権限

本節の執行において、大統領は、1979 年制定の輸出管理法の § 11 の副節 (c)、(d)、(e) 及び (f) [50 U. S. C. App. 2410(c), (d), (e), (f)] 並びに同じ法律の § 12(a) [50 U. S. C. App. 2411(a)] によって、省庁、機関及び担当官に与えられる違反及び執行並びに民事制裁金を課すことに関して、同じ権限を行使することが、当該法律 [50 U. S. C. App. 2401 以降参照] の当該権限に適用されるのと同じ条件において認められている（ただし、当該法律の § 11(c) (2) (B) は適用されないものとする）、そして、その代わりとして本節のもとに発行される規則で規定するところにより、国務長官は、本章及びこれらのもとに規定される規則の違反に対して民事制裁金を課すことができ、そして更にその民事制裁金を回収するため民事訴訟を起こすことができる（そして更に、本法律の § 11(c) にもかかわらず、本節のそれぞれの違反に対する民事制裁金は 50 万ドル若しくは禁止される報奨金の額の 5 倍のいずれか高い方の額を超えることができないことを除く）。

(d) 定義

本節でいうところにおいて—

- (1) 用語“相殺契約”とは、防衛物品又は防衛役務の米国の供給者と外国との契約、協定又は取決めであつて、そのもとに供給者が、供給者からの防衛物品又は防衛役務の外国による購入を考慮して、購入若しくは取得することに合意する契約、又はその外国で(全体として若しくは部分的に)製造、生産、産出又は引き出された貨物又は役務の他の米国人による購入又は取得を促進することに合意する契約をいう；
- (2) 用語“報奨金”とは、防衛物品若しくは防衛役務の米国の供給者又はこれらの従業員、代理人若しくは下請け業者により他の米国人に対して、これらの防衛物品又は役務を米国の供給者から購入している外国で(全体として若しくは部分的に)製造、生産、産出又は引き出された貨物又は役務を、その米国人に勧めて若しくは説得して購入又は取得させるために行なう直接的な金銭の報酬をいう；並びに
- (3) 用語“米国人”とは、以下を意味する一
 - (A) 米国の国民である個人又は永住者の外国人である個人；並びに
 - (B) 企業、事業連合体、合名会社、企業合同体若しくはその他の法人団体であつて、次のいずれかに該当するもの一
 - (i) 米国又は米国の州、コロンビア特別区、又は米国の領土若しくは領地の法律のもとに組織されたもの；或いは
 - (ii) 副項(A)で定められる個人又は(i)項で定められる事業者によって事実上所有若しくは管理されているもの。

§ 2780. 国際テロ活動支援国との取引

(a) 米国政府により禁止されている取引

米国政府による以下の取引は禁止されている：

- (1) 本章、1961年制定の対外援助法[22 U.S.C. 2151 以降参照]、又はその他の法律を根拠に副節(d)で定められる国への軍需品目の直接的又は間接的な輸出又はその他の形態での提供(売却、リース、貸付、贈与若しくはその他の方法による)を行うこと(ただし、副節(h)で規定される場合を除く)。本項を履行する際に、米国政府は一
 - (A) 国務長官が副節(d)で定める裁定を行った時点で完結されていない当該取引に基づく当該品目の当該国への引渡しは停止しなければならない、並びに
 - (B) 国務長官がその裁定を行った時点で実施されている当該品目の当該国へのリース又は貸付は打ち切られなければならない。
- (2) 本章、1961年制定の対外援助法[22 U.S.C. 2151 以降参照]又はその他の法律を根拠に、副節(d)で定められる国による軍需品目の取得に関して、借款、借款保証又はその他の財政的援助を行うこと(ただし、副節(h)で規定される場合を除く)。本項を履行する際に、米国政府は、国務長官が副節(d)で定められる裁定を行う前に、義務付けられている当該援助に基づく支出を停止するものとする。大統領は、これらの支出の停止が、供給者、荷主若しくは同様の者への過度の財政的苦境の原因となり、かつ、支出を許可しても結果として軍需品目が当該国による使用のために利用可能とならないと大統領が裁定し、議会に報告した場合、前文に基づいて停止されることを別途要求された支出を認可することができる。
- (3) 本編の§ 2753(a)、1961年制定の対外援助法の§ 505(a)[22 U.S.C. 2314(a)]、本編の§ 2778 を実行するために発行された規則、或いは他の法律のもとに(副節(h)で規定される場合を除く)、副節(d)で規定される国への軍需品品目の移転に対して同意すること。本項を履行する際に、米国政府は、国務長官が副節(d)で規定される裁定を行なった時点で有効である当該同意を、取り下げなければならない(ただし、当該国にすでに移転された品目に関しては本センテンスは適用されない)。
- (4) 副節(d)で規定される国への軍需品目の輸出又はその他の移転(技術援助契約、製造ライセンス契約又は共同生産契約の手段によるものを含む)について、本編の§ 2778 のもとでの輸出許可又はその他の認可を与えること。本項を履行する際に、米国政府は、国務長官が副節(d)で規定される裁定を行なった時点で有効である当該輸出許可又はその他の認可を停止しなければならない(ただし、当該国にすでに輸出又は別途移転された品目に関しては本センテンスは適用されない)。
- (5) 副節(d)で定められる国による軍需品目の取得を、その他の形態で容易にすること。本項は、次のいずれかにより引き受けられた行為に関して適用される一

- (A) 政府の省庁、機関若しくはその他の手段による場合、
- (B) 政府の担当官若しくは職員（米国軍の隊員を含む）による場合、又は
- (C) 政府の要請により若しくは政府に代わって行う者による場合。

国務長官は、国務長官が、議会との協議の後に、通常でない切迫した状況が、当該センテンスで指定される行為を米国政府がとらないことを必要とすると裁定した範囲において、(1)項の2番目のセンテンス、(3)項の2番目のセンテンス、及び(4)項の2番目のセンテンスの要求事項を差し控えることができる。

(b) 米国人による禁止された取引—

(1) 通則—

米国人は、以下のいずれの行為も行ってはならない：

- (A) 副節(d)で定める国に軍需品目を輸出すること。
- (B) 副節(d)で定める国に軍需品目を売却、リース、貸付、譲渡又はその他の形態で提供すること。
- (C) 副節(d)で定める国の政府又はその国に所在する者ではない受取人に軍需品目を売却、リース、貸付、譲渡又はその他の形態で提供すること（ただし、米国人が、当該軍需品目が副節(d)で定められる国に入手可能とさせることを米国人が知り得た状況にある場合に限る）。
- (D) 副節(d)で定める国の政府又は当該政府に代わって行動する者による軍需品目の直接的若しくは間接的な取得を容易にするその他の行為をとること（ただし、米国人が、当該行為が当該者又は当該政府による当該品目の取得を容易にすることを知り得た状況にあった場合に限る）。

(2) 外国の子会社の行為に対する義務等—

米国人により事実上管理されている企業又はその他の者（大統領が発行すべき規則のもとに裁定される）が米国の国外において(1)項で定める行為を行う場合、当該米国人は、本副節に違反することになる。

(3) 米国の国外における行為への適用—

(1)項は、副節(1)(3)(A)又は(B)で定める米国人によって米国内又は米国外のいずれかにおいてとられた当該項で定める行為に関しても適用される。副節(1)(3)(D)のもとに発行される規則で規定される範囲において、(1)項は、当該規則において米国人として指定される者によって、米国外においてとられる当該項で定める行為に関して適用される。

(c) 対象となる政府及び人への移転

本節は、以下に関して適用される—

- (1) 副節(d)で定める国の政府による軍需品目の取得；及び
- (2) 副節(d)で定める国の国内の個人、グループ又はその他の者による軍需品目の取得（ただし、副節(b)(1)の副項(D)で別途規定する範囲を除く）。

(d) 禁止事項によって対象となる国

ある国に関して、本節に含まれる禁止事項は、国務長官が、その国の政府が国際テロ行為に繰り返し支援を提供したと裁定した場合に適用される。本副節でいうところにおいて、そのような行為には、核爆発装置の個人又はグループへの国際的な拡散を故意に援助若しくは煽動している、或いはセーフガード対象外の特殊核物質の取得において個人又はグループを故意に援助若しくは煽動している、或いは化学兵器、生物兵器、若しくは放射性物質兵器を使用、開発、貯蔵、若しくはその他の形態で取得する個人若しくはグループの試みを故意に援助若しくは煽動していると国務長官が裁定したすべての行為を含む。

(e) 裁定の公表

副節(d)のもとでの国務長官の各裁定は、官報で公表されるものとする。

(f) 解除

- (1) 副節(d)のもとに国務長官により行われた裁定は、大統領が下院議長、下院の外交委員会、及び上院の外交委員会の委員長に以下の報告を提出しない限り、解除することができない—

- (A) 提起された解除が効力を生じる前であれば、以下の内容を証明する報告書—
- (i) 懸念国政府の指導部及び政策に基本的な変更があったこと；
 - (ii) 当該政府が、国際テロ行為を支援していないこと；かつ
 - (iii) 当該政府が、将来において国際テロ行為を支援しないという保証を提出したこと；又は
- (B) 提起された解除が効力を生じる少なくとも 45 日前であれば、解除を正当化し、以下の内容を証明する報告書—
- (i) 懸念国政府が、それ以前の 6 か月間に国際テロの支援を提供していなかったこと；かつ
 - (ii) 懸念国政府が、将来において国際テロ行為を支援しない保証を提出したこと。
- (2) (A) 議会が、(1) (B) 項のもとに報告を受け取ってから 45 日後以内に、以下に該当する決議条項のあとの中味である合同決議を制定した場合、副節 (d) のもとでの裁定について、いかなる撤回も (1) (B) 項のもとに行なってはならない：
- “ _____ に議会に提出された報告に基づいて武器輸出管理法の § 40(d) に基づく裁定について提議された撤回は、この結果、差し止められる。” (空欄には、しかるべき日にちが記入される)。
- (B) 副項 (A) で定められる合同決議であって、しかるべき 45 日の期間内に提出されたものは、国防総省歳出予算法 (公法 98. 473 に記載されている) の § 8066(c) の (3) 項から (7) 項に従って、上院及び下院で審議されるものとする (ただし、当該項における下院及び上院の歳出予算委員会への言及については、それぞれ下院の外務委員会及び上院の外交委員会に言及されるものとみなされるものとする)。

(g) 免除

大統領は、以下に該当する場合、特定の取引に関して本節に含まれる禁止事項を免除することができる—

- (1) 当該取引が米国の国家安全保障上の国益に不可欠であると大統領が裁定した場合；並びに
- (2) 申請された取引の 15 日前までに大統領が以下のことを行った場合—
 - (A) 下院の外務委員会及び上院の外交委員会と協議すること；並びに
 - (B) 以下の内容を含む報告書を、下院議長、下院の外交委員会、及び上院の外交委員会の委員長に提出すること—
 - (i) 申請された取引に関係する国の国名、申請された取引に基づいて提供される品目の受領者を特定する情報、及びこれらの品目の予期される用途；
 - (ii) 申請された取引に含まれる軍需品目の説明 (これらの市場価額を含む) 及び取引の各段階における実際の売却価額 (又は、品目が売却以外によって移転される場合、それらが提供される方法)；
 - (iii) 申請された取引が米国の国家安全保障上の国益に不可欠である理由及びその申請された取引を正当とする理由；
 - (iv) 申請された取引が発生することが予期される日にち；並びに
 - (v) 申請された取引に関わるすべての米国政府の省庁、機関、又はその他の団体の名称、申請された取引に関わるすべての外国政府の名称、及び申請された取引に重大な関係を持つすべての民間当事者の名称。可能な範囲において、(2) 項の副項 (B) で指定される情報は、機密扱いでない形で、報告書の付属書で提供される機密扱いの情報とともに提出されなければならない。

(h) 国家安全保障法の報告要求事項の対象となる取引の除外条項

本節に含まれる禁止事項は、1947 年制定の国家安全保障法の第 V 編 ([50 U.S.C. 3091 以降参照]；諜報活動の議会による監視に関するもの) に基づく報告要求事項の対象となる取引に関しては、適用されない。

(i) 他の法律との関係

(1) 通論

本章に基づいて規制される軍需品目に関して、他の法律の条項 (1961 年制定の対外援助法の § 614(a) (22 U.S.C. 2364(a)) を除く) にもかかわらず、本節の条項が適用されるものとする。

(2) § 614(A)の免除権限

1961年制定の対外援助法の§ 614(a) [22 U.S.C. 2364(a)]の権限が、当該法律[22 U.S.C. 2151以降参照]又は本章のもとでの取引であって、本節により別途禁止されている取引を許可するために用いられる場合、当該節で求められる書面による政策を正当とする理由には、本節の副節(g)(2)(B)で指定される情報を含めなければならない。

(j) 刑事罰

故意に本節に違反した者は、それぞれの違反に対して、100万ドル以下の罰金、20年以下の禁固、又はその両方が科せられるものとする。

(k) 民事制裁金；執行

本節の執行において、大統領は、1979年制定の輸出管理法の§ 11(c)、§ 11(e)、§ 11(g)及び§ 12(a) [50 U.S.C. App. 2410(c), (e), (g), 2411(a)]によって、省庁、機関及び担当官に与えられる違反及び執行に関して、当該法[50 U.S.C. 付則 2401 以降参照]の当該権限に適用されるのと同じ条件に従って、同じ権限を行使することが認められている（ただし、当該法律の§ 11(c)(2)(B)については適用されないものとする）、そして、その代わりとして本節のもとに発行される規則で規定するところにより、国務長官は、本章及びこれらのもとに規定される規則の違反に対して民事制裁金を課すことができ、そして更にその民事制裁金を回収するため民事訴訟を起こすことができる（そして更に、本法律の§ 11(c)にもかかわらず、本節のそれぞれの違反に対する民事制裁金は50万ドルを超えることができないことを除く）。

(l) 定義

本節で用いられるとき—

- (1) 用語“軍需品目”とは、米国軍需品リストで列挙されている品目をいう（品目が米国に輸入されるか、米国から輸出されるかを問わない）；
- (2) 用語“米国”とは、地理的に使用されるとき、諸州、コロンビア特別区、プエルトリコ自治連邦区、北マリアナ諸島自治連邦区、及び米国の準州又は領土をいう；
- (3) 用語“米国人”とは、以下を意味する—
 - (A) 米国市民又は米国に永住する外国人；
 - (B) 個人事業体、合名会社、カンパニー、事業連合体又は株式会社であって、米国内に事業の本拠を有するもの又は合衆国、州、コロンビア特別区、プエルトリコ自治連邦区、北マリアナ諸島自治連邦区、及び米国の準州又は領土の法律のもとに組織されたもの；
 - (C) 米国内に所在する間における他の者の行為については、当該者；並びに
 - (D) 国務長官により発行された規則の中で規定される範囲において、副項(A)、(B)又は(C)で記述されていないが、以下に該当する者—
 - (i) 副項(B)で記述される米国人の外国の子会社若しくは系列会社であって、その米国人によって実際に管理されているもの（それらの規則に従って決定されるもの）、又は
 - (ii) 米国外に所在する間における米国の管轄権の別途対象となる者の行為については、当該者；
- (4) 用語“核爆発装置”とは、本編の§ 6305(4)に掲げる用語で与えられる意味を持つ；並びに
- (5) 用語“セーフガード対象外の特殊核物質”は、本編の§ 6305(8)に掲げる用語で与えられる意味を持つ。

§ 2781. 米国の反テロ活動に十分に協力していない国との取引

(a) 禁止される取引

会計年度が始まる暦年の5月15日までに、米国の反テロ活動に十分に協力していないと大統領が裁定し、議会に証明した外国に対して、いかなる防衛物品又は防衛役務も、当該会計年度内に本章のもとに売却されたり、輸出が許可されてはならない。

(b) 免除

大統領は、特定の取引が米国の国益にとって重要であると大統領が裁定した場合、当該取引に関して、

副節(a)で示される禁止を免除することができる。

副章Ⅲ-A—防衛物品及び防衛役務の最終用途の監視

§ 2785. 防衛物品及び防衛役務の最終用途の監視

(a) 監視プログラムの確立

(1) 通則

本章又は1961年制定の対外援助法(22 U.S.C. 2151 以下参照)のもとに売却、リース又は輸出された防衛物品及び防衛役務に関する説明責任を改善するために、大統領はそのような物品及び役務の最終用途の監視を提供するプログラムを確立しなければならない。

(2) プログラムの要求事項

実行可能な範囲において、そのようなプログラムは—

(A) 本編の§ 2778(g)(7)のもとに開発された系統立った最終用途検証のため、ハイリスクの輸出の特定にあてはまる基準に従って、防衛物品及び防衛役務の最終用途の監視を提供しなければならない(一般的に、“Blue Lantern”プログラムと呼ばれる);並びに

(B) 以下の内容について法理的保証を提供するために設計されていなければならない—

(i) 受取人が、防衛物品及び防衛役務の使用、移転及び安全確保に関して米国政府により課せられる要求事項を順守していること;並びに

(ii) 当該物品及び役務が、それらが供給される目的のために使用されていること。

(b) プログラムの運用

副節(a)において確立されたプログラムを遂行する際に、大統領はそのプログラムについて以下のことを確実なものとしなければならない—

(1) 機微な技術を組み込んだ防衛物品及び防衛役務、転用若しくはその他の濫用に対して著しく無防備な防衛物品及び防衛役務、又は防衛物品若しくは防衛役務であって、その転用若しくはその他の濫用が深刻な結果を持つものの、最終用途の検証を備えていること;並びに

(2) 防衛物品に組み込まれた技術の転用(リバース・エンジニアリング又はその他の手段を通じた転用)を防止すること。

(c) 議会への報告

1996年7月21日から6か月後以内に、また、それ以降は毎年、1961年制定の対外援助法の§ 634[22 U.S.C. 2394]のもとに提出される年次議会プレゼンテーション文書の一部として、大統領は、本節を履行するために講じられた措置を記述する報告(監視プログラム並びに小型武器及び軽量兵器の米国の移転の最終用途の監視の回数、範囲、及び調査結果に関連する要員の費用及び人数の詳細な会計報告を含む)を議会に伝達しなければならない。

(d) 第三国への移転

本節でいうところにおいて、本章又は1961年制定の対外援助法(22 U.S.C. 2151 以下参照)のもとに売却、リース又は輸出された防衛物品及び防衛役務には、第三国又はその他のサードパーティに移転された防衛物品及び防衛役務を含む。

副章Ⅳ—一般条項、行政条項及び雑則

§ 2791. 一般条項

(a) 米国外での調達において考慮すべき事柄

本章を遂行する際に、米国内で調達することが重視されなければならないが、その生産が米国の外交政策、国家安全保障及び経済に最もよく役に立つ場合、本節の副節(b)の条項に従うことを条件として、米国原産の防衛物品の米国外での協同生産又はライセンスされた生産についても考慮されるものとする。本章に従って行われることが計画された売却を評価する際に、以下のことが考慮されなければならない

- (A) 計画された売却が、ライセンスの取極め（それによって、米国の事業者が、外国の友好国に所在する事業者に対して、購入国により選択された防衛物品の生産ライセンスを与える取極めであって、そのライセンスが結果として米国に財政上の利益を生むことになるもの）に対して、損害を与えたり、侵害する程度、
- (B) そのように生産された防衛物品であって、米国原産のもの割合、並びに
- (C) そのような売却が、軍備拡大競争の一因となるか否か及びその程度、大量破壊兵器開発を助長するか否か及びその程度、国際テロを支援するか否か及びその程度、紛争の勃発若しくは拡大の可能性を増大するか否か及びその程度又は二国間若しくは多国間の武器規制若しくは不拡散協定若しくはその他の協定の進展を害するか否か及びその程度。

(b) 借款による売却及び借款保証に関する議会への情報

米国原産の防衛物品の米国外での協同生産又はライセンスされた生産に関わるすべての場合において、いかなる借款による売却も本編の § 2763 のもとに供与されてはならないし、いかなる借款保証も本編の § 2764 のもとに発行してはならない（ただし、そのような取引に先立って、國務長官が、議会のしるべき委員会に勧告し、計画された取引に関する十分な情報（限定されるものではないが、米国外においてライセンスのもとに生産されるか協同生産される単一の防衛物品若しくは複数の防衛物品の説明、当該生産若しくは協同生産の評価額、及び計画された取引の米国内での雇用及び生産に対する可能性のある影響を含む）を下院議長及び上院議長に提供している場合を除く）。

(c) 米国外からの調達に資金を利用できるようにすること

本章のもとに利用できる資金は、米国外からの調達のために利用することができる（ただし、米国外から低コストで調達することによる米国にとっての経済的又はその他の優位性にまさる労働余剰分野又は世界の他の国々との国際収支における米国のネットポジション[外貨資産から外貨負債を差し引いた残高]を特に考慮し、米国外からの調達が、結果として米国経済又は産業動員基盤に不都合な影響を持たないと大統領が裁定した場合に限る）。

(d) 売却及び借款保障に関する国防長官の責務

- (1) 本編の § 2761、§ 2762、§ 2763、§ 2764、§ 2769 及び § 2770 のもとでの売却及び借款保証に関して、国防長官は、大統領の指示のもとに以下の事柄について主たる責任を持つものとする—
 - (A) 軍事最終品目の要求事項の決定；
 - (B) 軍の統合業務計画を可能とする方法での軍用装備品の調達；
 - (C) 外国の軍事要員の訓練の監督；
 - (D) 軍事最終品目の移動及び引渡し；並びに
 - (E) 国防総省における売却及び借款保証に関するその他の職務の実施。
- (2) 軍事装備品の調達、引渡し及び配置におけるプライオリティーの設定は、大統領の指示のもとに国防長官によって決定されるものとする。

(e) 売却契約及び輸出許可の取消し及び停止；返済に対する資金充当

- (1) 本編の § 2761、§ 2762、§ 2769 及び § 2770 のもとに締結されるそれぞれの売却契約、並びに本編の § 2767(d) のもとに締結されるそれぞれの契約には、異常な状況又は止むをえない状況にあるときはいつでも、国益の見地から必要とする場合、当該契約を全面的に又は部分的に中止させたり、その実行を停止できることを、規定しなければならない。
- (2) (A) 本編の § 2778 のもとに発行されるそれぞれの輸出許可には、取消し、停止又は修正することが望ましいと國務長官が考える場合はいつでも、事前の通告なしに、國務長官によってそのような措置をとることができることを規定しなければならない。
- (B) 本項のなかのどの条文も、本章に基づく大統領の行政権限を制限するように解釈してはならない。
- (3) 以下のために必要となる可能性がある金額については、随時、歳出する権限が与えられている—
 - (A) 本編の § 2761、§ 2762、§ 2769 及び § 2770 のもとで締結された売却契約、又は本編の § 2767(d) のもとで締結された契約であって、本副節のもとに取消し又は停止させられた契約のもとでの購入者からの受領金について、その受領金が生産中の未完成品のために民間の契約者及び米国政府

機関に既に支出された限度で返済するため、並びに
 (B) 履行中の調達契約又は関係する米国政府機関の業務発注の対応する取消し又は停止から生じる損害及び費用を支払うため。

(f) 外国の民間の契約要員の使用

大統領は、最大限可能な範囲で、かつ本章の目的に沿う中で、本章のもとに売却された防衛役務を実行するために、外国における民間の契約要員を使用するものとする。

§ 2792. 行政経費

(a) 資金を利用できるようにすること

本章のもとに職務を実行する米国政府機関のオペレーションのために他の法律のもとに使えるようにする資金は、本章のもとに当該機関により発生する行政経費のために利用されることができる。

(b) 行政経費及び公務上の接待及び代行費用に対する負担金

本編の § 2761 (e) (1) (A) のもとに計算される行政サービスの負担金には、次の (1) から (3) に該当する場合、本章に基づく職務を実行する中で米国政府の省庁及び機関（使節団又はそれらのグループを含む）により発生する行政経費並びに公務上の接待及び代行費用の回収を含むものとする—

- (1) そのような職務が、主として外国のためのものである場合；
- (2) そのような経費が、本編の § 2761 (a) のもとでの防衛役務の売却のために受領した金額に対して直接かつ十分に負担及び返済がされていない場合；並びに
- (3) そのような経費が、米国軍の給与でもなく、民間の年金の一時借入の概算費用及びその他の給付金になるものでもない場合。

(c) 公務上の接待及び代行費用のために用いられる資金の限度

本編の § 2761 (e) (1) (A) に基づく行政サービスの負担金から得られる 86,500 ドル以下の資金が、各会計年度において公務上の接待及び代行費用のために使用することができる。

§ 2793. 影響を受けないその他の条項

本章のどの条項も、1954 年制定の原子力エネルギー法（改正された場合はその改正版）[42 U. S. C. 2011 以降参照] 又は第 10 編の § 7307 の条項を、いかなる形であれ、変更するように解釈してはならない。

§ 2794. 定義

本章でいうところにおいて、用語は以下の通り定義される—

- (1) “余剰防衛物品”とは、本編の § 2403 (g) で規定される意味を持つ；
- (2) “価額”とは、余剰防衛物品の場合には、本編の § 2761 (a) で別途規定される場合を除いて、次の (A) 又は (B) のいずれか大きい額以上の価額をいう—
 - (A) 当該物品を修理、修復若しくは改良する際に米国政府によって負担される総費用に残存価額を加えたもの；又は
 - (B) 確認できる場合には、市場価額；
- (3) “防衛物品”は、本節の (7) 項で規定される場合を除いて、本章を根拠に米国による売却若しくは移転又は米国のその他の対外援助若しくは売却計画に関して、以下を意味する—
 - (A) 兵器、兵器システム、武器弾薬、航空機、船舶、船艇又はその他の武具、
 - (B) 軍事売却を行う目的で使用される資産、施設、貨物、資材、装備品、補給品又は商品、
 - (C) 本項でリストされる物品の製造、生産、加工、修理、サービス、貯蔵、建設、輸送、操作又は使用のために必要な機械装置、施設、工具、資材、補給品又はその他の品目、並びに
 - (D) 本項でリストされる物品の部分品又は部品（ただし、商業容器を含まない）又は 1954 年制定の原子力エネルギー法 [42 U. S. C. 2011 以降参照] で定義されるところの原材料（放射能とは関連がない高密度又は自燃性の特性の利点を単に取り入れるるために防衛物品に組み込まれる同位元素 235 中の劣化ウランを除く）、副生成物、特殊核物質、生産施設、利用施設、又は規制される資料を含む原子力兵器若しくは物品；

- (4) “防衛役務”には、本節の(7)項で規定される場合を除いて、本章を根拠に米国による売却若しくは移転又は米国のその他の対外援助若しくは売却計画に関して、軍事売却を行う目的で使用されるサービス、テスト、検査、修理、訓練、出版、技術援助若しくはその他の援助、又は防衛情報（本編の § 2403(e) で定義される）を含むが、本編の § 2769 のもとでの設計建設役務は含まない；
- (5) “訓練”には、米国又は国外における外国の学生の公式又は非公式の教育であって、米国の担当官若しくは職員、契約技術者若しくは下請業者によるもの（民間機関での教育を含む）、或いは通信教育、あらゆる種類の技術、教育若しくは情報の刊行物及びメディアによるもの、外国の部隊及び軍隊への訓練の援助、オリエンテーション、訓練演習及び軍事アドバイスを含む；
- (6) “主要防衛装備品”とは、米国軍需品リストに掲載されている重要軍用装備品目であって、非経常的な研究開発費が 5,000 万ドルを超えるもの、又は総生産費用が 2 億ドルを超えるものをいう；
- (7) “防衛物品及び防衛役務”とは、本編の § 2778 の条項の対象となる商業ベースでの輸出に関して、当該節の副節(a) (1)に基づいて大統領により指定される品目をいう；
- (8) “設計建設役務”とは、本編の § 2769 のもとでの売却に関して、不動産施設の設計及び建設（必要な建設機械及び資材、工事サービス、それらに関連する建設契約マネジメントサービス、並びに、国防総省の省庁若しくは機関により又は当該省庁若しくは機関との契約に従う契約者により提供又は実施される不動産施設の運用及び維持における技術援助契約を含む）；
- (9) “重要軍用装備品”とは、以下の物品をいう—
- (A) 軍事的な有用性又は能力に対する当該物品の能力を根拠に特別な輸出規制が正当化される物品；並びに
- (B) 米国軍需品リストで特定されているもの；
- (10) “大量破壊兵器”は、第 50 編の § 2302(1) で規定される意味を持つ；並びに
- (11) “売却地域”とは、防衛物品又は防衛役務が再輸出されることを認められている国又は一群の国々をいう。

副章 V — 特別防衛調達資金

§ 2795. 資金

- (a) 設立；目的；特別要求事項及び責務；特定の物品及び役務の継続的な注文；麻薬規制目的のための物品
- (1) 国防長官は、大統領の指示のもと、かつ国務長官との協議のもとに、適格な外国及び国際組織への防衛物品及び防衛役務の取得の資金調達について、本章、1961 年制定の対外援助法[22 U. S. C. 2151 以降参照]に基づく、又は法律により別途是認される、これらの移転を予期して、国防総省の管理のもとに、他の勘定から独立した連邦政府回転資金として用いられるように、特別国防調達資金（本副章において、これ以降 Fund[資金]と呼ぶ）を設立しなければならない、さらに国防長官が裁定できる上記資金の中の資金により当該物品及び役務を調達することができる。米軍のための初期交付数量要件が満たされなかった品目であって、現在の調達契約が行われていないものの本副章のもとでの取得は、当該品目の移転に対する安全保障上の援助要件と矛盾がない場合、重要視されるものとする。
- (2) 本副章の中のどの条項も、本章又は 1961 年制定の対外援助法[22 U. S. C. 2151 以降参照]のもとでの国務長官又は国防長官に与えられた責務を限定したり減ずるよう解釈してはならない。
- (3) その資金は、本章、1961 年制定の対外援助法[22 U. S. C. 2151 以降参照]又はその他の法律に基づく外国及び国際組織への同様の防衛物品及び防衛役務の移転を予期して、すべての軍関係の省庁の共通的使用のため、これらの単一機関による統合マネジメントのために国防総省により割り当てられる防衛物品及び防衛役務の継続的な発注を維持するために用いることができる。
- (4) その資金は、麻薬規制目的で使用するために特に適合させた防衛物品であって、かつ、受領国の需要（例えば、小型艇、航空機（ヘリコプターを含む）及び通信装置）に対して適切なものを取得するのにも使用されるものとする。

(b) 資金の徴収

その資金は、以下のものより構成されるものとする—

- (1) 本編の § 2761(a) (1) (A) に基づいて発行された引合状のもとに行われる売却からの徴収（在庫を入

れ替えることを目的としない防衛物品の実際の価額に相当するもの)、

- (2) 資産使用料金の価額（米国政府が所有するプラント及び生産装置に対する契約者のレンタルの支払いを含む）並びに非経常的な研究、開発及び生産の費用に比例した補填に対する負担金の価額に相当する売却からの徴収、並びに
- (3) 本副章のもとに取得される防衛物品及び防衛役務の引合状のもとに行われる売却（又は 1961 年制定の対外援助法[22 U. S. C. 2151 以降参照]のもとに行われる移転）からの徴収（本編の § 2761 (a) (1) の副項 (B) 若しくは (C) 又は本編の § 2762 或いは 1961 年制定の対外援助法の § 644 (m) [22 U. S. C. 2403 (m)] に従って計算された当該品目の価額に相当するもの）、並びに、必要に応じて、この資金の目的において正当化され、割り当てられその他適用することができる資金。

(c) 総額

- (1) その資金の規模は、第 10 編の § 114 (c) で定められているドル総額を超えてはならない。この制限事項でいうところの資金の規模は、本副章のもとに取得される防衛物品であって、本副章に従ってその資金から移転されなかったものの価額（取得費用からみた価額）を加えた資金の総額である。
- (2) その資金における総額は、会計年度内における債務に対して、あらかじめ歳出予算法で規定される限度まで或いはその総額内でのみ利用可能とされるものとする。

§ 2795a. 資金により調達された品目の使用及び移転

(a) 認可

本副章のもとに国防長官により取得されたいかなる防衛物品又は防衛役務も、そのような移転が本章、1961 年制定の対外援助法[22 U. S. C. 2151 以降参照]又はその他の法律によって認可されない限り、いかなる外国又は国際組織へも移転してはならない。

(b) 一時的な使用

大統領は、本副章のもとに取得された防衛物品及び防衛役務の、外国又は国際組織に移転されるのに先立って、米国軍による一時的な使用について認可することができる（ただし、当該品が国家防衛の要求を満たすために必要であって、且つ、米国軍が、それらが使用される間において当該物品又は役務のオペレーション及び維持の費用並びに当該使用が終了時の復旧又は置換えの費用を分担する場合に限る）。

(c) 貯蔵、メンテナンス及びその他の費用

本節の副節 (b) で規定される場合を除いて、その資金は、移転に先立って、本副章のもとに取得される防衛物品及び防衛役務の保管及び移転の準備に関連する貯蔵、メンテナンス並びにその他の費用に加えて、本編の § 2792 (b) に基づいて償還されない限度において当該品目の取得の中で発生する国防総省の行政経費の支払いに使用されることができる。

§ 2795b. [削除]

副章 VI—防衛物品のリース及び協同研究開発目的での融資権限

§ 2796. リースの権限

(a) 前提条件

大統領は、以下に該当する場合、適格な外国又は国際組織に向けて、国防総省の貯蔵品の中から防衛物品をリースすることができる—

- (1) 大統領が、本章のもとに売却ベースでなしにリースベースで当該物品を供給することに関して、切迫した外交政策及び国家安全保障上の根拠があると裁定した場合；
- (2) 大統領が、当該物品が公共の使用のために当面必要でないと裁定した場合；
- (3) 大統領が、国家技術産業基盤における当該物品のリースの影響（特に、もしあれば、どの程度そのリースが、国家技術産業基盤に存在する事業者の、当該物品がリースされる先の国又は国々に新たな装備品を売却する機会を減ずるか）を他の何よりもまして考慮した場合；並びに
- (4) 国又は国際組織が、当該物品をリースする中で米国政府により負担されるすべての費用を米国ドル

で支払うことに合意している場合、ただし、その費用には、リースされている間の当該物品の減価償却分の返済、物品がリースされている間に損傷した場合には、その復旧又は置換えの費用、及び物品がリースされている間に紛失若しくは破壊した場合には、以下に該当する費用を含む一

- (A) 紛失若しくは破壊した物品を米国が置き換える意図がある場合、物品の置換え費用（減価償却費を減額したもの）；又は
- (B) 紛失若しくは破壊した物品を米国が置き換える意図がない場合、リース契約で指定される実際の価額（減価償却費を減額したもの）以上の額。

(4) 項の要求事項は、共同して行う研究開発、軍事演習、又は通信若しくは電子的なインタフェースのプロジェクトの目的で締結されたリースには適用されないものとする。大統領は、通常の耐用年数の4分の3が経過した防衛物品の減価償却分の返済について、それを行うことが米国の国家安全保障上の国益に重要であると大統領が裁定した場合、(4) 項の要求事項を適用するのを撤回することができる。大統領は、以下に該当する場合を除いて、国防総省のための防衛物品の実質的に互恵的な条件で、リースの借主との交換で行われるリースに関して、(4) 項の要求事項を適用するのを撤回することができる一

- (A) この撤回の権限は、大統領が下院の外交委員会及び歳出委員会並びに上院の外交委員会及び歳出委員会に、これらの委員会の正規の通知手続きに従って、その権限が行使されたものに関して、それぞれのリースについての詳細な通知を提出した場合にのみ行使することができる；並びに
- (B) この撤回の権限は、議会在今後異なる内容で規定しない限り、最新の会計年度中においてのみ、かつ、1 国に関してのみ行使することができる。前の文は、リースされた物品の米国による支払い歳出予算の認可にあたるものではない。

(b) 期間；終了

- (1) 本節に基づく各リース契約では、固定期間におけるものでなければならない、その期間は(A)5 年、かつ(B)リースされた物品が引き渡される以前に実行されるリースされた物品の主要な改修作業を完了するのに必要とする指定された期間を超えてはならない、また、リース期間を通していつでも、大統領はリースを終了することができ、かつ、リース物品の即時返還を要求することができることを定めなければならない。
- (2) 本副節における用語“主要な改修作業”とは、実行期間が6 か月以上の作業をいう。

(c) 適用される法的根拠

国防総省の貯蔵品の中の防衛物品は、本副章又は1961年制定の対外援助法の第II部の第2章[22 U. S. C. 2311 以降参照]のみを根拠として外国又は国際組織にリース又は貸付けをすることができる、また、第10編の§ 2667を根拠としては外国又は国際組織にリースしてはならない。

§ 2796a. 議会への報告

(a) 下院議長及び議会の委員会の委員長への書面による証明

1年以上の期間にわたって、本副章のもとでの防衛物品のリース契約又は1961年制定の対外援助法[22 U. S. C. 2311 以降参照]の第II部第2章のもとでの防衛物品の貸付契約を、外国又は国際組織と締結又は更新する前に、大統領は、下院議長、下院の外交委員会、並びに上院の外交委員会の委員長及び上院の軍事委員会の委員長に以下の内容を明記する書面による証明を伝達しなければならない一

- (1) 防衛物品がリース又は貸付けされる国又は国際組織；
- (2) リース又は貸付けされる防衛物品の種類、数量及び価額（置換え費用からみた価額）；
- (3) リース又は貸付けの条件及び期間；並びに
- (4) リース又は貸付けについて正当とする理由（なぜ、防衛物品が本章のもとに売却ではなくてリース又は貸付けされるかの説明を含む）。

(b) 撤回、緊急事態の裁定

大統領が大統領の証明の中で、米国の国家安全保障上の国益において直ちにリース又は貸付けの締結を必要とする緊急事態が存在すると記述する場合、大統領は、本節の要求事項を適用するのを撤回することができる（また、本編の§ 2796b で定められる契約の事案においては、当該節の条項を適用するのを

撤回することができる)。大統領が大統領の証明の中で、そのような緊急事態が存在すると記述する場合、大統領はその証明の中で、大統領の裁定について正当とする詳細な理由（リースが直ちに締結されることを必要とする緊急事態の説明及び関係する国家安全保障上の国益の論議の説明を含む）を示さなければならない。

(c) 証明の伝達

副節(a)で義務付けられる証明は、次の期日以内に提出されなければならない—

- (1) 北大西洋条約機構、その機構の加盟国又はオーストラリア、日本、韓国、イスラエル、若しくはニュージーランドとの協定の事案については、協定が締結又は更新されてから暦日で 15 日後以内；並びに
- (2) その他の組織又は国との協定の事案については、協定が締結又は更新されてから暦日で 30 日後以内。

§ 2796b. 立法上の審査の手続き

(a) 適用可能性

(1) (2)項を条件として、次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する防衛物品について、1年以上の期間にわたって、外国又は国際組織に対して、本副章のもとで行うリース契約、又は1961年制定の対外援助法[22 U. S. C. 2311 以降参照]の第II部の第2章のもとで行う貸付契約の事案において、その契約は、議会が本編の§ 2796a(c) (1)若しくは(2)で指定される、場合に応じて15日間若しくは30日間の期間内に、提議されたリース若しくは貸付けを禁止する合同決議を制定した場合、締結又は更新してはならない：

(i) 主要防衛装備品であって、価額が1,400万ドル以上のもの（減価償却費を減額した置換え費用からみた価額）、又は

(ii) 防衛物品であって、価額が5,000万ドル以上のもの（減価償却費を減額した置換え費用からみた価額）。

(2) (1)項で規定される契約であって、北大西洋条約機構（NATO）加盟国又はオーストラリア、日本、韓国、イスラエル、若しくはニュージーランドと締結されたもの場合には、(1)項の制限は、その契約が以下に該当するリース又は貸付けに関係するものである場合にのみ、適用されるものとする—

(A) 主要防衛装備品であって、価額が2,500万ドル以上のもの（減価償却費を減額した置換え費用からみた価額）；又は

(B) 防衛物品であって、価額が1億ドル以上のもの減価償却費を減額した置換え費用からみた価額）。

(b) 決議の審議

副節(a)のもとでの合同決議は、1976年制定の国際安全保障援助及び武器輸出管理法の§ 601(b)の条項に従って、上院において審議されるものとする。

(c) 決議のより高い機密性

副節(a)のもとに合同決議の審議及び制定を促進する目的で、当該合同決議の審議の手続きをとる動議は、しかるべき委員会により報告された後、下院においてより高い機密議案として取り扱われるものとする。

§ 2796c. その他の条項の適用

防衛物品の売却が行われる可能性がある先の国又は組織を制限する法律の条項における本章のもとでの防衛物品の売却に対する言及は、本副章のもとでの防衛物品のリースに対する言及を含むとみなされるものとする。

§ 2796d. 研究開発を目的とする資材、消耗品及び装備品の貸付け

(a) 貸付け又は贈与取引；書面による契約；対象とする計画

(1) 副節(c)で規定する場合を除いて、国防長官は、共同して行う研究、開発、試験又は評価のプログラムを実行する目的で、NATO又は非NATO主要同盟国に、資材、消耗品又は装備品の貸付けを行なう

ことができる。国防長官は、そのような目的で、NATO 又は非 NATO 主要同盟国から資材、消耗品又は装備品を貸付け又は贈与として受け入れることができる。

- (2) 本節のもとに国防長官により締結される貸付け又は贈与のそれぞれの取引は、国防長官と関係国との間の書面による協定のもとに提供されるものとする。
- (3) 国防長官が本節のもとに資材、消耗品又は装備品を貸付けすることができるためのテスト又は評価プログラムには、その資材、消耗品又は装備品の貸付けが行なわれる先の国が試験又は評価の結果を負担金なしに米国に提供することに合意している場合、もっぱら標準化、互換性又は技術評価の目的で実施されるテスト又は評価のプログラムが含まれる。

(b) 消耗材の返済等

本節のもとに、ある国へ貸付けが行なわれた資材、消耗品又は装備品は、国防長官が次のことを裁定又は承認した場合、テスト又は評価プログラムに関連して、米国の返済の要求なしに使い尽くしたり、さもなければ消費することができる—

- (1) 研究、開発、テスト又は評価の成功が、その国に貸付けされた資材、消耗品又は装備品を使い尽くしたり、さもなければ消費することに左右されると裁定した場合；並びに
- (2) 当該資材、供給品又は装備品を使い尽くしたり消費することを承認した場合。

(c) 禁止事項

ある資材が戦略的かつ非常時に不可欠な材料である場合、及び貸付けが行われる時点で、国家防衛上備蓄されている材料の数量（第 50 編の § 98b において規定されている）が、第 50 編の 98b (a) のもとに大統領により決定される備蓄されるべき当該資材の数量よりも少ない場合、国防長官は、本節のもとで、その資材を一国に向けて貸付けを行なうことができない。

(d) 定義された“NATO 同盟国”

本節でいうところの用語“NATO 同盟国”とは、北大西洋条約機構の加盟国（米国を除く）をいう。

副章 VII—ミサイル及びミサイル装備品又は技術の規制

§ 2797. 輸出許可

(a) 規制品目リストの制定

国務長官は、国防長官並びに他のしかるべき省庁及び機関の長官と協議する中で、米国軍需品リストの一部として、MTCR 附属書に掲げるすべての品目（第 50 編の付則の § 2405 (l) では輸出が規制されていない品目）のリストを制定し維持しなければならない。

(b) 輸出許可申請書の照会

- (1) 副節 (a) のもとに制定されたリストに掲載されている品目の輸出許可を承認する国務長官の裁定は、輸出許可申請書が国防長官に照会された後でのみ行うことができる。
- (2) 副節 (a) のもとに制定されたリストに掲載されている品目の輸出に対して輸出許可が発行されてから 10 日以内に、国務長官は、国防長官及び商務長官に対して、申請者に発行された輸出許可申請書及び添付書類を、関係する長官が当該申請書及び添付書類を受け取る必要があることを示した範囲において、提供しなければならない。

(c) 情報の共有

国務長官は、中央情報局長官により決定される場所により、情報コミュニティのしかるべき当局者及びその他のしかるべき政府機関と、MTCR 装備品又は技術及びその他のミサイル技術の移転の有効な監視を確実なものとする情報を共有する手続きを確立しなければならない。

(d) 宇宙空間用飛しょう体プログラムへの輸出

価額が 5 千万ドル未満の品目であって、ミサイル技術規制レジームにおける米国の義務に従って本章のもとに規制されるもの並びに MTCR 附属書のカテゴリー I にリストされる宇宙空間用飛しょう体システ

ム的设计、利用、開発又は生産を支援することを目的とする貨物又は役務の輸出に対する許可（仲介ライセンスを含む）が発行されてから 15 日後以内に、國務長官は、許可された輸出及び当該輸出を承認する合理的根拠（当該輸出の米国のミサイル不拡散政策に対する整合性を含む）を説明する報告書を、議会に伝達しなければならない。前文に含まれる要求事項は、1987 年 4 月 17 日現在の MTCR 加盟国であった国への輸出許可については適用されないものとする。

§ 2797a. 米国人によるミサイル装備品又は技術の移転の拒否

(a) 制裁

(1) 米国人が故意に以下の行為を行ったと大統領が裁定した場合、大統領は、(2) 項で定められる適用可能な制裁を課すものとする：

(A) 本編の § 2778 の条項、第 50 編の付則の § 2404 若しくは § 2405 又は当該条項のもとに発行された規則若しくは命令に違反して、MTCR 附属書に掲げる品目を輸出したり、移転したり、その他の形で取引に従事すること、

(B) そのような輸出、移転若しくは取引に従事することを共謀したり、企てること、又は

(C) 他の者によるそのような輸出、移転若しくは取引を手助けすること。

(2) (1) 項のもとに米国人に適用される制裁は以下の通りである：

(A) 輸出、移転又は取引に含まれる MTCR 附属書に掲げる品目が MTCR 附属書のカテゴリー II の範疇にあるミサイル装備品又は技術である場合、大統領は、当該米国人に対し、2 年の期間にわたり、以下について拒否するものとする—

(i) ミサイル装備品又は技術に関する米国政府の契約；及び

(ii) 本章のもとに規制されるミサイル装備品又は技術の移転に対する輸出許可。

(B) 輸出、移転又は取引に含まれる MTCR 附属書に掲げる品目が MTCR のカテゴリー I の範疇にあるミサイル装備品又は技術である場合、大統領は、当該米国人に対し、2 年以上の期間にわたり、以下について拒否するものとする—

(i) すべての米国政府の契約、及び

(ii) 米国軍需品リストに掲げる品目に対するすべての輸出許可及び協定。

(b) 裁量制裁

副節 (a) に基づいて行われる裁定の事案において、大統領は、本編の § 2778 (c) で規定される制裁を執行することができる。

(c) 推定

MTCR の附属書に掲げる品目の輸出、移転又は取引に関与する米国人に対して副節 (a) のもとに制裁を適用するか否かを裁定する際に、当該品目が MTCR 附属書にリストされているミサイルで使用するために設計されたとする裁定は、当該品目の最終仕向地が、第 50 編の付則の § 2405 (j) (1) (A) でいうところにおいて、国際テロ活動の支援を繰り返し提供したと國務長官が裁定した政府の国家であると大統領が裁定した場合、反証を許す推定（覆えしうる推定）でなければならない。

(d) 撤回

大統領が議会に対して以下のことを証明した場合、大統領は製品又は役務に関して副節 (a) のもとの制裁を課すことを撤回することができる—

(1) 製品又は役務が米国の国家安全保障にとって必須であること；並びに

(2) 当該者が製品又は役務の唯一の大元の供給者であって、その製品又は役務が他の信頼できる供給者から入手できず、かつ、その製品又は役務のニーズが改良された製造プロセス又は技術開発による時宜を得た方法で満たすことができないこと。

§ 2797b. 外国人によるミサイル装備品又は技術の移転

(a) 制裁

(1) 副節 (c) から (g) を条件として、大統領が、1990 年 11 月 5 日以降において外国人が故意に以下の行為を行ったと裁定した場合—

- (A) MTCR 支持国でない国におけるミサイルの取得、設計、開発若しくは製造に寄与する MTCR 装備品若しくは技術、並びに（それが米国原産の装備品若しくは技術であった場合）本章のもとに米国の管轄下にある MTCR 装備品若しくは技術を輸出したり、移転したり、他の形態での取引に従事すること、
 - (B) そのような輸出、移転若しくは取引に従事することを共謀したり、企てること、又は
 - (C) 他の者によるそのような輸出、移転若しくは取引を手助けすること、或いは、大統領が、第 50 編の付則 § 2410b(b) (1)のもとに外国人に関して裁定を行った場合、大統領は、その外国人に(2)項のもとに適用される制裁を課すものとする。
- (2) (1)項のもとに外国人に適用される制裁は以下の通りである：
- (A) 輸出、移転又は取引に含まれる品目が、MTCR の附属書のカテゴリー II の範疇にある場合、大統領は 2 年の期間にわたり、以下について拒否するものとする—
 - (i) ミサイル装備品又は技術に関連する米国政府の契約；並びに
 - (ii) 本章のもとに規制されるミサイル装備品又は技術のそのような外国人への移転に対する輸出許可。
 - (B) 輸出、移転又は取引に含まれる品目が、MTCR の附属書のカテゴリー I の範疇にある場合、大統領は 2 年以上の期間にわたり、以下について拒否するものとする—
 - (i) 当該外国人とのすべての米国政府の契約；並びに
 - (ii) 米国軍需品リストに掲げるすべての品目の、当該外国人への移転の輸出許可。
 - (C) 大統領が、副項(A)及び(B)のもとに講じられる措置に加えて、輸出、移転又は取引が MTCR 支持国でない国におけるミサイルの設計、開発又は製造に実質的に寄与したと大統領が裁定した場合、大統領は、その外国人により製造された製品の米国への輸入を、2 年以上の期間にわたり、禁止するものとする。

(b) MTCR 支持国についての不適用

(1) 通論

(2)項で規定される場合を除いて、副節(a)は以下に関して適用されない—

- (A) MTCR 支持国の法律で認可されている輸出、移転若しくは取引行為（そのような認可が虚偽の陳述若しくは不正手段により取得されているものでない場合に限る）；又は
- (B) MTCR 支持国に所在する最終需要者への品目の輸出、移転又は取引。

(2) 制限事項

(1)項にもかかわらず、副節(a)は、本編の § 2295a(b) (3) (A) で定められる輸出又は移転に携わる政府の下部団体に対して適用されるものとする。

(c) MTCR 支持国による執行措置の遂行

副節(a)で示される制裁は、その副節で定める行為に関して、本節のもとに当該者に課すことができない、或いは当該制裁が当該行為のために当該者に対して効力を有している場合にあっては、当該制裁は解除されるものとする（ただし、MTCR 支持国が当該行為に関して当該者に対して司法措置又はその他の執行措置を講じているか、当該者が当該行為に関してまったく悪事をはたらくことがないことを MTCR 支持国の政府により事実認定された場合、並びに大統領が上院の外交委員会及び下院の国際関係委員会に以下のことを証明した場合に限る）—

- (1) MTCR 支持国により講じられた司法措置又はその他の執行措置について、そのような措置が—
 - (A) 包括的なものであったこと；かつ
 - (B) 米国の満足のいくように実行されていたこと；並びに
- (2) まったく悪事をはたらくことがないことの実事認定に関して、米国がその事実認定の根拠に納得していること。

(d) アドバイザリーオピニオン

国務長官は、いかなる者からの要求であってもその要求に基づき、その者により提起された行為により本節のもとにその者が制裁を受けるか否かに関して、国防長官及び商務長官と協議のうえ、その者にアドバイザリーオピニオンを発行することができる。

提起された行為によりその者が当該制裁を受けないと記述するアドバイザーオピニオンに誠意をもって頼みにする者、並びにそれ以降も当該行為に携わる者は、当該行為のために当該制裁を受けさせる可能性はない。

(e) 撤回及び議会への報告

(1) 副節(d)のもとに発行されたアドバイザーオピニオン（提起された行為によりその者が本節のもとに制裁を受けないと記述するもの）が発行された場合以外のいかなる場合にも、大統領は、外国人に対する副節(a)の適用の撤回について、その撤回が米国の国家安全保障にとって必須であると大統領が裁定した場合に、行うことができる。

(2) 大統領が(1)項で定める撤回を適用すると裁定した場合、大統領は、その撤回を発行してから稼働日で45日後以内に、上院の軍事委員会及び外交委員会並びに下院の軍事委員会及び外交委員会に、そのことを通知しなければならない。

そのような通知には、大統領が撤回を適用するに至らしめた合理的根拠及び状況を十分に且つ明確に表現する報告を含めなければならない。

(f) 推定

MTCRの附属書に掲げる品目の輸出、移転又は取引に関与する外国人に対して副節(a)のもとに制裁を適用するか否かを裁定する際に、当該品目がMTCR附属書にリストされているミサイルで使用するために設計されたとする裁定は、当該品目の最終仕向地が、第50編の付則の§2405(j)(1)(A)でいうところにおいて、国際テロ活動の支援を繰り返し提供したと国務長官が裁定した政府の国家であると大統領が裁定した場合、反証を許す推定（覆えしうる推定）でなければならない。

(g) 追加の撤回

大統領が議会に対して以下のことを証明した場合、大統領は製品又は役務に関して、ある者に対して(1)項のもとでの制裁を課すことを撤回することができる—

- (1) 製品又は役務が米国の国家安全保障にとって必須であること；並びに
- (2) 当該者が製品又は役務の唯一の大元の供給者であって、その製品又は役務が他の信頼できる供給者から入手できず、かつ、その製品又は役務のニーズが改良された製造プロセス又は技術開発による時宜を得た方法で満たすことができないこと。

(h) 除外条項

大統領は、次のいずれかに該当する場合、本節のもとでの制裁（外国人の製品の輸入を禁止する制裁）を適用しないものとする—

- (1) 防衛物品若しくは防衛役務の調達のうち、以下に該当する場合—
 - (A) 既存の契約若しくは下請け契約に基づくもの（米国の国家安全保障にとって必須の要件を満たす生産量についてのオプションの行使を含む）；
 - (B) 制裁が適用されることになる者が当該防衛物品及び役務の唯一の大元の供給者であり、当該防衛物品若しくは役務が米国の国家安全保障にとって必須であり、かつ、代替の供給源が容易に或いは合理的に利用できないと大統領が裁定した場合；又は
 - (C) 当該物品若しくは役務が、防衛協力協定若しくはNATOの協力プログラムのもとに、米国の国家安全保障にとって必須であると大統領が裁定した場合；
- (2) 大統領が制裁を課す大統領の意向を大統領が公表する日の前に締結された契約のもとに提供された製品若しくは役務；又は
- (3) 以下のものに対して—
 - (A) スペアパーツ、
 - (B) 米国の製品又は生産に必須の構成部品（完成品ではないもの）、
 - (C) （代替の供給源が容易に或いは合理的に入手できない限りにおいて）製品の通常のサービス及びメンテナンス、若しくは
 - (D) 米国の製品又は生産に必須の情報及び技術。

§ 2797b-1. MTCR 支持国の加入の通知

(a) 政策の報告

結果としてある国が MTCR 支持国になる米国による措置の前に、大統領は、その国の不拡散の政策、実行及び誓約の評価とともに、当該措置の合理的根拠を記述した報告書を議会に直ちに伝達しなければならない。そのような報告書には、MTCR へのその国の加入の条件に関する米国と当該国との合意又は協定の文章も含めなければならない。

(b) 情報分析報告書

報告書が副節 (a) に基づいて伝達される時点で、中央情報局長官は、副節 (a) で記載される国が、それ以前の 2 年間に於いて本編の § 2797b (a) (1) の副項 (A)、(B) 又は (C) のもとに示される行為に従事したことを示す信頼できる情報を含む単独の報告書を、直ちに作成し議会に提出しなければならない。

§ 2797b-2. MTCR 支持国に関する権限

本編の § 2797b (b) にもかかわらず、大統領は、本編の § 2797c (b) (2) で定める状況のもとに本編の § 2797b (a) (2) に基づく措置を講じることができる。

§ 2797c. 定義

(a) 通則

本章でいうところにおいて—

- (1) 用語“ミサイル”とは、MTCR 附属書で定義されるカテゴリー I のシステム及び同様の能力を有するその他の無人発射システムに加えてこれらのシステムのために特別に設計された生産設備をいう；
- (2) 用語“ミサイル技術規制レジーム”又は“MTCR”とは、MTCR 附属書及びこれらの改正版に基づく機微なミサイル関連の移転を制限することを 1987 年 4 月 16 日に発表した米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ及び日本の間の政策声明をいう；
- (3) 用語“MTCR 支持国”とは、MTCR 参加国又は米国が参加国である国際協定に基づいて、MTCR で示される基準及び標準に従って、MTCR 装備品又は技術を規制している国をいう；
- (4) 用語“MTCR 附属書”とは、MTCR のガイドライン並びに装備品及び技術の附属書並びにこれらの改正されたものをいう；
- (5) 用語“ミサイル装備品又は技術”及び“MTCR 装備品又は技術”とは、MTCR 附属書のカテゴリー I 又はカテゴリー II にリストされているそれらの品目をいう；
- (6) 用語“米国人”とは、第 50 編の付則 § 2415 (2) の用語で与えられる意味を持つ；
- (7) 用語“外国人”とは、米国人以外のものをいう；
- (8) (A) 用語“人”とは、自然人に加えて企業、事業連合体、合名会社、協会団体、企業合同体、その他の非政府団体、組織又はグループ、及び企業として運営する政府団体、及び当該団体の継承者をいう；並びに
 - (B) 非市場経済国（ワルシャワ条約の旧加盟国を除く）の場合、用語“人”とは以下をいう—
 - (i) ミサイル装備品又は技術の開発又は製造に関連する当該政府のすべての組織体；及び
 - (ii) エレクトロニクス、宇宙システム又は装備品、及び軍用機の開発又は製造に影響を及ぼす当該政府のすべての組織体；並びに
- (9) 用語“…の取引にその他の形態に従事する”とは、特定の輸出又は移転に関して、輸出又は移転される品目の運送会社、又は指定された輸出代理人、又は荷受人又は最終需要者であることをいう。

(b) 定義された国際協定

副節 (a) (3) でいうところにおいて、用語“国際協定”とは、2000 年 1 月 1 日以後米国と締結された国際協定に関連する場合、以下を意味する—

- (1) MTCR 支持国ではない国においてミサイルの取得、設計、開発若しくは製造に寄与する MTCR 装備品若しくは技術、並びに米国原産の装備品若しくは技術である場合にあっては、本章のもとに米国の管轄下にある MTCR 装備品及び技術について、輸出、移転若しくはその他の形態での取引に従事しないことの一国による明確な取決め；又は
- (2) MTCR 支持国ではない国においてミサイルの取得、設計、開発若しくは製造に寄与する MTCR 装備品

及び技術、並びに米国原産の装備品若しくは技術である場合にあっては、本章のもとに米国の管轄下にある MTCR 装備品及び技術について、輸出若しくは移転する場合、本編の § 2797b (a) (2) のもとに、本編の § 2797b (b) にもかかわらず、米国が措置を講じる権利を保持していることの一国による明確な取決め。

副章Ⅷ—化学生物兵器の拡散

§ 2798. 特定の外国人に対する制裁措置

(a) 制裁発動

(1) 大統領による裁定

副節 (b) (2) で規定される場合を除いて、外国人が 1991 年 10 月 28 日以降において、故意に、かつ、実質的に以下のことを通じて寄与したと大統領が裁定した場合、大統領は副節 (c) で規定される両方の制裁を課すものとする—

- (A) 米国の管轄下にある貨物若しくは技術の米国からの輸出を通じて、
- (B) 貨物若しくは技術であって、その貨物若しくは技術が米国の貨物若しくは技術であった場合に、米国の管轄下になるものの他国からの輸出を通じて、又は
- (C) 1979 年制定の輸出管理法 [50 U. S. C. App. 2401 以降参照] に基づく制裁を受けないその他の取引であって、(2) 項で規定される外国、プロジェクト若しくは事業者による化学生物兵器の使用、開発、製造、貯蔵、その他取得する活動のための取引を通じて。

(2) 援助を受けている国、プロジェクト又は事業者

(1) 項は、以下の場合に適用される—

- (A) 1980 年 1 月 1 日以後いつであっても、大統領が以下の裁定を行った外国—
 - (i) 国際法に違反して、化学生物兵器を使用した；
 - (ii) その外国の自国民に対して、死に至らしめる化学生物兵器を使用した；又は
 - (iii) 上記 (i) 若しくは (ii) 項で定める行為に従事するための実質的な準備を行った；
- (B) 1979 年制定の輸出管理法の § 6 (j) [50 U. S. C. 付則 § 2405 (j)] でいうところにおいて、国際テロ行為に繰り返し支援を行った政府であるとして裁定された外国；又は
- (C) 本節でいうところにおいて、大統領により指定された他の外国、プロジェクト又は事業者。

(3) 制裁が課せられる者

制裁は、(1) 項に基づいて以下の者に課せられるものとする—

- (A) 外国人であって、その者に関して大統領がその項で定められる裁定を行ったもの；
- (B) その外国人の後継者；
- (C) その外国人の親となるもの又は子となるものである外国人であって、その親となるもの又は子となるものが、その裁定の根拠となった行為に、故意に援助した場合；並びに
- (D) その外国人の系列となるものである外国人のうち、その系列となるものが、その裁定の根拠となった行為に故意に援助した場合であって、かつ、その系列となるものが、その外国人に事実上管理されている場合。

(b) 管轄する外国政府との協議及び管轄する外国政府による措置

(1) 協議

大統領が外国人に関して副節 (a) (1) で定める裁定を行った場合、議会は大統領に、本節に基づいて制裁を課すことに関して当該外国人に対する主たる管轄権について当該政府と直ちに協議を開始することを勧告する。

(2) 管轄する政府による措置

当該政府とそのような協議を遂行するために、大統領は、本節に基づく制裁発動を、最高 90 日までの期間、遅らせることができる。これらの協議のあとで、大統領は、当該政府が副節 (a) (1) で定める行為を行っている外国人の関与をやめるための明確で有効な措置（しかるべき制裁を含む）を講じたことを大統領が裁定し、議会に証明しない限り、制裁を課さなければならない。大統領が、当該政府が前文で記述される措置を講じることが進行中であると裁定し、議会に証明した場合、大統領は最高 90 日までの追加期間にわたって制裁発動を遅らせることができる。

(3) 議会への報告

大統領は、副節(a)(1)のもとに裁定を行ってから90日後以内に、本副節のもとでの当該政府との協議の状況、並びに当該政府が明確な是正措置を講じたことを本副節の(2)項のもとに裁定した根拠に関して議会に報告しなければならない。

(c) 制裁

(1) 制裁の説明

副節(a)(1)に基づいて課せられる制裁は、本副節の(2)項で規定される場合を除いて、次のものである：

(A) 調達制裁

米国政府は、副節(a)(3)で定められる者から、いかなる貨物若しくは役務も、調達したり、調達の契約を締結しないものとする。

(B) 輸入制裁

副節(a)(3)で定められる者により製造された製品の米国への輸入は禁止されるものとする。

(2) 除外条項

大統領は、次のいずれかに該当する場合、本節のもとでの制裁を適用又は維持することを要求しないものとする—

(A) 防衛物品若しくは防衛役務の調達のうち、以下に該当する場合—

(i) 既存の契約若しくは下請け契約に基づくもの（米国の作戦上の軍事要求を満たす生産量に対するオプションの行使を含む）；

(ii) 制裁が別途適用されることになる者若しくはその他の事業者が当該防衛物品若しくは役務の唯一の大元の供給者であり、当該防衛物品若しくは役務が不可欠なものであり、かつ、代替の供給源が容易に或いは合理的に利用できないと大統領が裁定した場合；又は

(iii) 当該物品若しくは役務が、防衛協力協定のもとに、国家安全保障にとって必須であると大統領が裁定した場合；

(B) 大統領が制裁を課す大統領の意向を公表する日の前に締結された契約のもとに提供された製品若しくは役務；

(C) 以下のものに対して—

(i) スペアパーツ、

(ii) 米国の製品又は生産に必須の構成部品（完成品ではないもの）、若しくは

(iii) （代替の供給源が容易に或いは合理的に入手できない限りにおいて）製品の通常のサービス及びメンテナンス；

(D) 米国の製品又は生産に必須の情報及び技術に対して；又は

(E) 医療用又はその他の人道的品目。

(d) 制裁の終了

本節に基づいて課せられた制裁は、制裁発動のあと少なくとも12か月の期間にわたり適用されるものとする、また、その制裁は、それ以降において、副節(a)(1)のもとに裁定が行われた外国人が、その副節で規定されるところの化学生物兵器の能力を取得する活動を行っている外国の政府、プロジェクト又は事業者を援助又は教唆を中止したことを信頼できる情報が示すと大統領が裁定し、議会に証明した場合にのみ適用することを中止するものとする。

(e) 撤回

(1) 撤回の基準

大統領は、本節に基づいていずれかの者に課せられた制裁の適用について、大統領が、その撤回が米国の国家安全保障上の国益に重要であると裁定し、証明した場合、その者に制裁が課せられた日から12か月後に撤回することができる。

(2) 議会への通知及び報告

大統領が(1)項で規定された撤回の権限を行使することを決定した場合、大統領は、その撤回の効力が生じる少なくとも20日以上前までに、そのことを議会に通知しなければならない。

そのような通知には、大統領が撤回の権限を行使するに至らしめた合理的根拠及び状況を十分に且つ明確に表現する報告を含めなければならない。

(f) 定義された外国人

本節でいうところの、用語“外国人”とは、以下の者をいう—

- (1) 個人であって、米国民でない者若しくは米国への永住権の取得が認められた外国人でない者；又は
- (2) 会社、合名会社若しくはその他の事業者であって、外国の法律のもとに創設若しくは組織されたもの若しくは米国外にその事業の本拠を持つもの。

副章区—NATO 加盟国への特定の CFE（欧州通常戦力）条約で制限される装備品の移転

§ 2799. 目的

本副章の目的は、CFE 条約に沿って、以下に該当する NATO の装備品の移転プログラムを大統領が支援する権限を与えることにある—

- (1) NATO 軍を強化するもの、
- (2) NATO の標準化及び相互運用性を増強するもの、並びに
- (3) NATO 同盟諸国内において防衛力の負担をより良く分担するもの。

§ 2799a. CFE 条約の義務

本副章で規定される権限は、CFE 条約に関連して米国によって負担される義務に沿って行使されるものとする。

§ 2799b. 権限

(a) 一般的な権限

大統領は、NATO の計画に従って、以下に該当する防衛物品を NATO/CFE 批准国に移転することができる—

- (1) “CFE 条約によって制限される通常軍備品及び装備品”についての CFE 条約の定義の範疇に含まれる戦車、装甲戦闘車両、又は火砲；
- (2) CFE 条約に署名された日時点で、国防総省の貯蔵品の中にあつたもので、かつ、CFE 条約の適用範囲にあるもの；並びに
- (3) CFE 条約の適用範囲内で、米国軍によって必要でない大統領が裁定したもの。

(b) 移転の直接経費を排除するための NATO の援助の受け入れ

副節(a)のもとに防衛物品の移転を容易にする直接経費を排除するために、米国は、NATO 又は NATO/CFE 批准国によって提供される役務を利用することができる（そのように移転される防衛物品に関する検査、修理又は輸送サービスを含む）。

(c) 特定の米国の義務を果たす中での NATO の援助の受け入れ

CFE 条約で制限される通常軍備品及び装備品の破壊について CFE 条約で要求される義務への米国の順守を容易にするため、米国は NATO 又は NATO/CFE 批准国によって提供される役務又は資金を利用することができる。

(d) 譲渡を基本とする移転の権限

防衛物品は、副節(a)のもとに受領国に費用を負担させることなく移転できる。

(e) 第三国の移転の制限

本編の § 2753(a)(2)、§ 2753(a)(3)、§ 2753(c)及び § 2753(d)でいうところにおいて、副節(a)のもとに移転される防衛物品は、本章のもとに売却されたものとみなされる。

(f) 東地中海における軍事均衡の維持

大統領は、副節(a)のもとでの米国による移転（CFE 条約を履行する中で他の NATO/CFE 批准国による移転とともに行われるもの）は、東地中海における軍事均衡を維持する米国の政策（本編の § 2373 に盛り込まれている）と整合するために確実にそのような評価をしなければならない。

(g) 権限の失効

(1) 通則

(2) 項で規定される場合を除いて、副節(a)の権限は、CFE 条約が効力を生じる最初の日から 40 か月の期間の終了時点で失効する。

(2) 移行ルール

(1) 項は、本編の § 2799c(a)のもとでの通知が、その項で規定される期間が終了する前に提出される防衛物品の移転に関しては適用されない。

§ 2799c. 議会への通知及び報告

(a) 通知

本編の § 2799b(a)に基づいて防衛物品を移管する 15 日前までに、大統領は本編の § 2394-1 に基づく通知を再プログラムするために適用される手続きに従って、上院の外務委員会及び下院の外交委員会に通知しなければならない。

(b) 年次報告

毎年 2 月 1 日までに、大統領は、上院の外交委員会及び軍事委員会並びに下院の外交委員会及び軍事委員会に以下の内容の報告を提出しなければならない—

- (1) 前暦年度中に、本編の § 2799b(a)のもとに米国によって NATO/CFE 批准国の各受領国に行われたすべての移転をリストしたもの；
- (2) これらの移転が、本編の § 2799 の(1)から(3)項で定める目的をいかに促進したかを記述したもの；並びに
- (3) CFE 条約で制限される通常軍備品及び装備品の他の国へのすべての移転を、国別の基準でリストしたもの—
 - (A) CFE 条約を履行している各 NATO/CFE 批准国（米国を除く）別のリスト、及び
 - (B) CFE 条約を履行している批准国の東陣営の各国別のリスト。

§ 2799d. 定義

本副章で使用される時—

- (1) 用語“CFE 条約”とは、Treaty on Conventional Armed Forces in Europe [欧州通常戦力条約]（1990 年 11 月 19 日、パリで署名）をいう；
- (2) 用語“CFE 条約で制限される通常軍備品及び装備品”は、CFE 条約の第 II 条の 1(J) 項の範疇にある用語“条約で制限される通常軍備品及び装備品”と同じ意味をもつ；
- (3) 用語“NATO”は、北大西洋条約機構をいう；
- (4) 用語“NATO/CFE 批准国”とは、NATO 加盟国のうち、CFE 条約批准国であって、かつ、1948 年のブリュッセル条約又は 1949 年のワシントン条約（北大西洋条約）に署名若しくは同意した締約国グループのうち、CFE 条約の第 II 条の 1(A) 項にリストされている国をいう；並びに
- (5) 用語“東陣営の締約国”とは、1955 年のワルシャワ条約に署名した締約国グループのうち、CFE 条約の第 II 条の 1(A) 項にリストされている国、或いは当該国の後継国家をいう。

副章 X — 核不拡散規制**§ 2799aa. 核濃縮関連の移転**

(a) 禁止事項；セーフガード [保障措置] 及びマネジメント

本節の副節(b)で規定される場合を除いて、1961 年制定の対外援助法 [22 U. S. C. 2151 以降参照] 又は本章を実施するために利用できるようにされるいかなる資金も、1977 年 8 月 4 日以降に他の国に核濃縮設

備、核物質若しくは技術を引渡したとして、或いは、1977年8月4日以降において他の国からそのような設備、核物質若しくは技術を受け取ったとして大統領が裁定した国に対して、経済援助（1961年制定の対外援助法の第Ⅱ部の第4章[22 U. S. C. 2346 以降参照]のもとでの援助を含む）の提供、軍事援助の提供又は軍事教育及び訓練の譲与、当該法律の第Ⅱ部第6章[22 U. S. C. 2348 以降参照]のもとでの援助の提供、又は軍事借款の供与、借款保証の目的で利用することができない（ただし、そのような引渡しの前に以下のことを実施した場合を除く）一

- (1) 供給国及び受取国が、引渡し次第、すべての当該設備、核物質若しくは技術について、これが利用可能となった場合に、多国間の援助及び管理のもとに置くことについて合意に達した場合；並びに
- (2) 受取国が、当該国における、すべてのそのような設備、核物質、技術、並びにすべての核燃料及び核施設を、国際原子力機関のセーフガードシステムのもとに置くことについて、当該機関と協定を締結した場合。

(b) 継続的な援助の必要性についての大統領による証明；議会による反対

- (1) 本節の副節(a)にもかかわらず、大統領は、大統領が以下のことを裁定し、下院議長、下院の外交委員会、及び上院の外交委員会に書面で証明した場合、その副節のもとに別途禁止されている援助を提供することができる一
 - (A) そのような援助の打ち切りが、米国の国益に対して極めて重大な深刻な影響を持つことになる；並びに
 - (B) 大統領が、当該国が核兵器を取得若しくは開発しないこと又はそのようにすることにおいて他の国家を援助しないことの信頼できる確証を受けている。そのような証明は、それぞれ個別の事案において、その裁定を裏付ける根拠を示さなければならない。
- (2) (A) 本副節の(1)項のもとでの証明は、その証明が議会により受け取られた日に効力を生じるものとする。しかし、もし、この証明を受け取ってから暦日で30日後以内に、議会がこの証明に基づく援助の提供を承認しないことを実質的に規定する合同決議を制定した場合、その決議が制定され次第、この証明は効力を失うものとし、その証明を根拠として提供された援助のすべての供与は直ちに停止しなければならない。
- (B) 本項のもとでの合同決議は、1976年制定の国際安全保障援助及び武器輸出管理法の§601(b)の条項に従って、上院で審議されるものとする。

§ 2799aa-1. 核再処理の移転、核爆発装置の違法輸出、核爆発装置の移転、及び核爆発

(a) 核再処理装置、核物質又は技術の移転に関与する国への援助の禁止；除外条項；適用される手続き

- (1) 本副節の(b)項で規定される場合を除いて、1961年制定の対外援助法[22 U. S. C. 2151 以降参照]又は本章を遂行するために利用できるようにされるいかなる資金も、大統領が以下のことを裁定した国に向けて、経済援助（1961年制定の対外援助法[22 U. S. C. 2346 以降参照]の第Ⅱ部の第4章のもとでの援助を含む）の提供、軍事援助の提供若しくは軍事教育及び訓練の譲与、当該法律[22 U. S. C. 2348 以降参照]の第Ⅱ部第6章のもとでの援助の提供、又は軍事借款の供与若しくは借款保証を行う目的で利用してはならない一
 - (A) 1977年8月4日以降に他の国に核再処理設備、核物質若しくは技術を引渡している、或いは、1977年8月4日以降において他の国から上記の設備、核物質若しくは技術を受けている（ただし、米国が参加している高純度プルトニウム再処理の代替となる技術の国際評価プログラムにおける研究に関連する再処理技術の移転については除外する）、又は
 - (B) 非核兵器国であって、1985年8月8日以降において、当該国の核爆発装置を製造する能力に著しく寄与する核物質、設備又は技術を米国から違法に輸出している（又は違法な輸出をこころみている）国（ただし、大統領が、そのような核物質、装置又は技術が当該国により核爆発装置の製造に使用されたと裁定した場合に限る）。(B)項でいうところにおいて、ある国の代理人である者、さもなければある国に代わって若しくはある国の利益のために活動する者による輸出（又は輸出を試みること）は、当該国による輸出（又は輸出を試みること）とみなされるものとする。
- (2) 本副節の(1)項にもかかわらず、大統領は、いずれの会計年度の間においても、大統領が、その会計年度の間において当該援助の終了が米国の不拡散の目標の達成に深刻な有害を及ぼしたり、その他共同防衛及び治安を危険にさらすと裁定し、下院議長、下院の外交委員会、及び上院の外交委員会の

委員長に書面で証明した場合、当該項のもとで別途禁止される援助を提供することができる。大統領は、その証明とともに、それについての明確な根拠を示す声明を伝達しなければならない。

- (3) (A) 本副節の(2)項のもとでの証明は、その証明が議会により受け取られた日に効力を生じるものとする。しかし、もし、この証明を受け取ってから暦日で30日後以内に、議会がこの証明に基づく援助の提供を承認しないことを実質的に規定する合同決議を制定した場合、その決議が制定され次第、この証明は効力を失うものとし、その証明を根拠として提供された援助のすべての出荷は直ちに停止しなければならない。
- (B) 本項のもとでの合同決議は、1976年制定の国際安全保障援助及び武器輸出管理法の§601(b)の条項に従って、上院で審議されるものとする。

(b) 核爆発装置の移転又は使用に関与する国への援助の禁止；除外条項；適用される手続き

- (1) (4)、(5)及び(6)項で規定される場合を除いて、1994年制定の核拡散防止法のパートBの施行日以降において、ある国が以下に該当すると大統領が裁定した場合、大統領は、直ちに議会に大統領の裁定を書面で報告しなければならない。また、直ちに当該国に対して(2)項で定める制裁を発動しなければならない。
- (A) ある国が、非核兵器国に向けて核爆発装置を移転する場合、
- (B) ある国が、非核兵器国であって、次のいずれかに該当する場合—
- (i) 核爆発装置を受け取る場合、又は
- (ii) 核爆発装置を起爆させる場合、
- (C) ある国が、非核兵器国に向けて、何らかの設計情報又は部分品（核爆発装置の開発若しくは製造のために重要であって、かつ、受領国によって核爆発装置の開発若しくは製造に使用する意図があることを移転国が認識していると大統領が裁定した設計情報又は部分品）を移転する場合、或いは
- (D) ある国が非核兵器国であって、何らかの設計情報又は部分品（核爆発装置の開発若しくは製造のために重要であって、かつ、受取国によって核爆発装置の開発若しくは製造に使用する意図があると大統領が裁定した設計情報又は部分品）を求めており、かつ、受け取っている場合。
- (2) (1)項で言及される制裁は、以下の通りである：
- (A) 米国政府は、1961年制定の対外援助法[22 U.S.C. 2151 以降参照]のもとに当該国への援助を打ち切るものとする（ただし、人道支援物資、食糧品又はその他の農産物を除く）。
- (B) 米国政府は、以下について打ち切るものとする—
- (i) 防衛物品、防衛役務、又は設計建設役務の、本章のもとでの当該国への売却；並びに
- (ii) 米国の軍需品リストに掲げる品目の当該国への輸出許可。
- (C) 米国政府は、本章のもとに当該国に対するすべての対外軍事融資について打ち切るものとする。
- (D) 米国政府は、当該国への米国政府の省庁、機関又は出先機関による借款、借款保証又はその他の金融支援について拒否するものとする（但し、以下については、本副節の制裁を適用しないものとする）—
- (i) 1947年制定の国家安全保障法の第V編[50 U.S.C. 3091 以降参照]の報告要求事項の対象となる取引（諜報活動の議会の監視に関するもの）、
- (ii) 医薬品、医療機器及び人道支援物資、又は
- (iii) 食糧品若しくはその他の農産物の購入を支援するため農務省により提供される借款、借款保証又は金融支援。
- (E) 米国政府は、本編の§262dに従って、国際金融機関による当該国への貸付の繰り延べ、又は金融支援若しくは技術支援について反対するものとする。
- (F) 米国政府は、米国の銀行が当該国政府に対して貸付を行うこと又は借款を供与することを禁止するものとする（ただし、食糧品又はその他の農産物（肥料を含む）を購入するための貸付又は借款を除く）。
- (G) 第50編の付則§2405の権限は、特定の貨物及び技術（食料品及びその他の農産物を除く）の当該国への輸出を禁止するために用いてはならない、ただし、そのような禁止事項は、1947年制定の国家安全保障法の第V編[50 U.S.C. 3091 以降参照]の報告要求事項（諜報活動の議会の監視に関するもの）の対象となる取引については適用されないものとする。

(3) 本副節で用いられる場合一

(A) 用語“設計情報”とは、核爆発装置の設計に関係する専用の情報のうち、一般に入手できないものをいう；並びに

(B) 用語“部分品”とは、核爆発装置の専用部分品をいう。

(4) (A) 本副節の(1)項にもかかわらず、大統領は、大統領が当該国に対して直ちに制裁を発動することが米国の国家安全保障に悪影響となると裁定した証明を、下院議長及び上院の外交委員会の委員長に最初に伝達した場合、本副節の(1)(A)若しくは(1)(B)項のもとに別途要求される制裁発動を、連続期間で30日を越えない期間にわたって遅らせることができる。核爆発装置の同じ爆発、移転又は受取りに関して、一国に対して一件以内の証明を伝達することができる。

(B) 大統領が副節(A)のもとに議会で証明を伝達した場合、大統領が本副節の(5)項の撤回権限を行使することを容認する合同決議は、議会がこの証明を受け取ってから30日の連続開会期間内に、上院又は下院のいずれかに提出された場合、本項の副項(c)に従って、上院において審議されるものとする。

(C) 本項のもとでの合同決議は、1976年制定の国際安全保障援助及び武器輸出管理法の§601(b)の条項に従って、上院で審議されるものとする。

(D) 本項でいうところの用語“合同決議”とは、以下の決議条項のあとの中味である合同決議をいう：“武器輸出管理法の§102(b)(4)のもとでの大統領による__に関する証明を__に受けている議会は、これによって議会は、大統領が本法律の§102(b)(5)に含まれる撤回権限を行使することを正当と認める。”(最初のブランクに証明の国名が記入され、第二のブランクに受取日が記入される)。

(5) 本副節の(1)項にもかかわらず、議会が本副節の(4)項のもとに合同決議を制定した場合、大統領は、(1)(A)又は(1)(B)項のもとに別途求められる制裁について、大統領が、当該制裁の発動が米国の不拡散の目標の達成に重大な不利益になったり、その他共同防衛及び治安を危険にさらすと裁定し、下院議長及び上院の外交委員会の委員長に書面で証明した場合、撤回することができる。大統領は、そのような証明とともに、それについての明確な根拠を示す声明を伝達しなければならない。

(6) (A) 大統領が(1)(C)又は(1)(D)項のもとに、ある国に制裁を課すことを求められる場合、大統領は直ちに当該国にそのように通知しなければならない、(1)項により求められる報告書を議会に提出してから30日後のはじめに、必要な制裁を課さなければならない(ただし、30日の期間において、当該制裁発動を禁止する法律が制定される場合、その必要の限度において、除かれる)。

(B) 法律の他の条項にもかかわらず、(1)(C)又は(1)(D)項のもとに、ある国に発動されることを要求される制裁は、大統領が、当該国に対する当該制裁を適用することが極めて重要な米国の国益に、深刻で有害な影響を持つであろうことを裁定し、書面で上院の外交委員会及び政府問題委員会並びに下院の外交委員会に証明した場合、適用されないものとする。大統領は、そのような証明とともに、それについての明確な根拠を示す声明を伝達しなければならない。

(7) 本副節でいうところにおいて、開会期間の連続性は議会の無期延期によってのみ中断され、かつ、議会が連続して開会中である期間の計算において、上院及び下院のいずれもが、ある一定の期日に対して3日を超える休会のために閉会中である日にちについては除かれる。

(8) 大統領は、本副節のもとに裁定を行ったり、変更する大統領の権力、権限又は裁量を委任したり、移管してはならない。

(c) 定義された“非核兵器国”

本節で用いられる場合、用語“非核兵器国”とは、核兵器不拡散条約の第IX条(3)で定義されるところの、核保有国でない国をいう。

§ 2799aa-2. 定義された“核爆発装置”

本副章で用いられる場合、用語“核爆発装置”とは、本編の§6305(4)の中の使用で与えられる意味を持つ。